

## 8 構造物の影響

### 8.1 日照障害

#### (1) 予測及び評価

##### (ア) 予測結果

##### a. 冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

平均地盤面±0 mにおける時刻別日影図は図4.8.1-1(1)に、等時間日影図は図4.8.1-1(2)に示すとおりである。

冬至日の平均地盤面±0 mにおいて、計画建物による日影を受ける既存建物は36棟である。日影時間別の内訳は表4.8.1-6に示すとおり、1時間未満が24棟、1時間以上2時間未満が7棟、2時間以上3時間未満が5棟、3時間以上4時間未満及び4時間以上が0棟と予測する。

また、建築基準法に基づく日影規制の測定水平面(平均地盤面+4 m)における等時間日影図は、図4.8.1-2に示すとおりである。

冬至日の平均地盤面+4 mにおける計画建物による日影は、「川崎市建築基準条例」に基づく日影規制の内容を満足している。

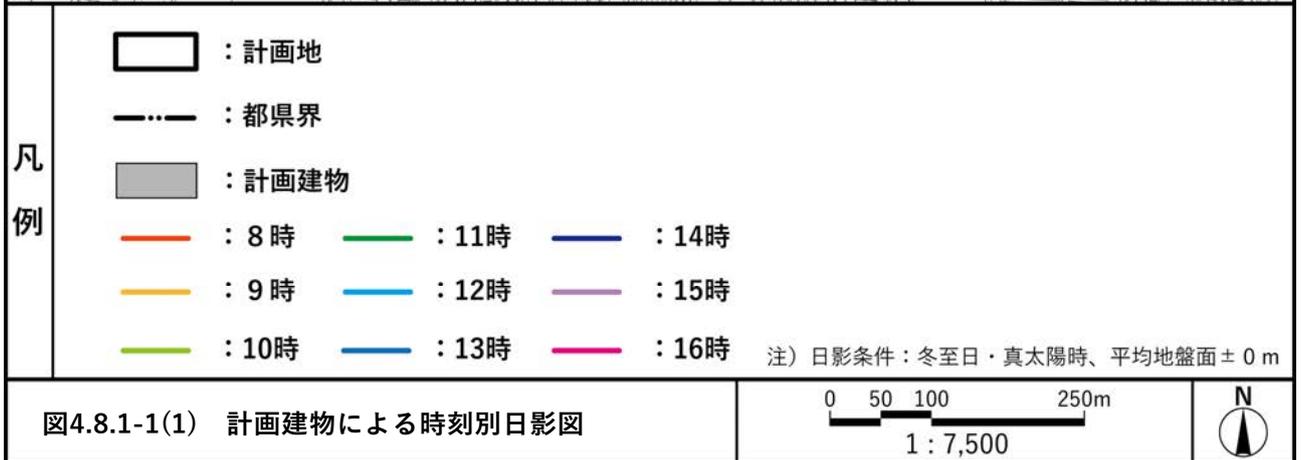
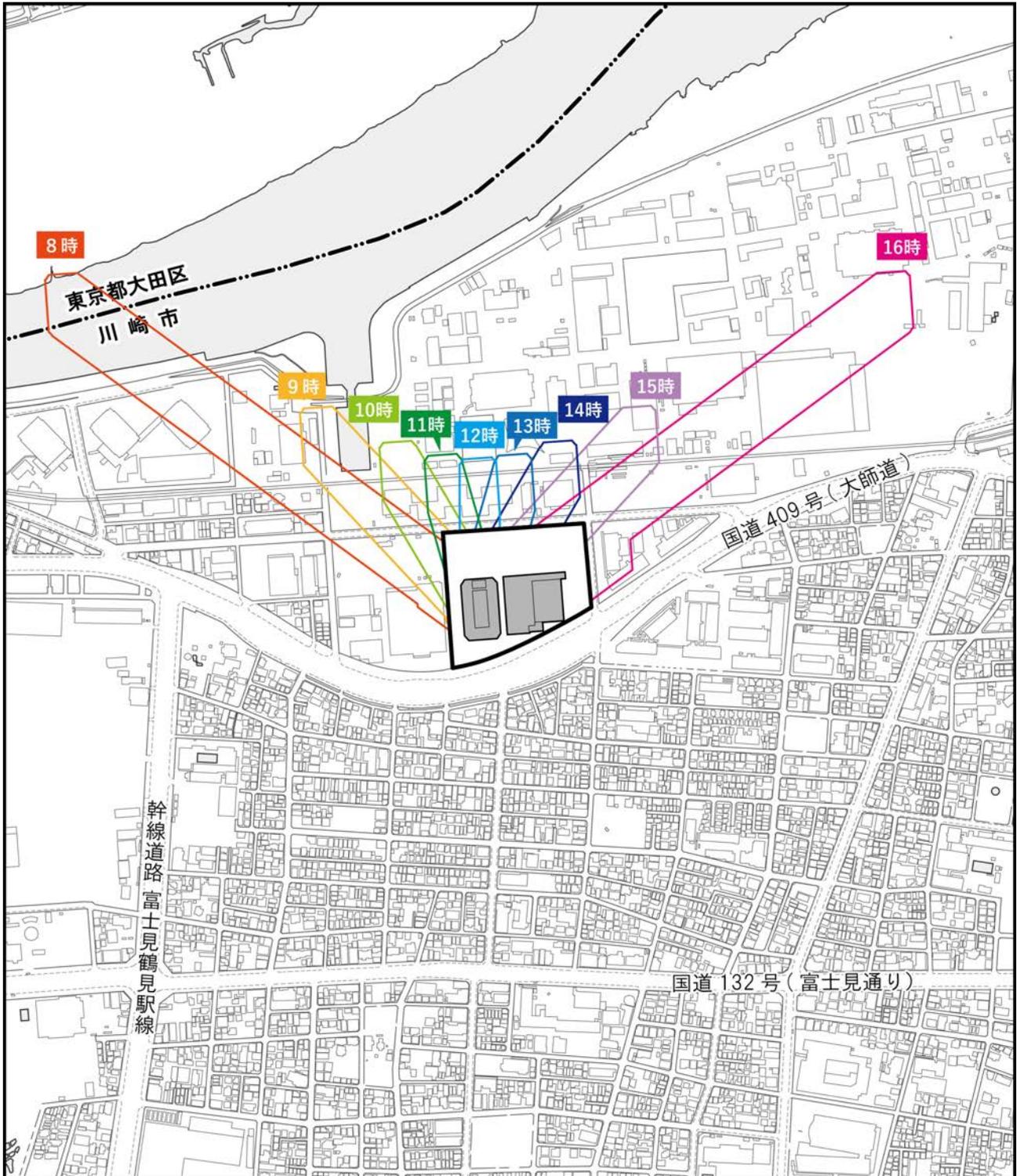
##### b. 日照障害の影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度

冬至日の平均地盤面±0 mにおいて、計画建物による日影を受ける日照障害の影響に特に配慮すべき施設等の日影の状況は、表4.8.1-1に示すとおりである。

計画地周辺の日照障害の影響に特に配慮すべき施設等のうち、キディ鈴木町・川崎保育園の1棟において、冬至日の13時前から15時頃にかけて、計画建物による2時間程度の日影が生じると予測する。

表4.8.1-1 計画建物による日影を受ける棟数

日影時間	日影の影響を受ける建物棟数	計画地周辺の日影の影響を受ける特に配慮すべき施設
1時間未満	24棟	—
1時間以上2時間未満	7棟	—
2時間以上3時間未満	5棟	1棟
3時間以上4時間未満	—	—
4時間以上	—	—
合計	36棟	1棟



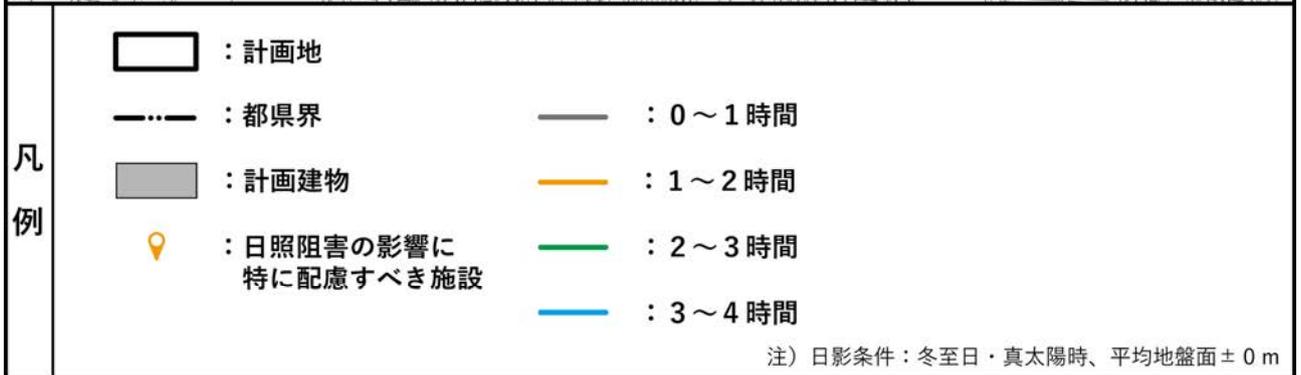
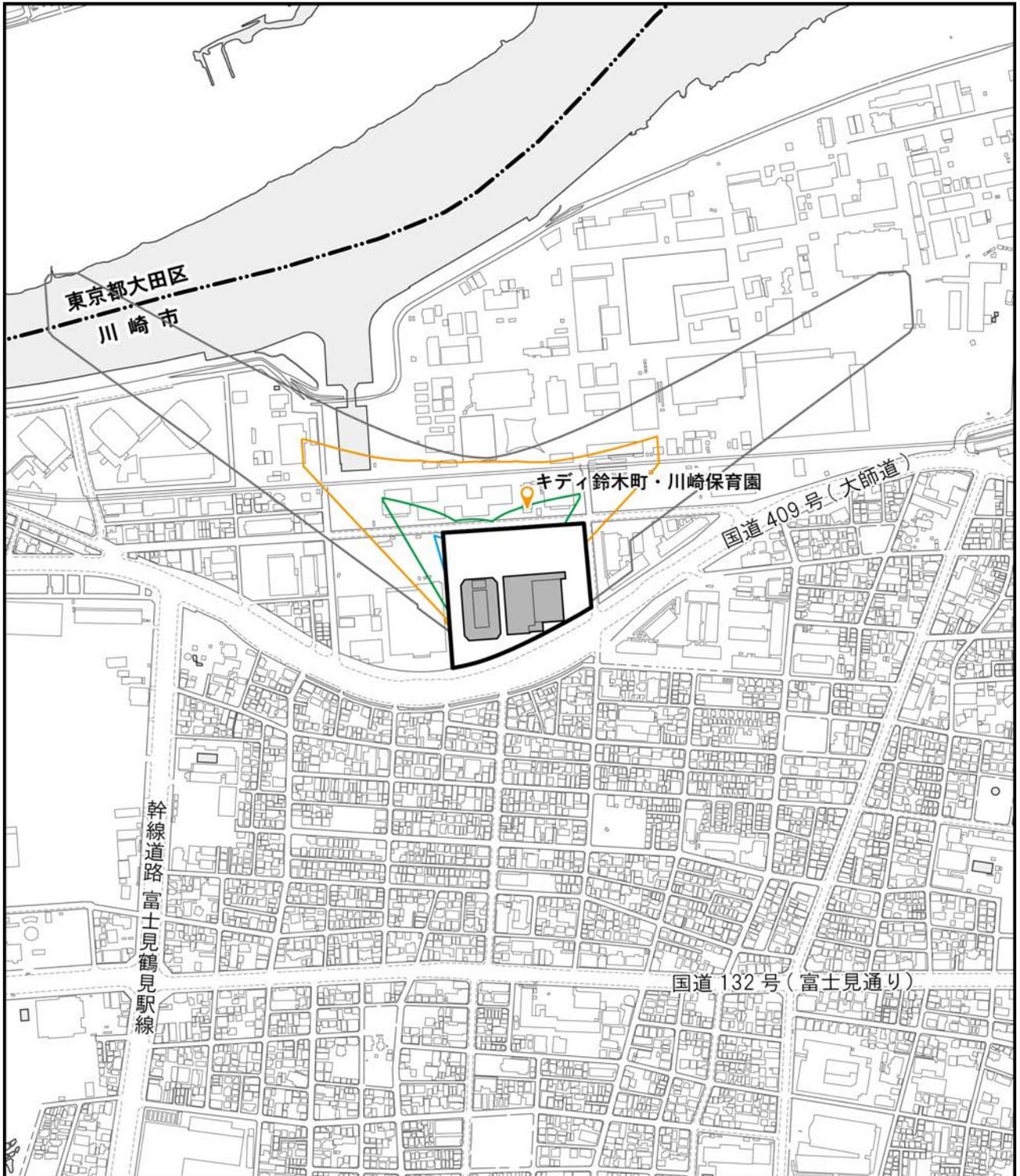
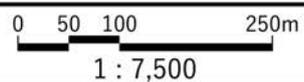
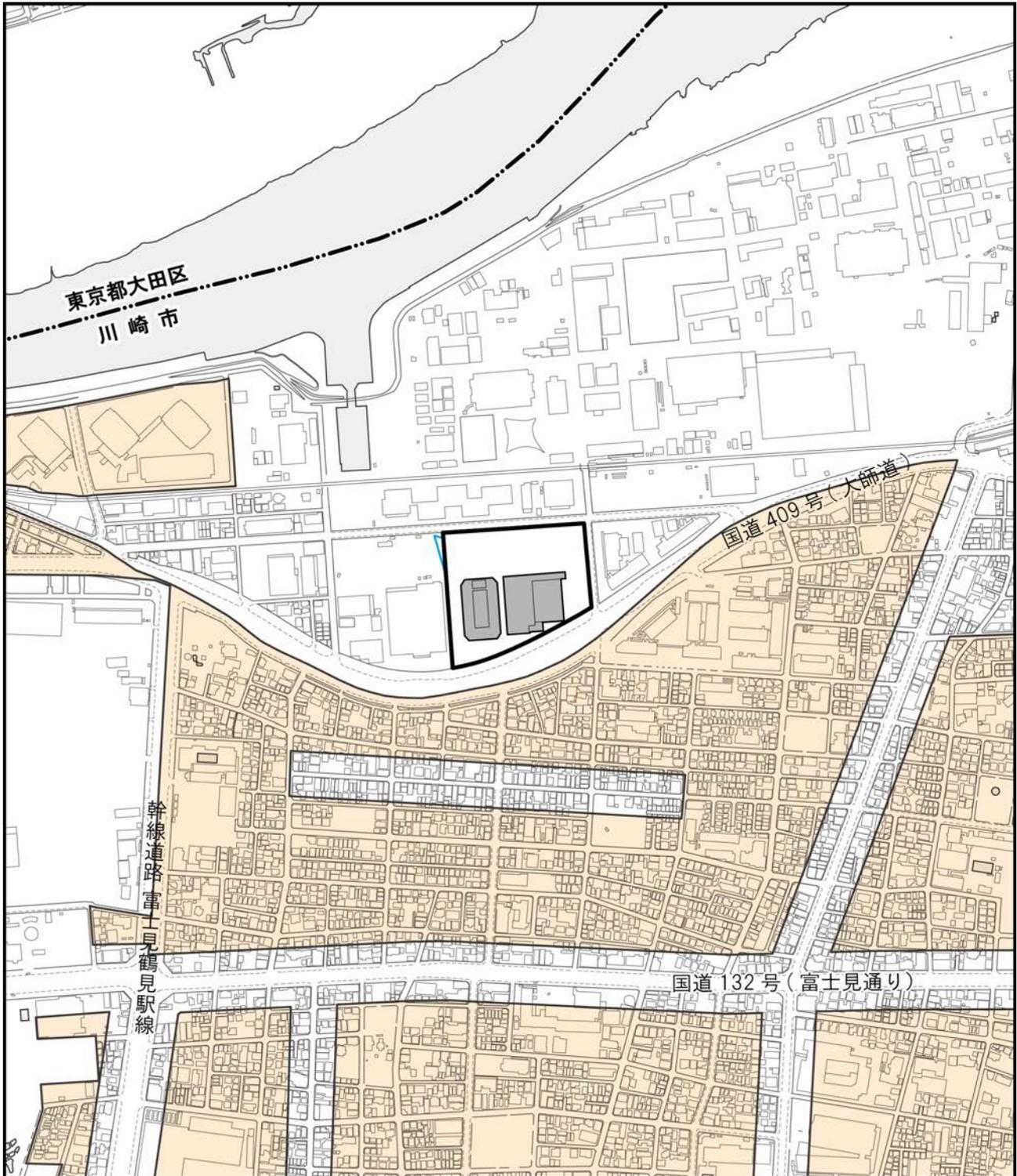


図4.8.1-1(2) 計画建物による等時間日影図





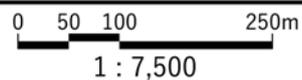
**凡例**

- : 計画地
- : 都県界
- : 計画建物
- : 3時間日影線
- : 5時間日影線※

種類	規制される日影時間		測定水平面の高さ (平均地盤面)からの高さ
	規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)		
	5mを超え 10m以内	10mを超える	
	5時間以上	3時間以上	4m

※ : 5時間日影線は計画地外に図示されるまでは至らない。  
 注) 日影条件 : 冬至日・真太陽時、平均地盤面 + 4 m

図4.8.1-2 建築基準法に基づく等時間日影図



#### (ウ) 環境保全のための措置

本事業では、計画建物による日影が計画地周辺地域の住環境に及ぼす影響の回避・低減の観点から、次のような措置を講じる。

- ・高層の住宅棟を計画地南側に配置し、平面ではなくタワー状とすることで、ある特定の場所に計画建物による長時間の日影が生じないように配慮した計画とする。
- ・高層の住宅棟を極力南西側に配置することで、東側の住宅への日影時間を短くするよう配慮した計画とする。

#### (エ) 評価

冬至日の平均地盤面±0 mにおいて、計画建物による日影を受ける既存建物は36棟であり、日影時間別の内訳は、1時間未満が24棟、1時間以上2時間未満が7棟、2時間以上3時間未満が5棟、3時間以上4時間未満及び4時間以上が0棟と予測する。これらの既存建物のうち、計画地周辺の日照障害の影響に特に配慮すべき施設は1棟と予測する。

また、建築基準法に基づく日影規制の測定水平面(平均地盤面+4 m)においては、「川崎市建築基準条例」に基づく日影規制の内容を満足している。

本事業の実施にあたっては、高層棟である住宅棟を極力計画地の南西側に配置することにより、1ヶ所の日影時間を短くするように配慮した計画とする等の環境保全のための措置を講じる。

したがって、計画地周辺地域の住環境に著しい影響は与えないと評価する。

## 8.2 テレビ受信障害

### (1) 現況調査

#### ア 調査結果

#### (ア) テレビ電波(地上波)の受信状況

##### a. テレビ受信画像・品質の状況

テレビ受信画質の状況の調査結果は、表4.8.2-1(1)に示すとおりである（調査地点は、図4.8.2-1 参照）。

東京局の広域局の画像評価は、17地点(7放送局/地点=119放送局)中、すべての放送局で「○(正常に受信)」であった。東京局の県域局の画像評価は、17地点(1放送局/地点)中、すべての地点で「○」であった。横浜局(テレビ神奈川)の画像評価は、16地点(1放送局/地点)中、すべての地点で「○」であった。

表4.8.2-1(1) テレビ受信画像の状況の調査結果

評価	東京局								横浜局	合計
	広域局							県域局	県域局	
	NHK 総合	NHK 教育	日本 テレビ	TBS テレビ	フジ テレビ	テレビ 朝日	テレビ 東京	MX テレビ	テレビ 神奈川	
○	17	17	17	17	17	17	17	17	16	152
△	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
×	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	17	17	17	17	17	17	17	17	16	152

注) 画像評価の評価基準は、表4.8.2-1(1)に示すとおりである。

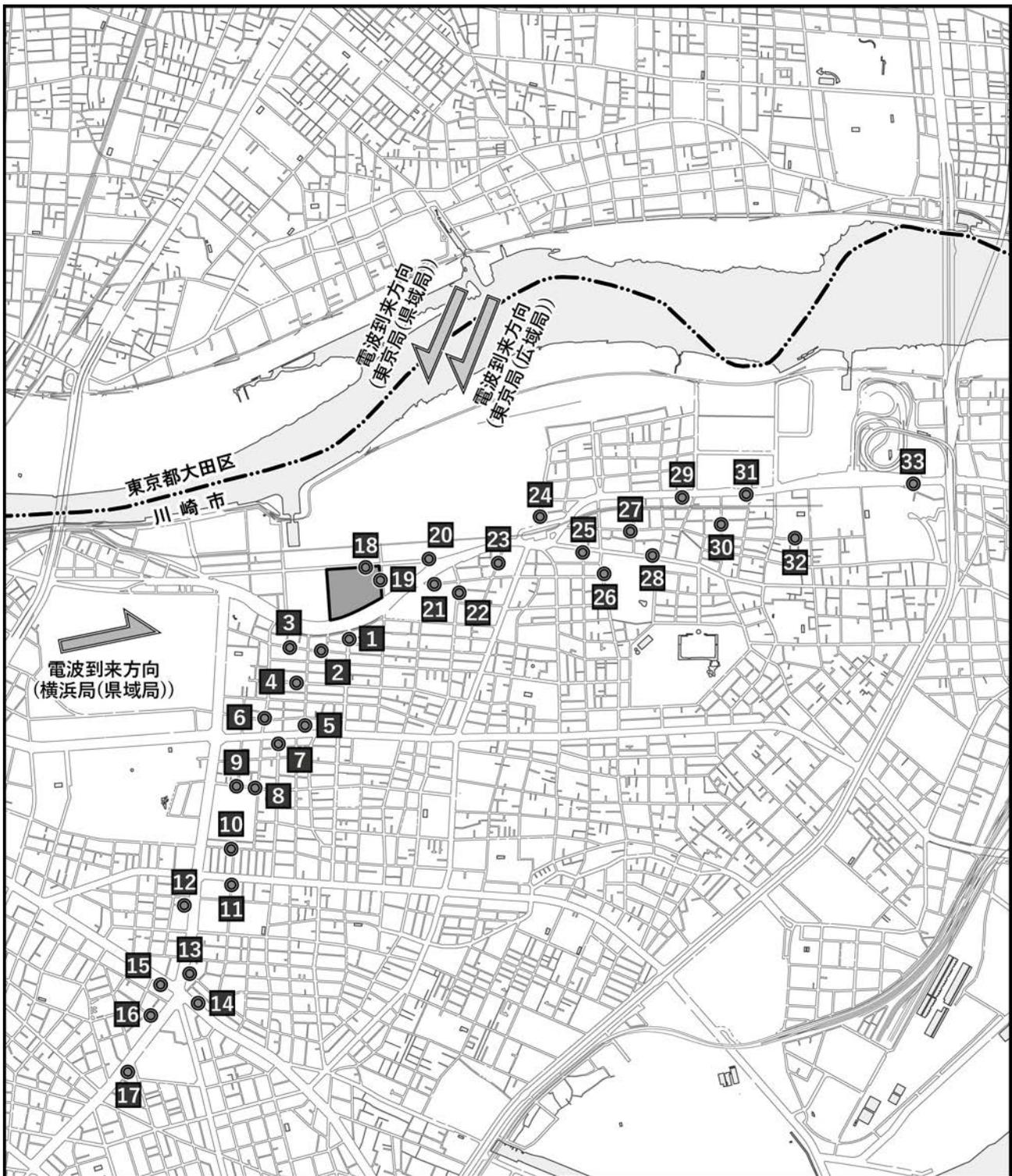
テレビ受信品質の状況の調査結果は、表4.8.2-1(2)に示すとおりである。

東京局の広域局の品質評価は、「A(きわめて良好)」が100放送局、「B(良好)」が16放送局、「C(おおむね良好)」が2放送局、「D(不良)」が1放送局であり、「E(受信不能)」の放送局はなかった。東京局の県域局の品質評価は、「A」が12放送局、「B」が3放送局、「C」が1放送局、「D」が1放送局であり、「E」の放送局はなかった。横浜局(テレビ神奈川)の品質評価は、「A」が8放送局、「B」が4放送局、「C」が4放送局であり、「D」及び「E」の放送局はなかった。

表4.8.2-2(2) テレビ受信品質の状況の調査結果

評価	東京局								横浜局	合計
	広域局							県域局	県域局	
	NHK 総合	NHK 教育	日本 テレビ	TBS テレビ	フジ テレビ	テレビ 朝日	テレビ 東京	MX テレビ	テレビ 神奈川	
A	16	13	13	15	15	14	14	12	8	120
B	1	3	4	2	2	2	2	3	4	23
C	0	1	0	0	0	0	1	1	4	7
D	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
E	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	17	17	17	17	17	17	17	17	16	152

注) 品質評価の評価基準は、表4.8.2-1(2)に示すとおりである。



凡 例	 : 計画地
	 : 都県界
	 : 調査地点(地点1~33)
<p>図4.8.2-1 テレビ受信状況調査地点位置図</p> <p>0 200 400 1,000m 1 : 20,000</p> <p style="text-align: right;">N</p>	

## (2) 予測及び評価

### ア 対象事業の供用により発生するテレビ受信障害(地上デジタル放送、衛星放送)の程度及び範囲

#### (ア) 予測結果

##### a. 地上デジタル放送

計画建物による地上デジタル放送の受信障害予測範囲は、表4.8.2-2及び図4.8.2-2に示すとおりである。

東京局の広域局の遮へい障害予測範囲は、計画地の南南西方向に最大距離約20m、最大幅約20mであり、受信障害予測範囲に位置する棟数は4棟と予測する。このうち1棟がCATVに加入している。東京局の県域局の遮へい障害予測範囲は、計画地の南南西方向に最大距離約365m、最大幅約20mであり、受信障害予測範囲に位置する棟数は512棟と予測する。このうち9棟が共聴施設による対策、191棟がCATVに加入している。

横浜局の遮へい障害予測範囲は、計画地の東北東方向に最大距離約440m、最大幅約30mであり、受信障害予測範囲に位置する棟数は352棟と予測する。このうち40棟が共聴施設による対策、146棟がCATVに加入している。

また、予測計算の結果から、計画建物による反射障害は生じないと予測する。

表4.8.2-2 地上デジタル放送の受信障害予測範囲

区分	方向	最大距離	最大幅	受信障害範囲に位置する棟数(棟)				
				共聴施設	CATV加入	アンテナ受信	合計	
東京局	広域局	南南西	約20m	約20m	0	1	3	4
	県域局	南南西	約365m	約20m	9	191	312	512
横浜局	県域局	東北東	約440m	約30m	40	146	166	352

##### b. 衛星放送

計画建物による衛星放送の受信障害予測範囲は、表4.8.2-3及び図4.8.2-3に示すとおりである。

衛星放送の遮へい障害予測範囲は、計画地の北方向に最大距離約15m、最大幅約50mであり、受信障害予測範囲に位置する棟は1棟と予測する。

表4.8.2-3 衛星放送の受信障害予測範囲

区分	方向	最大距離	最大幅	受信障害範囲に位置する棟数(棟)
BS・CS110° JCSAT-4 JCSAT-3	北	約15m	約50m	1

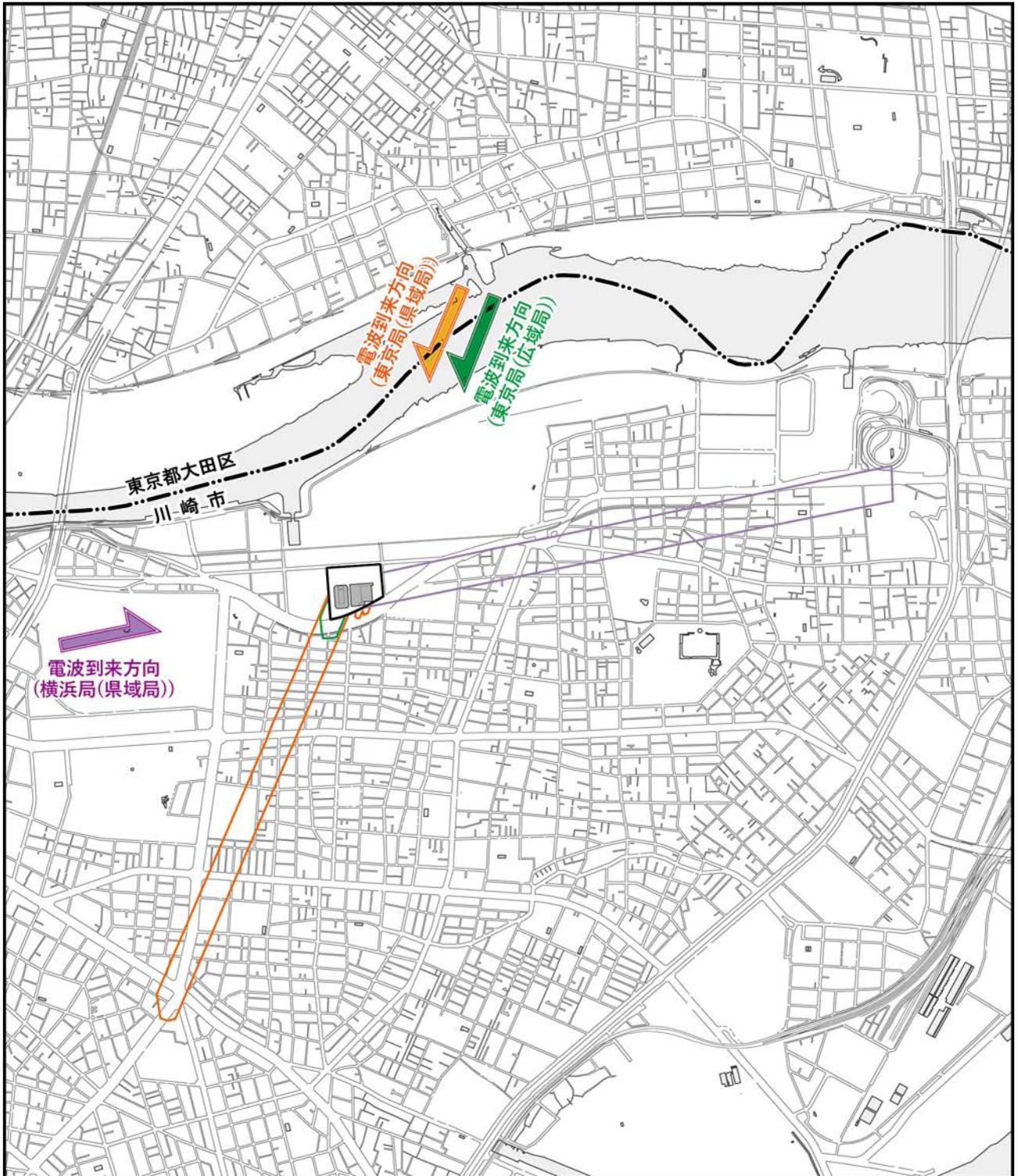
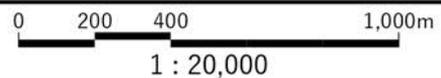


図4.8.2-2 地上デジタル放送の受信障害予測範囲図



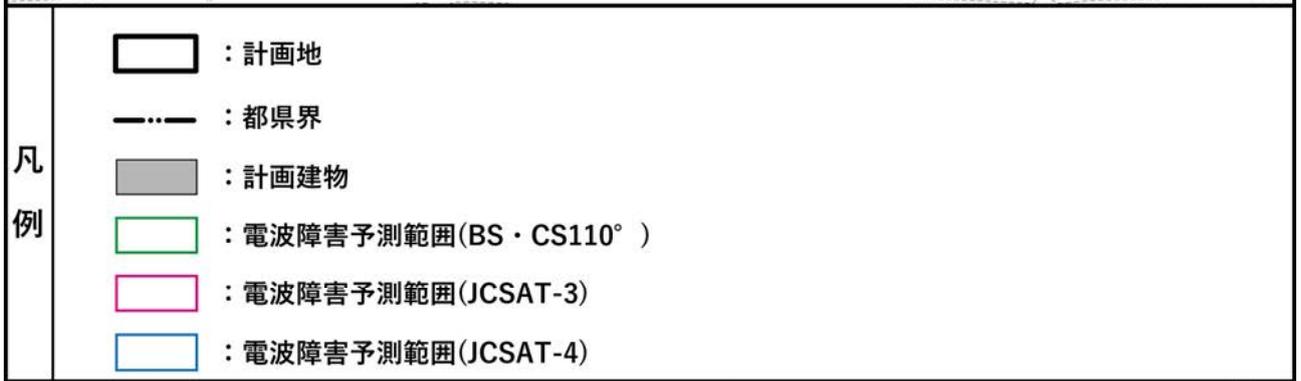
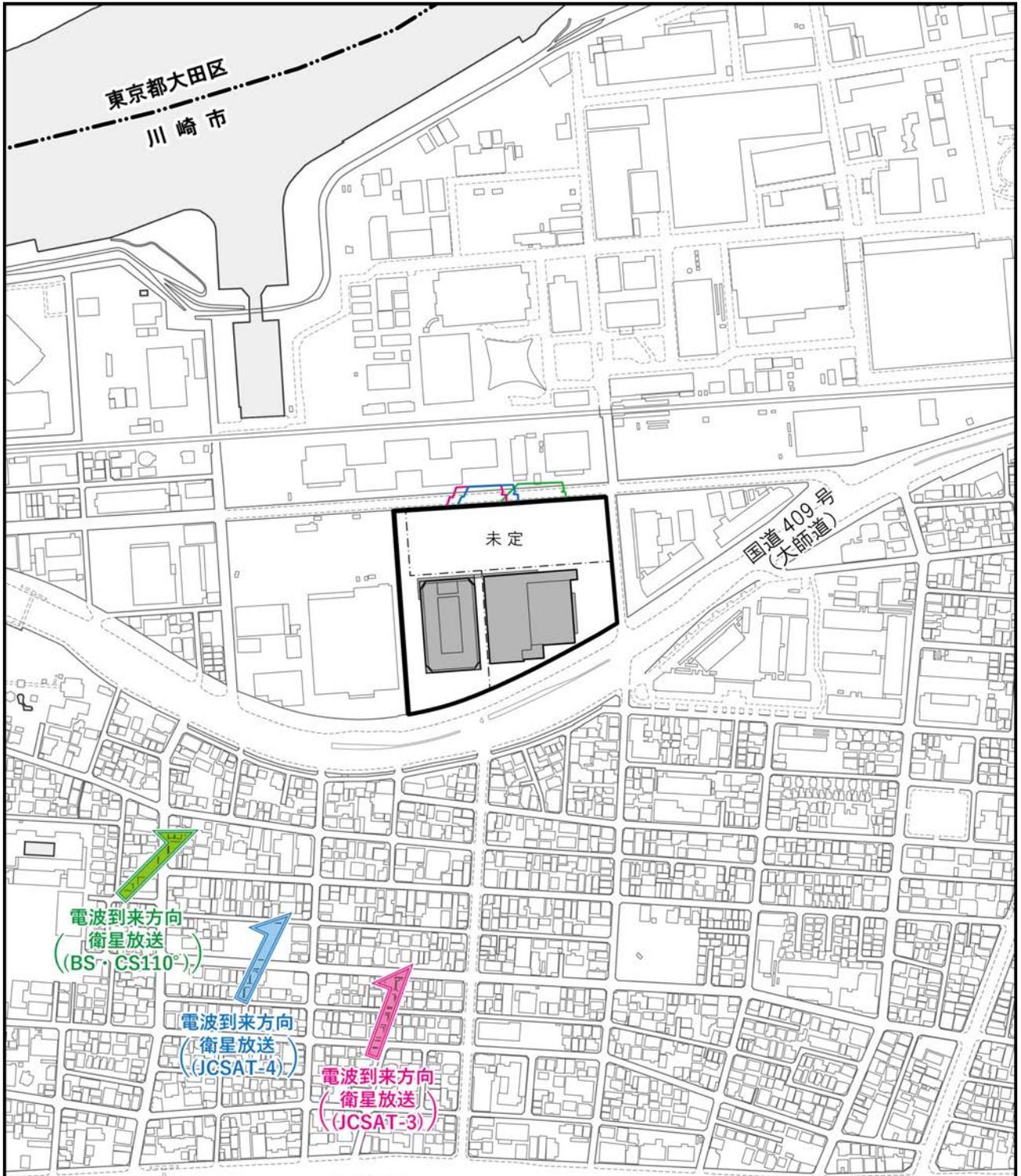
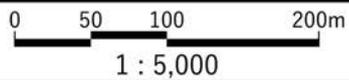


図4.8.2-3 衛星放送の受信障害予測範囲図



#### (イ) 環境保全のための措置

本事業では、計画建物による電波障害が計画地周辺の住環境に及ぼす影響の回避・低減の観点から、次のような措置を講じる。

- ・計画建物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な障害対策を実施する。
- ・工事中は、クレーンの未使用時にブームを電波到来方向に向けるなどの適切な障害防止対策を講じる。
- ・テレビ電波の受信障害について迅速かつ適切な対応を図るため、地上躯体工事前までに相談窓口を設置する。

#### (ウ) 評 価

計画建物による地上デジタル放送の遮へい障害予測範囲は、東京局の広域局は計画地の南南西方向に最大距離約20m、東京局の県域局は計画地の南南西方向に最大距離約365m、横浜局は計画地の東北東方向に最大距離約440mと予測する。なお、計画建物による反射障害は生じないと予測する。また、受信障害予測範囲に位置する建物棟数は、東京局の広域局は4棟、東京局の県域局は512棟、横浜局は352棟と予測する。

衛星放送の遮へい障害予測範囲は、計画地の北方向に最大距離約15mと予測する。また、受信障害予測範囲に位置する建物棟数は1棟と予測する。

本事業の実施にあたっては、計画建物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な障害対策を実施する等の環境保全のための措置を講じる。

したがって、良好な受像画質を維持し、かつ、現状を悪化させないと評価する。

## 8.3 風 害

### (1) 予測及び評価

#### ア 大規模建築物の出現による風環境への影響

#### (ア) 予測方法等

##### a. 予測地域・予測地点

風の状況に変化を及ぼすと想定される地域とし、計画地敷地境界から計画建物の最高建物高さの約2倍(約180m)を包括する範囲とした。

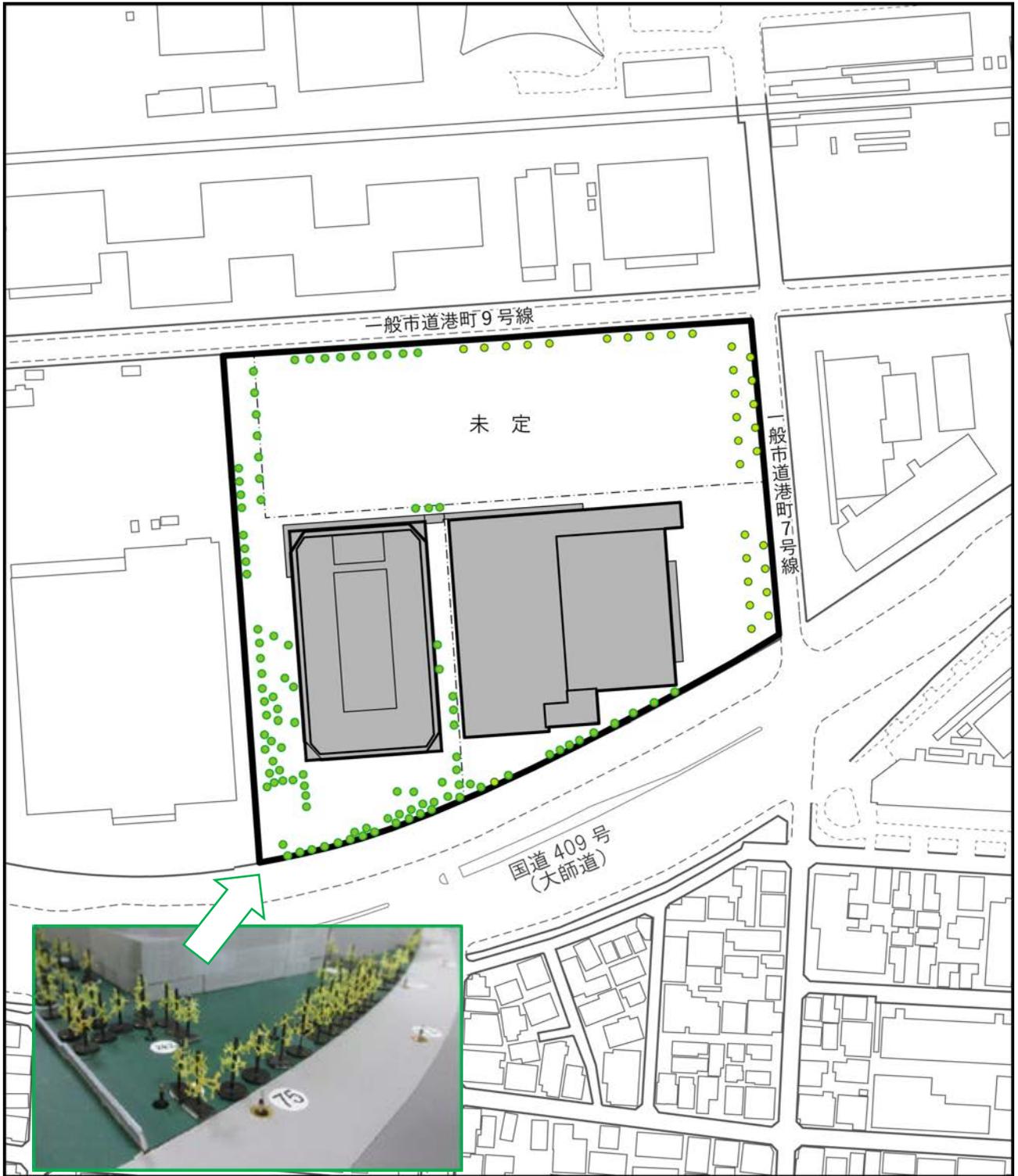
予測地点は、不特定多数の人の利用度が高い地点、風の影響に配慮すべき施設等を勘案して設定した。

風洞実験にあたっては、計画地を中心とした半径約400mの範囲にある建物を縮尺1/400で作成した。なお、上記の範囲外においても大規模な建物は再現した。

風洞実験施設・模型の状況は、写真4.8.3-1に示すとおりである。また、防風植栽の反映状況は、図4.8.3-1に示したとおりである。

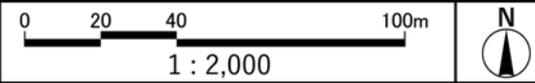


写真4.8.3-1 風洞実験施設・模型の状況（建設後）



- 凡例
- : 計画地
  - : 計画建物
  - : 防風植栽(常緑：樹高6m以上)
  - : 防風植栽以外の大景木(樹高6m以上)

図4.8.3-1 防風対策の状況



## b. 風環境評価指標

風洞実験結果の評価は、表4.8.3-1に示す風工学研究所における風環境評価指標を用いて、累積頻度55%及び95%の風速に基づき、風環境の状況を領域A～領域Dに分類する方法によった。

表4.8.3-1 風環境評価指標

区分	評価基準	累積頻度55%の風速 (年間平均値相当)	累積頻度95%の風速 (日最大平均風速の 年平均相当)
領域A	住宅地相当 住宅地としての風環境、または比較的 穏やかな風環境が必要な場所	≦1.2m/s	≦2.9m/s
領域B	低中層市街地相当 住宅地・市街地としての風環境、一般的 風環境	≦1.8m/s	≦4.3m/s
領域C	中高層市街地相当 事務所街としての風環境、または比較 的強い風が吹いても我慢できる場所	≦2.3m/s	≦5.6m/s
領域D	強風地域相当 超高層建物の足元でみられる風環境、 一般には好ましくない風環境	>2.3m/s	>5.6m/s

出典:「ビル風の基礎知識」(平成17年12月 風工学研究所 編著)

### (4) 予測結果

#### a. 風向、風速が変化する地域の範囲及び変化の程度

計画地周辺は、大きさや高さ、形状が様々な建築物が立地する地域であり、風環境にとっては複雑な様相を呈し、地上付近の風向は様々な方向を示しており、道路空間や建物周辺の開けた空間方向に向いている地点が多い状況にある。

工事着手前から建設後の変化は、計画建物の周辺や計画地南側の国道409号(大師道)沿いや計画地北側の一般市道港町9号線沿いでは風向、風速が変化すると予測する。

建設後から対策後の変化は、風向に変化はないが、防風対策により風速が低減すると予測する。

#### b. 年間における風速の出現頻度

工事着手前、建設後及び対策後の風環境評価は表4.8.3-2及び図4.8.3-2(1)～(3)に示すとおりである。

##### ① 工事着手前

工事着手前の計画地周辺地域の風環境は、領域A(住宅地相当)あるいは領域B(低中層市街地相当)である。大規模店舗や高層住宅周辺などが領域B(低中層市街地相当)、国道409号(大師道)の南側の住宅街は領域A及び領域Bである。

## ② 建設後

計画建物の建設後の風環境は、計画地南側に面する国道409号(大師道)沿いの地点(63,64,66,67,69,72,75)では、新たに領域C(中高層市街地相当)へ変化する地点がある。

その他の地点では、領域Aが領域Bへ、領域Bが領域Aへ変化する地点があるが概ね変化はなく、国道409号(大師道)の南側の住宅街においては領域Aとなり、工事着手前と同程度の風環境であると予測する。

計画地内は、B地区内の西側、南側、東側の地点(210,211,212,213,214,216,217,232)において、領域Cの地点が出現すると予測する。

## ③ 対策後

防風効果のある樹木を配置した対策後は、建設後に出現した計画地周辺及び計画地内の領域Cは領域Bに変化すると予測する。その他の地点では変化はないと予測する。

表4.8.3-2 風環境区分の状況

区分		工事着手前	建設後	対策後
計画地外 (113 地点)	領域A	74 地点	55 地点	55 地点
	領域B	39 地点	51 地点	58 地点
	領域C	0 地点	7 地点	0 地点
	領域D	0 地点	0 地点	0 地点
計画地内 (32 地点)	領域A	—	4 地点	4 地点
	領域B	—	20 地点	28 地点
	領域C	—	8 地点	0 地点
	領域D	—	0 地点	0 地点

### (f) 環境保全のための措置

本事業では、計画建物の出現が計画地周辺の風環境に及ぼす影響の回避・低減の観点から、次のような措置を講じる。

- ・ B地区の住宅棟の三層以上は隅切り形状とし、地上部への吹き降ろしが近傍に及ぼす影響を低減するよう配慮する。
- ・ 防風対策として、国道409号(大師道)沿いのほか、B地区内に高さ6m以上の常緑樹を植栽する。また、防風対策として植栽する常緑樹のほかにも植栽を行う。
- ・ 防風植栽の効果が確保されるよう、適正な維持管理を行う。

### (g) 評価

計画建物の出現により計画地周辺の風環境に変化はあるが、防風対策を講じる対策後においては、建設後に計画建物近傍に新たに出現する領域Cの地点は領域Bに変化し、全体として領域A及びBになると予測する。

本事業の実施にあたっては、防風対策として、常緑樹を適所に植栽し、防風植栽の効果が確保されるよう適正な維持管理等の環境保全のための措置を講じる。

したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。

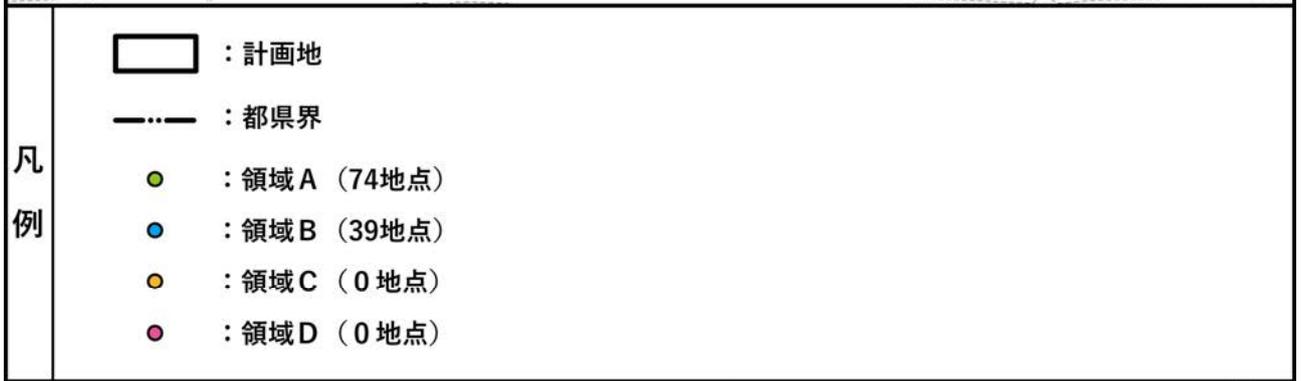
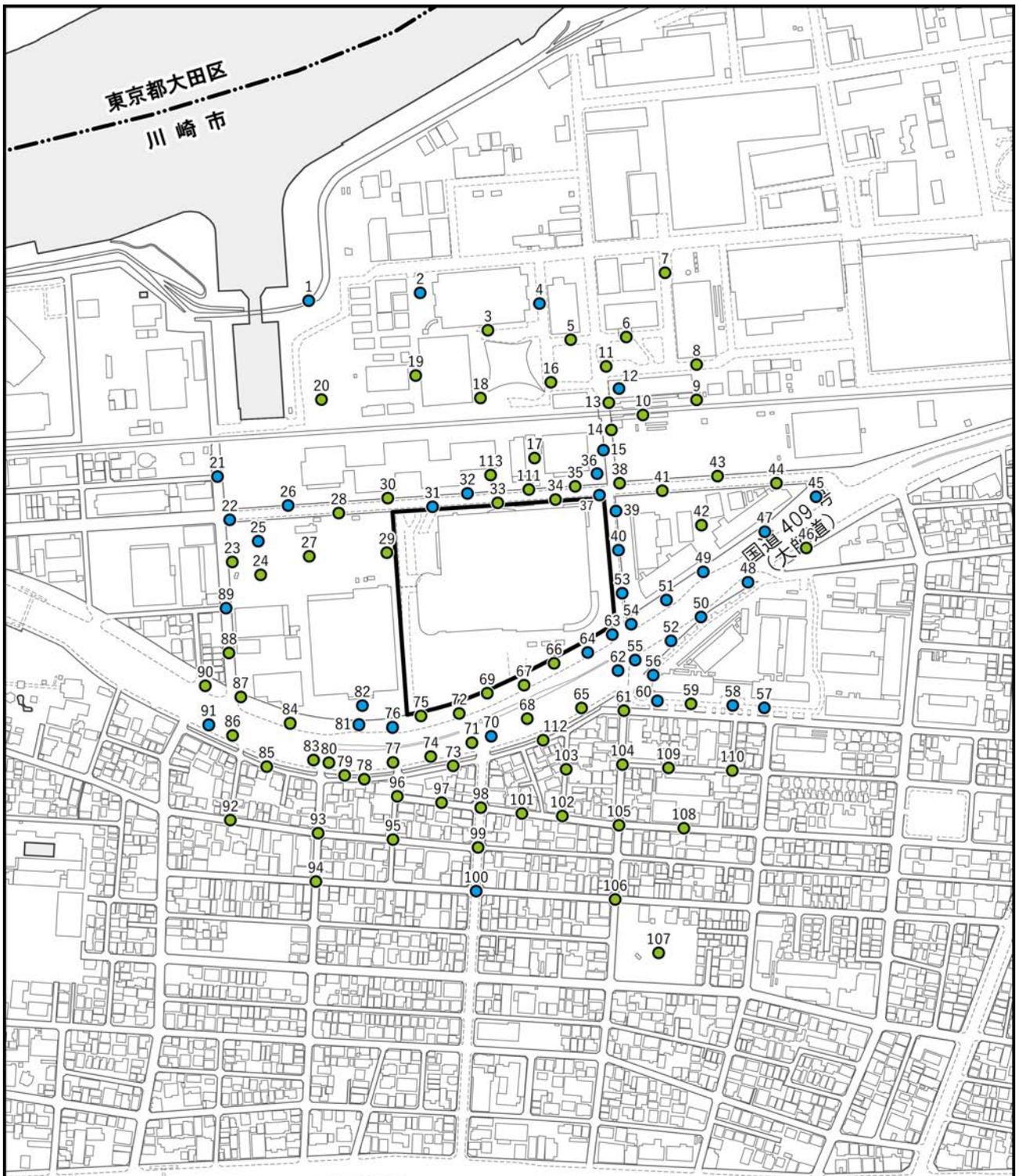
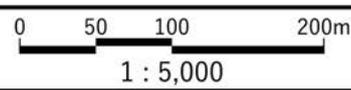
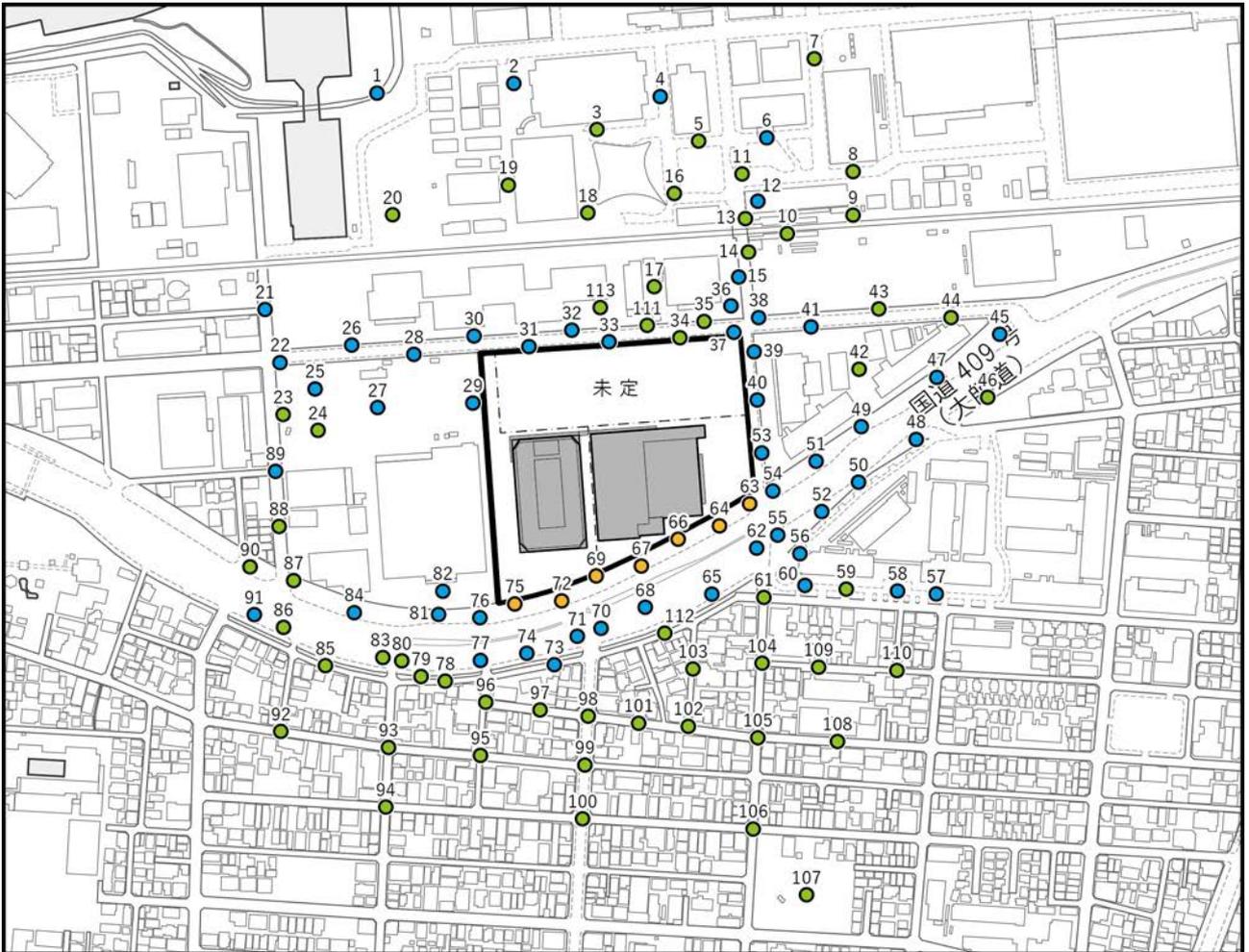


図4.8.3-2(1) 風環境評価図(工事着手前)





計画地内

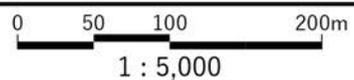


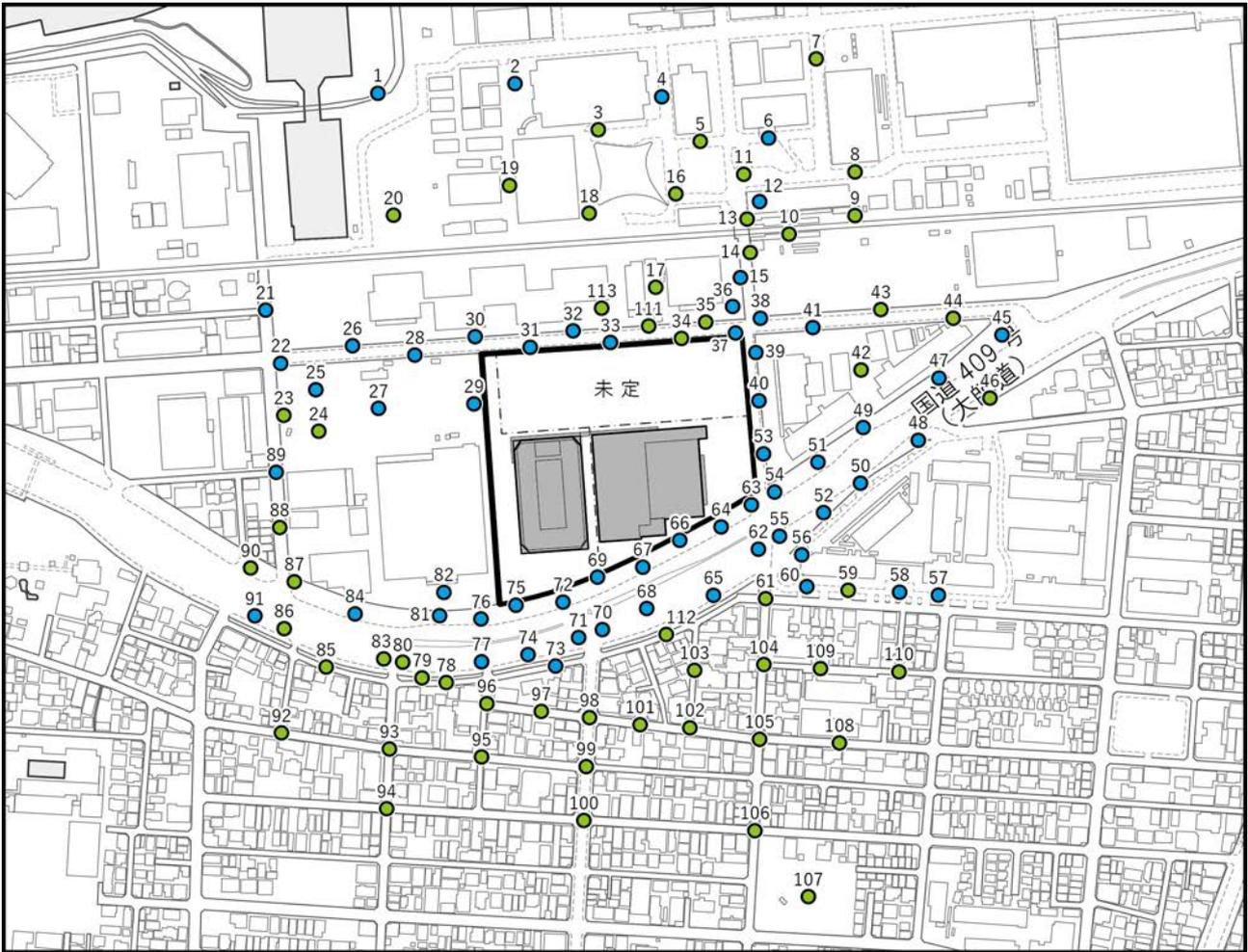
□ : 計画地

凡例

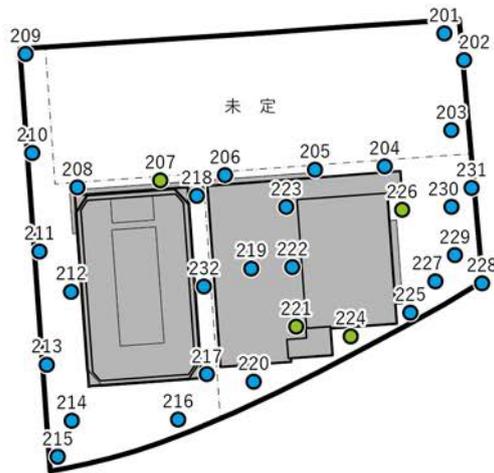
- : 領域A (59地点)
- : 領域B (71地点)
- : 領域C (15地点)
- : 領域D (0地点)

図4.8.3-2(2) 風環境評価図(建設後)





計画地内

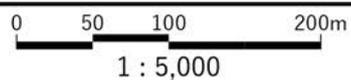


□ : 計画地

凡例

- : 領域A (59地点)
- : 領域B (86地点)
- : 領域C (0地点)
- : 領域D (0地点)

図4.8.3-3(3) 風環境評価図(対策後)



## 9 コミュニティ施設

### 9.1 コミュニティ施設

#### (1) 予測及び評価

#### ア 本事業に伴い増加する児童・生徒数が義務教育施設に及ぼす影響

#### (ア) 予測結果

表4.9-1に示すとおり、本事業に伴い増加する児童・生徒数は、児童162人(27人/学年)、生徒78人(26人/学年)と予測する。

表4.9-1 本事業に伴い増加する児童・生徒数

計画戸数 (戸)	児童・生徒発生率 (人/戸)		児童・生徒発生数(人)	
			学年当たり(人/学年)	
①	②		③=①×②	④=③/学年数*
約600	児童	0.27	162	27
	生徒	0.13	78	26

※: 児童は6学年、生徒は3学年とした。

注) 切り上げにより整数表示とした。

令和12年度の普通学級児童・生徒数の将来基礎数に、本事業に伴い増加する児童・生徒数を加算した児童・生徒数及び学級数は、表4.9-2(1)～(2)に示すとおりである。なお、小学校の学級数は全学年35人学級、中学校の学級数は全学年40人を基準とした。

旭町小学校における普通学級児童数の予測結果は約612人、普通学級は20クラスであり、保有普通教室数21教室と比較すると1教室余ると予測する。

富士見中学校における普通学級生徒数の予測結果は約727人、普通学級は20クラスであり、保有普通教室数24教室と比較すると4教室余ると予測する。

表4.9-2(1) 児童数及び学級数の将来予測(令和12年度：旭町小学校)

学 年	将来基礎数 <sup>※1</sup>		本事業による 増加数(人)	予測結果			保有普通 教室数 <sup>※2</sup>	
	児童数 (人)	学級数 (クラス)		児童数 (人)	学級数 (クラス)	平均児童数 (人/クラス)		
普通学級	1年生	56	2	27	83	3	27.7	21
	2年生	59	2	27	86	3	28.7	
	3年生	75	3	27	102	3	34.0	
	4年生	68	2	27	95	3	31.7	
	5年生	85	3	27	112	4	28.0	
	6年生	107	4	27	134	4	33.5	
	計	450	16	162	612	20	—	

※1: 将来基礎数は川崎市教育委員会資料によった。

※2: 保有普通教室数は令和6年度の保有数と同数と設定した。

表4.9-2(2) 生徒数及び学級数の将来予測(令和12年度：富士見中学校)

学 年	将来基礎数 <sup>※1</sup>		本事業による 増加数(人)	予測結果			保有普通 教室数 <sup>※2</sup>	
	生徒数 (人)	学級数 (クラス)		生徒数 (人)	学級数 (クラス)	平均生徒数 (人/クラス)		
普通 学級	1年生	215	6	26	241	7	34.4	24
	2年生	199	5	26	225	6	37.5	
	3年生	235	6	26	261	7	37.3	
	計	649	17	78	727	20	—	

※1: 将来基礎数は川崎市教育委員会資料によった。

※2: 保有普通教室数は令和6年度の保有数と同数と設定した。

#### (イ) 環境保全のための措置

本事業では、児童・生徒数の増加に伴う義務教育施設への影響の低減を図る観点から、次のような措置を講じる。

- ・川崎市に対して、児童及び生徒数の増加に関連する住宅の入居状況等の報告を迅速に行う。
- ・事業計画の内容を事前に川崎市教育委員会に報告する。

#### (ウ) 評 価

計画地が学校区に含まれる旭町小学校では、本事業の供用開始後(令和12年度)には、普通学級児童数約612人、普通学級20クラスになり、保有普通教室数21教室と比較すると1教室余ると予測する。富士見中学校では普通学級生徒数約727人、普通学級20クラスになり、保有普通教室数24教室と比較すると4教室余ると予測する。

本事業の実施に伴う児童・生徒数の増加については、児童・生徒数の増加に関連する住宅の入居状況等の報告を迅速に行う等の環境保全のための措置を講じる。

したがって、本事業の実施に伴う児童・生徒数の増加が義務教育施設に及ぼす影響は少なく、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。

### イ 本事業に伴う人口の増加が集会施設に及ぼす影響

#### (ア) 予測結果

本事業の計画人口は約2,150人であり、供用時においては、居住者による集会等の需要が予測されるが、住宅棟に集会等に利用できる居住者用の共用部を確保する計画である(位置及び規模は、図1-7(2)の「住宅共用部」を参照(p.22 参照))。

また、計画地周辺の主な集会施設であるプラザ大師の令和4年度における集会室等の貸し出し利用状況は1,985件/年(利用率32.0%)であり、本事業の居住者の利用によって計画地周辺の集会施設の利用状況が逼迫することはないと予測する。

以上のことから、計画地周辺の集会施設の利用に及ぼす影響は少ないと予測する。

#### (イ) 環境保全のための措置

本事業では、人口の増加に伴う集会施設への影響の低減を図る観点から、次のような措置を講じる。

- ・居住者が建物内で集会等に利用できるスペース、児童等が遊ぶことができるスペースや居住者間の交流が図られるようなコミュニティスペース等の共用部を確保する。

## (ウ) 評 価

計画地周辺の主な集会施設であるプラザ大師の令和4年度における集会室等の貸し出し利用状況は1,985件/年(利用率32.0%)であり、本事業の居住者の利用によって計画地周辺の集会施設の利用状況が逼迫することはないと予測する。

本事業の供用時には、居住者による集会等の需要が予測されるが、居住者用として、集会等に利用できる共用部を確保する計画であることから、計画地周辺の集会施設の利用に影響を及ぼすことは少ないと予測する。

したがって、本事業の実施に伴う人口の増加が、集会施設に及ぼす影響は少なく、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。

## ウ 本事業に伴う人口の増加が公園等に及ぼす影響

### (ア) 予測結果

本事業の計画人口は約2,150人であり、供用時には、居住者による公園、広場等の利用が予測されるが、計画地南側及び西側に新たに広場やオープンスペースを確保し、地域にも開放された多目的スペース及び集い・憩いの場として整備する計画である。

また、共同住宅の居住者用として、児童等が遊ぶことができるスペースやコミュニティスペースを確保する計画であり、計画地周辺の公園利用に対して影響を少なくする配慮を行っている。

以上のことから、計画地周辺の公園等への影響の低減が図られると予測する。

### (イ) 環境保全のための措置

本事業では、人口の増加に伴う公園等への影響の低減を図る観点から、次のような措置を講じる。

- ・計画地南側及び西側に地域に開放された広場やオープンスペースを設ける計画とする。
- ・南側は、多目的なスペースとして集い・憩いの場として計画する。
- ・西側には散策路やベンチ等の整備、多様な植栽を配置した憩いのスペースを計画する。
- ・オープンスペースを道路に面して配置し、歩行者の視線に入りやすい計画とすることで、誰でも利用でき、敷地内外の人々の交流が図れる計画とする。

## (ウ) 評 価

供用時には、居住者による公園、広場等の利用が予測されるが、計画地南側及び西側に新たに広場やオープンスペースを確保し、地域にも開放された多目的スペース及び集い・憩いの場として整備する計画である。

また、共同住宅の居住者用として、児童等が遊ぶことができるスペースやコミュニティスペースを確保する計画であり、計画地周辺の公園利用に対して影響を少なくする配慮を行っていることから、計画地周辺の公園等への影響の低減が図られると予測する。

したがって、本事業の実施に伴う人口の増加が公園等に及ぼす影響は少なく、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。

## 10 地域交通

### 10.1 交通安全、交通混雑

#### (1) 現況調査

##### ア 調査結果

##### ① 現地調査

##### 1)自動車交通量の状況

自動車交通量の調査結果(交差点流入交通量及び流入断面毎の台数)は、表4.10-1及び表4.10-2(1)～(2)に示すとおりである(調査地点は、図4.10-1～2参照)。

交差点流入交通量は、国道409号沿いのNo. 3 (仮)港町6号線南～No.5鈴木町駅入口の交通量が多く、平日17,282～17,979台/15時間、休日18,513～19,466台/15時間(休日/平日=1.07～1.11)となっており、休日の方が交通量が多い。

ピーク時間帯は、平日は全て17時台、休日はNo. 1 (仮)港町6号線北とNo. 2 (仮)港町7号線北が15時台、No. 3 (仮)港町6号線南が11時台、No. 4 伊勢町とNo. 5 鈴木町駅入口が16時台となっている。

表4.10-1 自動車交通量の調査結果(交差点流入交通量)

調査地点	平休	15時間流入交通量(台)				ピーク時流入交通量(台)				
		大型車	小型車	合計	大型車混入率	ピーク時間帯	大型車	小型車	合計	大型車混入率
No.1 (仮) 港町6号線北	平日	501	2,448	2,949	17.0%	17時台	20	292	312	6.4%
	休日	70	2,600	2,670	2.6%	15時台	4	334	338	1.2%
	休/平	0.14	1.06	0.91	-	-	0.20	1.14	1.08	-
No.2 (仮) 港町7号線北	平日	373	1,970	2,343	15.9%	17時台	8	207	215	3.7%
	休日	70	2,934	3,004	2.3%	15時台	5	307	312	1.6%
	休/平	0.19	1.49	1.28	-	-	0.63	1.48	1.45	-
No.3 (仮) 港町6号線南	平日	2,778	15,201	17,979	15.5%	17時台	81	1,382	1,463	5.5%
	休日	641	18,825	19,466	3.3%	11時台	48	1,642	1,690	2.8%
	休/平	0.23	1.24	1.08	-	-	0.59	1.19	1.16	-
No.4 伊勢町	平日	2,702	14,580	17,282	15.6%	17時台	81	1,300	1,381	5.9%
	休日	639	17,874	18,513	3.5%	16時台	36	1,568	1,604	2.2%
	休/平	0.24	1.23	1.07	-	-	0.44	1.21	1.16	-
No.5 鈴木町駅入口	平日	2,799	14,685	17,484	16.0%	17時台	75	1,359	1,434	5.2%
	休日	628	18,761	19,389	3.2%	16時台	34	1,689	1,723	2.0%
	休/平	0.22	1.28	1.11	-	-	0.45	1.24	1.20	-

注) 調査日: 平日 令和3年7月6日(火)・休日 令和3年7月4日(日)、15時間調査(7時～22時)

表4.10-2(1) 自動車交通量の調査結果(交差点流入断面毎の台数)(平日)

調査地点	断面	15時間流入交通量(台)				ピーク時流入交通量(台)				
		大型車	小型車	合計	大型車混入率	ピーク時時間帯	大型車	小型車	合計	大型車混入率
No.1 (仮) 港町6号線北	A	123	702	825	14.9%	17時台	9	53	62	14.5%
	B	101	981	1,082	9.3%		6	123	129	4.7%
	C	140	399	539	26.0%		2	67	69	2.9%
	D	137	366	503	27.2%		3	49	52	5.8%
	計	501	2,448	2,949	17.0%		20	292	312	6.4%
No.2 (仮) 港町7号線北	A	207	775	982	21.1%	17時台	5	66	71	7.0%
	B	10	72	82	12.2%		0	6	6	0.0%
	C	6	21	27	22.2%		0	1	1	0.0%
	D	150	1,102	1,252	12.0%		3	134	137	2.2%
	計	373	1,970	2,343	15.9%		8	207	215	3.7%
No.3 (仮) 港町6号線南	A	1,386	7,064	8,450	16.4%	17時台	40	514	554	7.2%
	B	1,317	7,382	8,699	15.1%		35	765	800	4.4%
	C	75	755	830	9.0%		6	103	109	5.5%
	計	2,778	15,201	17,979	15.5%		81	1,382	1,463	5.5%
No.4 伊勢町	A	1,358	6,880	8,238	16.5%	17時台	45	486	531	8.5%
	B	1,272	6,900	8,172	15.6%		34	751	785	4.3%
	D	72	800	872	8.3%		2	63	65	3.1%
	計	2,702	14,580	17,282	15.6%		81	1,300	1,381	5.9%
No.5 鈴木町駅入口	A	1,313	6,648	7,961	16.5%	17時台	38	473	511	7.4%
	B	1,341	7,418	8,759	15.3%		31	837	868	3.6%
	C	132	389	521	25.3%		3	24	27	11.1%
	D	13	230	243	5.3%		3	25	28	10.7%
	計	2,799	14,685	17,484	16.0%		75	1,359	1,434	5.2%

注1) 調査日: 令和3年7月6日(火)、15時間調査(7時~22時)

注2) 流入断面位置は、図4.10-2に示したとおりである。

表4.10-2(2) 自動車交通量の調査結果(交差点流入断面毎の台数)(休日)

調査地点	断面	15時間流入交通量(台)				ピーク時流入交通量(台)				
		大型車	小型車	合計	大型車混入率	ピーク時時間帯	大型車	小型車	合計	大型車混入率
No.1 (仮) 港町6号線北	A	22	726	748	2.9%	15時台	3	70	73	4.1%
	B	30	1,488	1,518	2.0%		0	185	185	0.0%
	C	4	124	128	3.1%		1	13	14	7.1%
	D	14	262	276	5.1%		0	66	66	0.0%
	計	70	2,600	2,670	2.6%		4	334	338	1.2%
No.2 (仮) 港町7号線北	A	31	1,022	1,053	2.9%	15時台	3	101	104	2.9%
	B	7	94	101	6.9%		0	6	6	0.0%
	C	1	9	10	10.0%		1	3	4	25.0%
	D	31	1,809	1,840	1.7%		1	197	198	0.5%
	計	70	2,934	3,004	2.3%		5	307	312	1.6%
No.3 (仮) 港町6号線南	A	309	9,375	9,684	3.2%	11時台	28	937	965	2.9%
	B	315	8,562	8,877	3.5%		20	628	648	3.1%
	C	17	888	905	1.9%		0	77	77	0.0%
	計	641	18,825	19,466	3.3%		48	1,642	1,690	2.8%
No.4 伊勢町	A	309	8,784	9,093	3.4%	16時台	16	711	727	2.2%
	B	303	8,130	8,433	3.6%		17	767	784	2.2%
	D	27	960	987	2.7%		3	90	93	3.2%
	計	639	17,874	18,513	3.5%		36	1,568	1,604	2.2%
No.5 鈴木町駅入口	A	288	8,996	9,284	3.1%	16時台	18	774	792	2.3%
	B	316	8,879	9,195	3.4%		16	829	845	1.9%
	C	16	557	573	2.8%		0	67	67	0.0%
	D	8	329	337	2.4%		0	19	19	0.0%
	計	628	18,761	19,389	3.2%		34	1,689	1,723	2.0%

注1) 調査日: 令和3年7月4日(日)、15時間調査(7時~22時)

注2) 流入断面位置は、図4.10-2に示したとおりである。

注3) No.3(仮)港町6号線南のピーク時流入交通量は、14時台も同じ交通量であるが、大型車交通量の多い11時台の値を掲載。

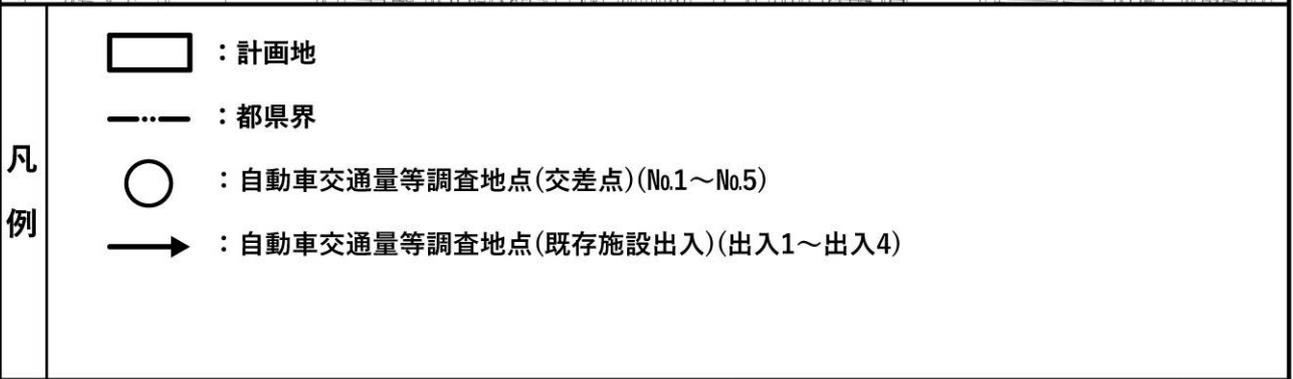
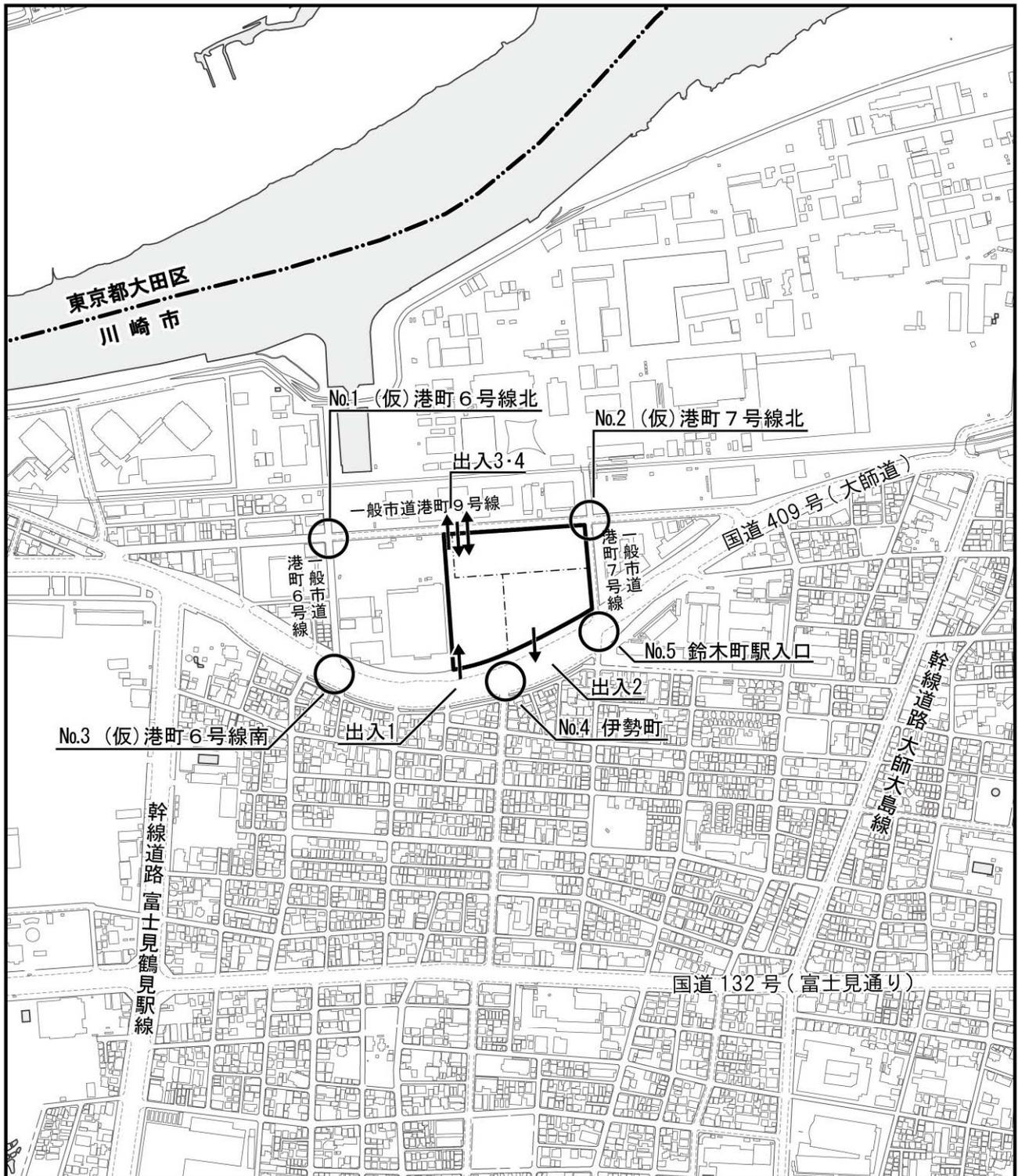
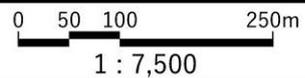


図4.10-1 交差点自動車交通量、既存施設出入自動車交通量調査地点(現地調査)



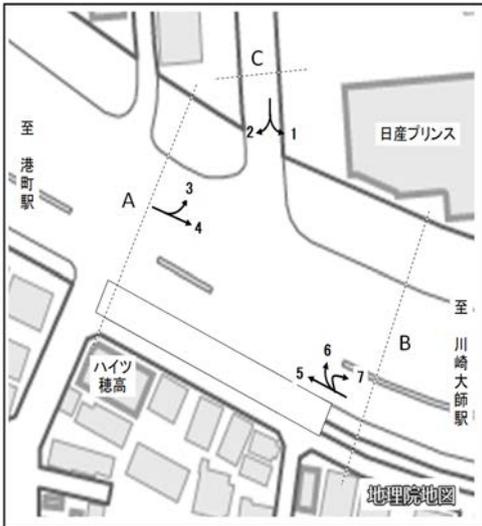
No. 1 (仮)港町6号線北



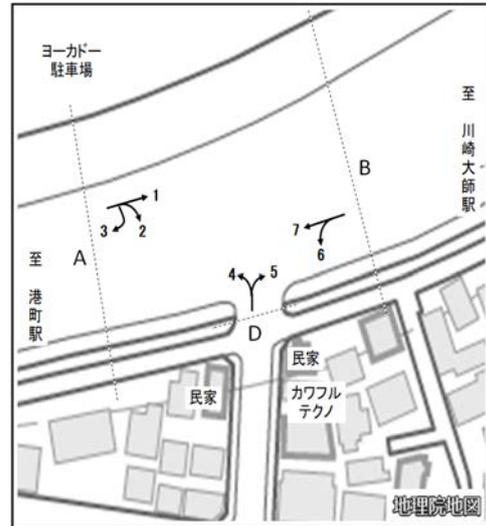
No. 2 (仮)港町7号線北



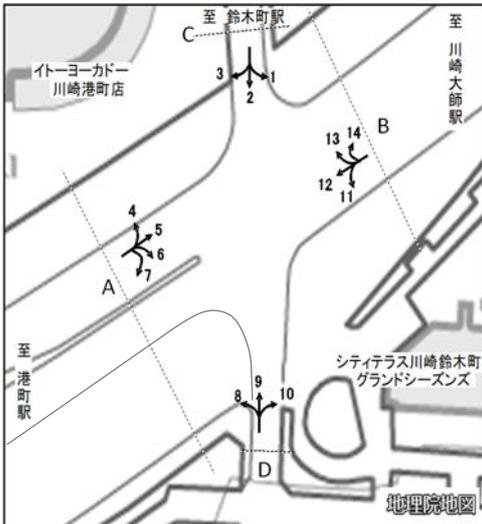
No. 3 (仮)港町6号線南



No. 4 伊勢町



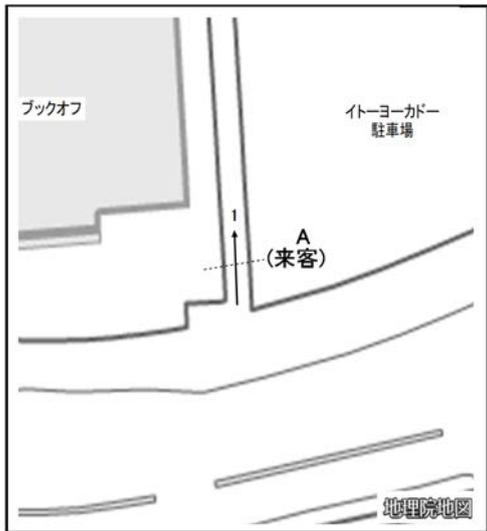
No. 5 鈴木町駅入口



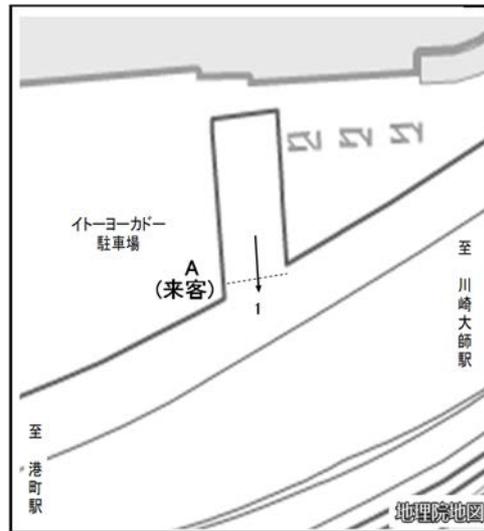
注) 集計断面  
出典) 国土地理院地図を加工して作成

図4.10-2(1) 交差点自動車交通量の調査断面及び調査方向(現地調査)

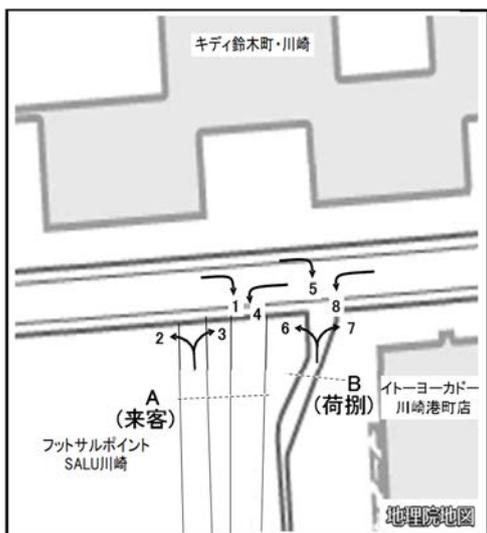
No.出入 1



No.出入 2



No.出入 3・4



注) 集計断面  
 出典) 国土地理院地図を加工して作成

図4.10-2(2) 既存施設出入自動車交通量調査断面及び調査方向(現地調査)

## 2) 歩行者交通量の状況

歩行者交通量の調査結果は、表4.10-3に示すとおりである(調査地点は、図4.10-3～4参照)。

歩行者交通量は、国道409号のNo.歩4北側歩道が最も多く、平日4,103人/15時間・休日5,798人/15時間、次いで京急大師線鈴木町駅直近のNo.歩1の東側敷地内通路で平日3,708人/15時間・休日3,034人/15時間の順となっている。

休日の歩行者交通量は、既存施設(商業施設)外周の歩道や敷地内通路で多く、休日/平日値は、No.歩2南側歩道で1.33、No.歩3西側敷地内通路で1.50、No.歩4北側歩道で1.41となっている。

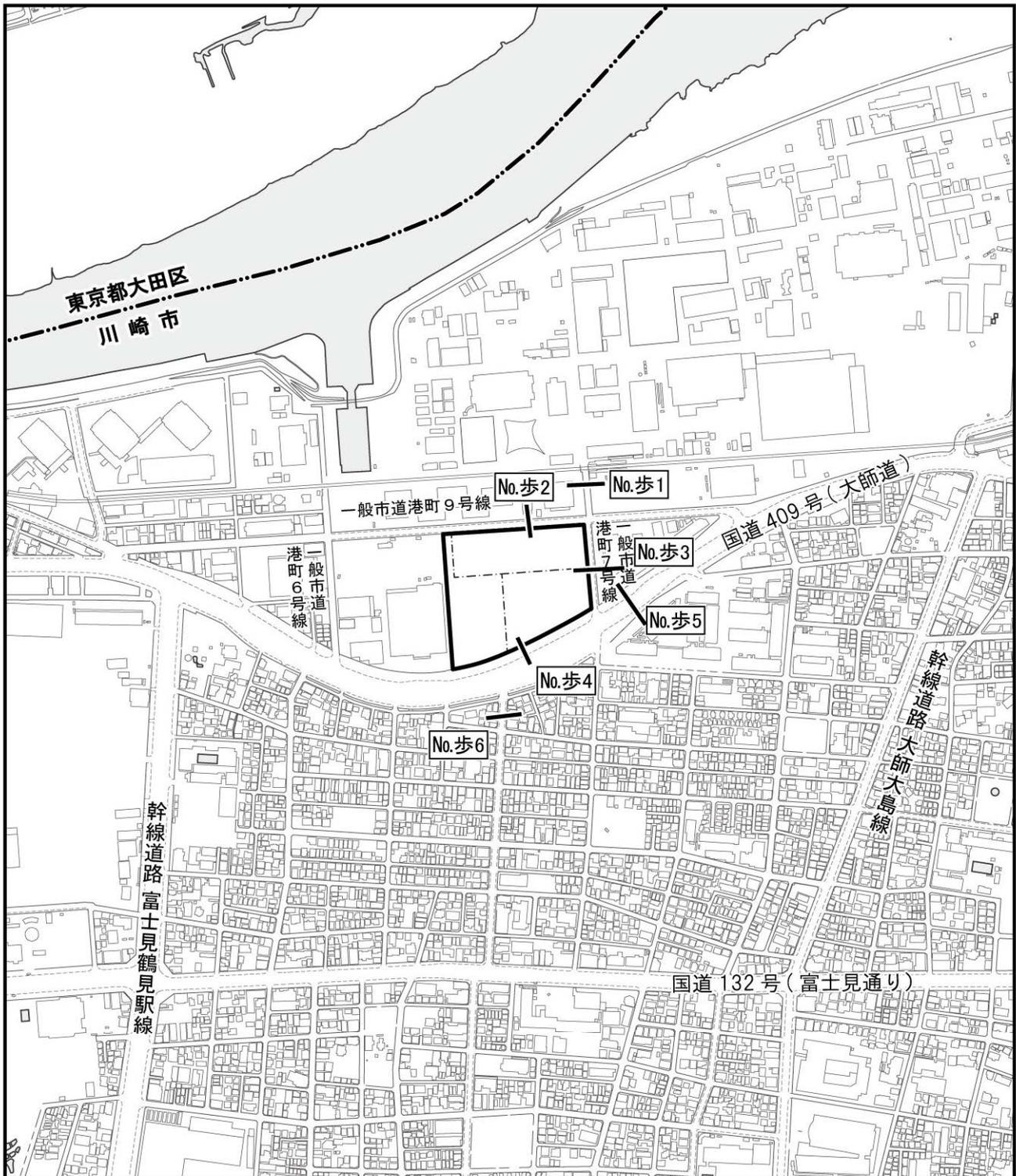
ピーク時間帯は、平日は通勤時間帯の朝7時台や夕17時台・18時台、休日は15時台・16時台が多くなっている。

表4.10-3 歩行者交通量の調査結果

調査地点		平休	15時間交通量			ピーク時交通量			
			歩行者 (人)	自転車 (人)	合計	ピーク時 時間帯	歩行者 (人)	自転車 (人)	合計
No.歩1	西側敷地内通路	平日	2,992	9	3,001	17時台	392	0	392
		休日	1,970	18	1,988	16時台	215	0	215
		休/平	0.66	2.00	0.66	-	0.55	-	0.55
	東側敷地内通路	平日	3,695	13	3,708	7時台	621	0	621
		休日	3,012	22	3,034	15時台	276	4	280
		休/平	0.82	1.69	0.82	-	0.44	-	0.45
No.歩2	北側歩道	平日	243	350	593	7時台	33	44	77
		休日	267	256	523	10時台	35	24	59
		休/平	1.10	0.73	0.88	-	1.06	0.55	0.77
	南側歩道	平日	956	524	1,480	16時台	99	70	169
		休日	1,460	511	1,971	15時台	132	57	189
		休/平	1.53	0.98	1.33	-	1.33	0.81	1.12
No.歩3	西側敷地内通路	平日	482	128	610	7時台	113	19	132
		休日	472	441	913	8時台	58	28	86
		休/平	0.98	3.45	1.50	-	0.51	1.47	0.65
	東側歩道 +東側敷地内通路	平日	2,040	88	2,128	7時台	428	10	438
		休日	1,377	85	1,462	16時台	144	9	153
		休/平	0.68	0.97	0.69	-	0.34	0.90	0.35
No.歩4	北側歩道	平日	1,760	2,343	4,103	18時台	238	202	440
		休日	2,956	2,842	5,798	15時台	356	299	655
		休/平	1.68	1.21	1.41	-	1.50	1.48	1.49
No.歩5	北側歩道	平日	334	1,004	1,338	18時台	56	90	146
		休日	428	1,173	1,601	13時台	40	156	196
		休/平	1.28	1.17	1.20	-	0.71	1.73	1.34
	南側歩道	平日	671	1,277	1,948	17時台	67	140	207
		休日	753	1,332	2,085	16時台	86	159	245
		休/平	1.12	1.04	1.07	-	1.28	1.14	1.18
No.歩6	西側歩道	平日	350	513	863	17時台	42	60	102
		休日	378	473	851	10時台	32	66	98
		休/平	1.08	0.92	0.99	-	0.76	1.10	0.96
	東側歩道	平日	487	621	1,108	18時台	71	65	136
		休日	491	502	993	16時台	60	70	130
		休/平	1.01	0.81	0.90	-	0.85	1.08	0.96

注1) 調査日：平日 令和3年7月6日(火)・休日 令和3年7月4日(日)、15時間調査(7時～22時)

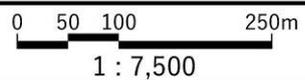
注2) 既存施設(商業施設)稼働中。



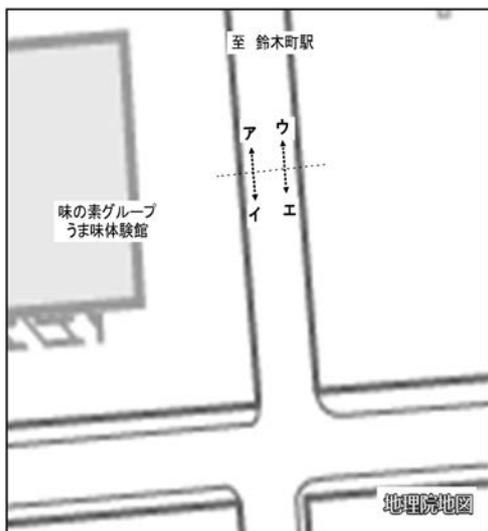
凡例

- : 計画地
- : 都県界
- : 歩行者交通量調査地点(歩道又は敷地内通路)(No.歩1～No.歩6)

図4.10-3 歩行者交通量調査地点(現地調査)



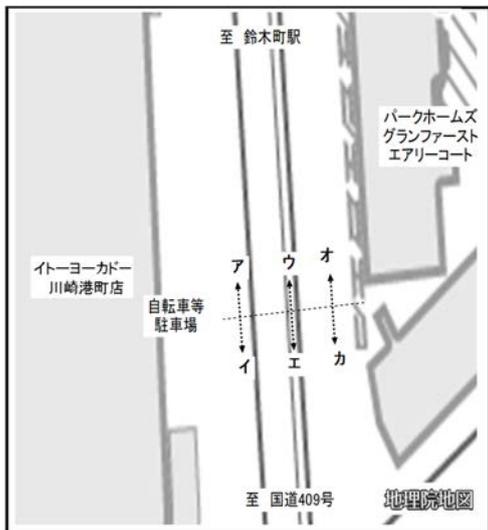
No.歩 1



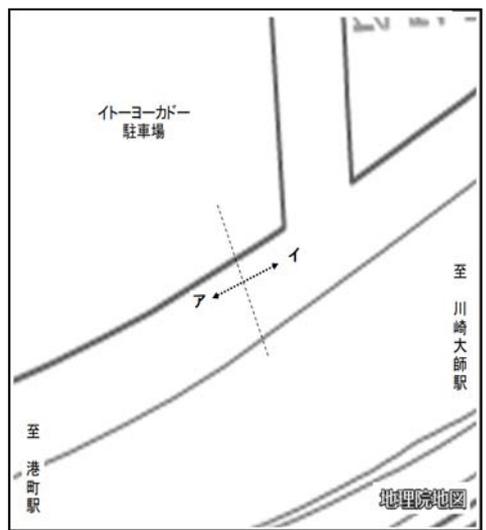
No.歩 2



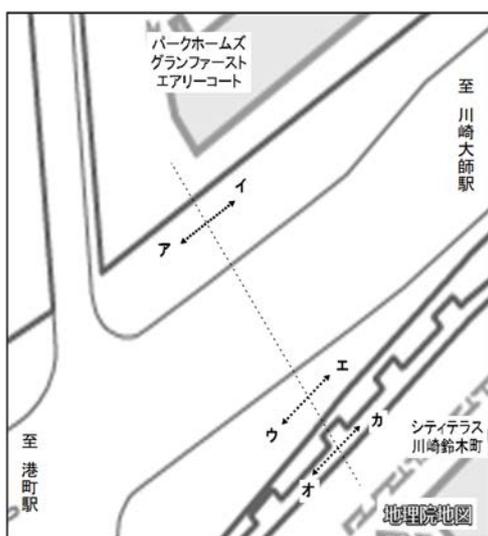
No.歩 3



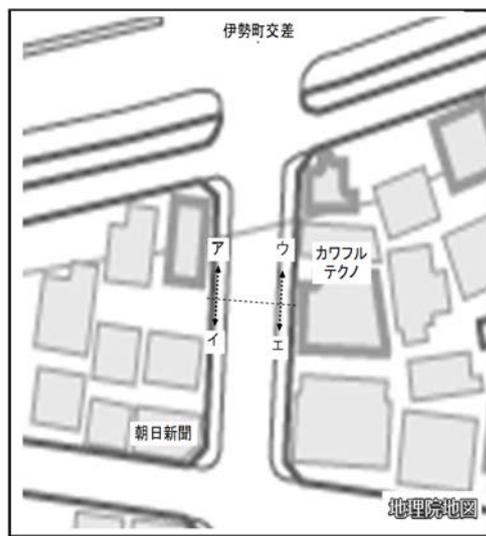
No.歩 4



No.歩 5



No.歩 6



注) 集計断面  
出典) 国土地理院地図を加工して作成

図4.10-4 歩行者交通量調査方向(現地調査)

## (2) 予測及び評価

### ア 工事用車両の走行による交通安全及び交通混雑への影響

#### (ア) 予測結果

##### a. 工事用車両の走行による交通安全への影響

工事用車両の主要な走行経路のうち、国道409号及び一般市道港町7号線と一般市道港町9号線は、マウントアップ歩道等の安全施設が設置されており、歩車分離が図られている。

工事用車両の走行経路には、旭町小学校及び川中島小学校の通学路が平行または横断する箇所があるが、通学路はマウントアップによる歩道や信号がある横断歩道が整備されている。

一方、一般市道港町6号線はマウントアップ歩道等の交通安全施設等の設置はなく、歩行者の安全の確保が必要であるため、当該道路を走行する工事用車両関係者に対して、当該道路走行時の走行速度の抑制、安全確認の徹底を図り、歩行者の安全の確保に努めることから、歩行者の安全は確保できると予測する。

##### b. 工事用車両の走行による交通混雑への影響(交差点需要率)

工事用車両の走行による交差点需要率の予測結果は、表4.10-4に示すとおりである(予測地点は、図4.10-5(1)～(2)参照)。

工事中将来交通量による交差点需要率は0.094～0.308であり、いずれの地点も需要率の限界値(0.774～0.875)を下回ると予測する。

なお、既存施設(商業施設)の閉鎖に伴い、工事中将来交通量による交差点需要率は、現況交通量による交差点需要率に対し、減少している地点が多く、No.5 鈴木町駅入口交差点のみ0.008の増加となっている。

表4.10-4 工事用車両の走行による交差点需要率の予測結果(工事開始33ヶ月目)

予測地点	現況交通量による交差点需要率		将来基礎交通量による交差点需要率		工事中将来交通量による交差点需要率		増加分 b-a
	時間帯	a	時間帯	-	時間帯	b 限界需要率	
No.1 (仮) 港町6号線北	17時台	0.125	17時台	0.070	17時台	0.094 0.774	-0.031
No.2 (仮) 港町7号線北	(8時台)	(0.103)	8時台	0.092	8時台	0.103 0.840	-0.049
	17時台	0.151	(17時台)	(0.075)	(17時台)	(0.096) (0.829)	
No.3 (仮) 港町6号線南	17時台	0.274	17時台	0.246	(7時台)	(0.147) (0.875)	-0.007
					17時台	0.267 0.858	
No.4 伊勢町	17時台	0.307	17時台	0.306	17時台	0.306 0.858	-0.001
No.5 鈴木町駅入口	(7時台)	(0.294)	7時台	0.291	7時台	0.308 0.869	0.008
	17時台	0.300	(17時台)	(0.270)	(17時台)	(0.270) (0.858)	

注1) 工事中将来交通量=将来基礎交通量(現況交通量-既存施設出入口数)+工事用車両台数

注2) 予測時間帯は、各交差点の工事中交差点総流入交通量が最大となる時間帯を基本とするが、No.3交差点に関しては、工事中将来交通量による交差点需要率が17時台の方が大きいため、17時台を予測時間帯とした。

注3) No.2とNo.5交差点に関しては、現況交通量による交差点需要率と工事中将来交通量による交差点需要率のピーク時間帯が異なるため双方の時間帯を記載した。

注4) 限界需要率は、「(サイクル長-損失時間)/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示す。

注5) 増加分b-aは、工事中将来交通量による交差点需要率最大値-現況交通量による交差点需要率最大値。

**c. 工事用車両の走行による交通混雑への影響(交通混雑度)**

工事用車両の走行による交通混雑度の予測結果(表4.10-4に示す工事中将来交通量による交差点需要率算定時間帯)は、表4.10-5に示すとおりである(予測地点は、図4.10-5(1)～(2)参照)。

工事中将来交通量による交通混雑度は0.007～0.622であり、交通量の処理が可能とされる目安である1.0を下回ると予測する。

なお、本事業の工事用車両が走行する車線の交通混雑度の増加分の最大値は、No.5鈴木町駅入口交差点の0.041である。

**表4.10-5 工事用車両の走行による交通混雑度の予測結果(工事開始33ヶ月目)**

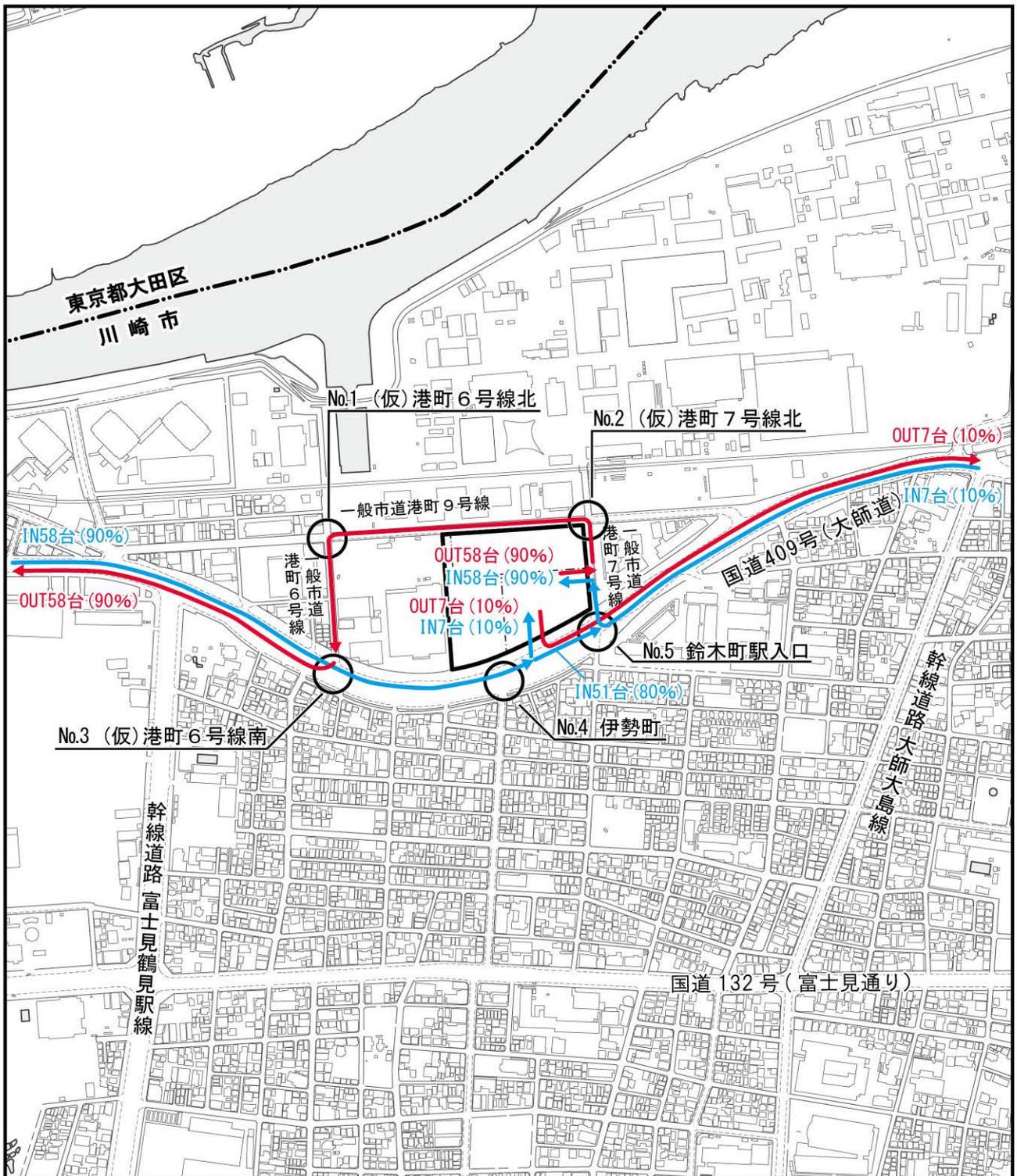
予測地点	時間帯	断面	車線	現況交通量による交通混雑度	将来基礎交通量による交通混雑度	工事中将来交通量による交通混雑度	増加分 b-a	
				a	-	b		
No.1 (仮) 港町6号線北	17時台	A	直右左	0.092	0.073	0.073	-0.019	
			B	直右左	0.214	0.075	0.136	-0.078
			C	直右左	0.106	0.106	0.106	0.000
			D	直右左	0.103	0.101	0.101	-0.002
No.2 (仮) 港町7号線北	8時台	A	直右左	0.108	0.094	0.094	-0.014	
			B	直右左	0.040	0.040	0.040	0.000
			C	直右左	0.007	0.007	0.007	0.000
			D	直右左	0.134	0.123	0.145	0.011
No.3 (仮) 港町6号線南	17時台	A	直左	0.319	0.288	0.288	-0.031	
			直	0.304	0.302	0.302	-0.001	
		B	直	0.444	0.444	0.444	0.000	
			右	0.307	0.199	0.280	-0.027	
No.4 伊勢町	17時台	A	直	0.219	0.208	0.224	0.005	
			右	0.622	0.622	0.622	0.000	
		B	直左	0.502	0.500	0.500	-0.002	
			直	0.118	0.118	0.118	0.000	
No.5 鈴木町駅入口	7時台	A	直左	0.569	0.569	0.595	0.026	
			直	0.102	0.086	0.086	-0.016	
			右	0.376	0.376	0.376	0.000	
		B	直左	0.390	0.361	0.432	0.041	
			直	0.077	0.077	0.077	0.000	
		C	直右左	0.024	0.024	0.024	0.000	
			直右左					

注1) 工事中将来交通量=将来基礎交通量(現況交通量-既存施設出入台数)+工事用車両台数

注2) 予測時間帯は、表4.10-11に示す工事中将来交通量による交差点需要率算定時の時間帯とした。

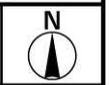
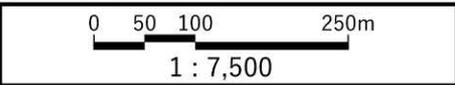
注3) 流入断面位置は、図4.10-3に示したとおりである。

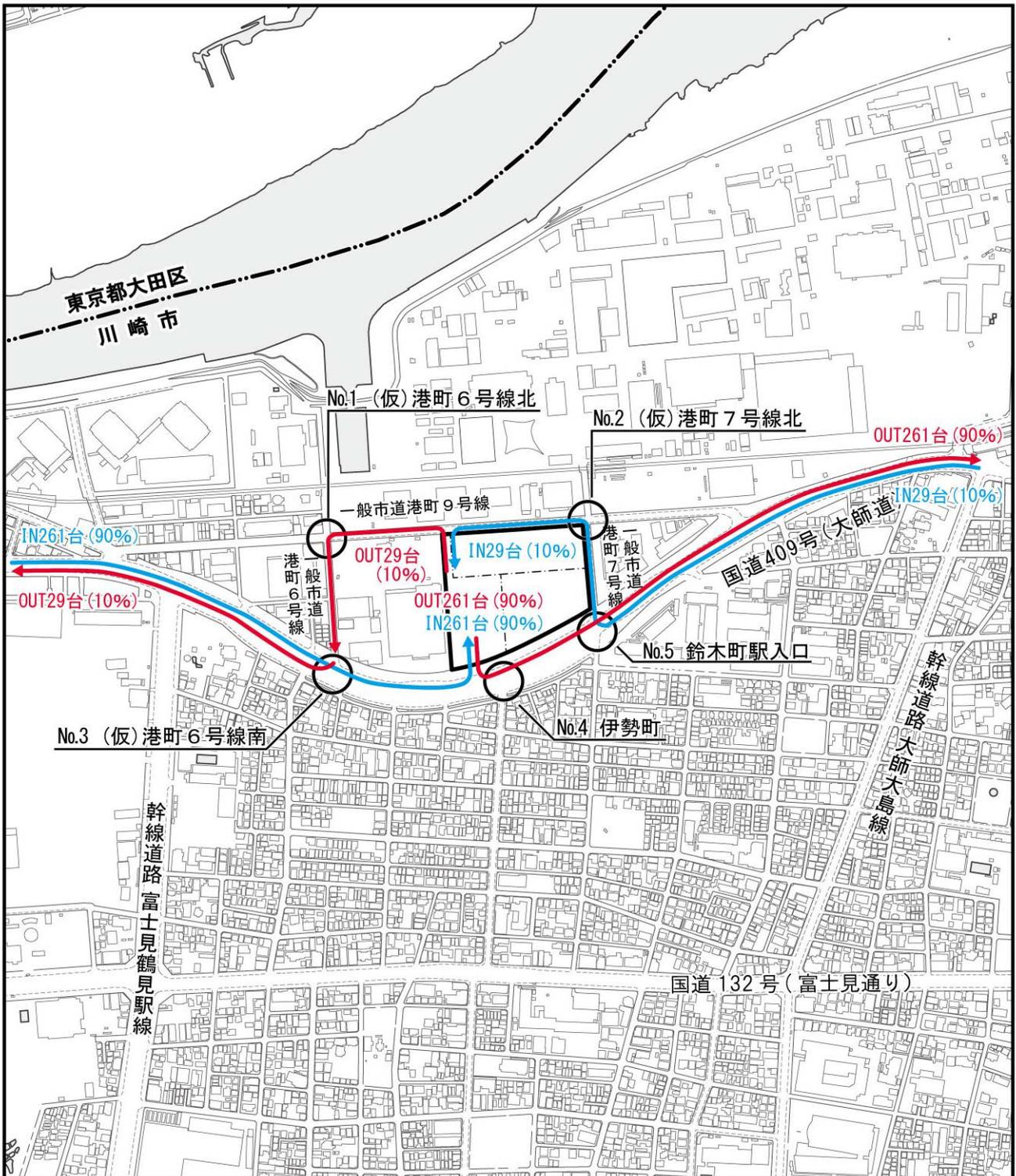
注4)  : 全時間工事用車両の走行がない車線。



凡 例	 : 計画地
	 : 都県界
	 ○○台(○○%) : 工事用車両(OUT)の走行経路と日台数(方面別比率)
	 ○○台(○○%) : 工事用車両(IN)の走行経路と日台数(方面別比率)
	 : 予測地点(No.1~No.5)

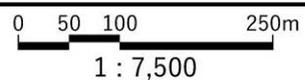
図4.10-5(1) 工事用車両の走行による交通流への影響の予測地点(商業施設)





凡例	 : 計画地
	 : 都県界
	 <span style="color: red;">〇〇台(〇〇%)</span> : 工事用車両(OUT)の走行経路と日台数(方面別比率)
	 <span style="color: blue;">〇〇台(〇〇%)</span> : 工事用車両(IN)の走行経路と日台数(方面別比率)
	 : 予測地点(No.1~No.5)

図4.10-5(2) 工事用車両の走行による交通流への影響の予測地点(住宅施設)



## (ウ) 環境保全のための措置

本事業では、以下の環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・ 工事用車両の運行が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化に努める。
- ・ 工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、計画的な運行により、周辺に待機車両が発生しないよう努める。
- ・ 工事用車両の出入口等に交通誘導員を配置するとともに、一般市道港町6号線を走行する工事用車両の関係者に対して、当該道路走行時の走行速度の抑制、安全確認の徹底を図り、歩行者の安全の確保に努める。
- ・ 工事用車両の運転者には随時安全教育を実施し、交通法規を遵守させるとともに、安全運転を徹底させる。
- ・ 朝礼及び新規入場者教育等における教育の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知する。
- ・ 周辺住民に対して、工事工程、工事用車両の出入口、走行ルート等について周知を図る。
- ・ 工事用車両にはステッカーを貼る等し、他の車両との識別を図る。

## (エ) 評価

工事用車両の主要な走行経路のうち、国道409号及び一般市道港町7号線と一般市道港町9号線は、マウントアップ歩道等の安全施設が設置されており、歩車分離が図られている。

工事用車両の走行経路には、旭町小学校及び川中島小学校の通学路が平行または横断する箇所があるが、通学路はマウントアップによる歩道や信号がある横断歩道が整備されている。

一方、一般市道港町6号線はマウントアップ歩道等の交通安全施設等の設置はなく、歩行者の安全の確保が必要であるため、当該道路を走行する工事用車両の関係者に対して、当該道路走行時の走行速度の抑制、安全確認の徹底を図り、歩行者の安全の確保に努めることから、歩行者の安全は確保できると予測する。

工事中将来交通量による交差点需要率は0.094～0.308であり、いずれの地点も需要率の限界値(0.774～0.875)を下回ると予測する。

また、工事中将来交通量による交通混雑度は0.007～0.622であり、交通量の処理が可能とされる目安である1.0を下回ることから、交通処理は可能と予測する。

本事業の実施にあたっては、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、計画的な運行により影響の低減を図る等の環境保全のための措置を講じる。

したがって、生活環境の保全に著しい支障はないと評価する。

## イ 施設関連車両の走行による交通安全及び交通混雑への影響

### (ア) 予測結果

#### a. 施設関連車両の走行による交通安全への影響

施設関連車両の主要な走行経路のうち、国道409号及び一般市道港町7号線と一般市道港町9号線は、マウントアップ歩道等の安全施設が設置されており、歩車分離が図られている。

施設関連車両の走行経路には、旭町小学校及び川中島小学校の通学路が平行または横断する箇所があるが、通学路はマウントアップによる歩道や信号がある横断歩道が整備されている。

一方、一般市道港町6号線はマウントアップ歩道等の交通安全施設等の設置はないが、当該道路を走行する施設関連車両の施設関係者に対して、当該道路走行時の走行速度の抑制、安全確認の徹底を周知し、歩行者の安全の確保に努めることから、歩行者の安全は確保できると予測する。

#### b. 施設関連車両の走行による交通混雑への影響(交差点需要率)

施設関連車両の走行による交差点需要率の予測結果は、表4.10-6(1)～(2)に示すとおりである(予測地点は、図4.10-6(1)～(3)参照)。

供用時将来交通量による交差点需要率は、平日で0.131～0.314、休日で0.184～0.336であり、いずれの地点も需要率の限界値(平日0.774～0.869、休日0.765～0.858)を下回ると予測する。

なお、施設関連車両の走行による交差点需要率の増加分は、平日で0.024、休日で0.047が最大となっている。

表4.10-6(1) 施設関連車両の走行による交差点需要率の予測結果(平日)

予測地点	現況交通量による交差点需要率		将来基礎交通量による交差点需要率		供用時将来交通量による交差点需要率		増加分 b-a
	時間帯	a	時間帯	-	時間帯	b 限界需要率	
No.1 (仮) 港町6号線北	17時台	0.125	17時台	0.070	17時台	0.131 0.774	0.006
No.2 (仮) 港町7号線北	(8時台)	(0.103)	8時台	0.092	8時台	0.150 0.829	-0.001
	17時台	0.151	(17時台)	(0.075)	(17時台)	(0.136) (0.829)	
No.3 (仮) 港町6号線南	17時台	0.274	17時台	0.246	17時台	0.298 0.858	0.024
No.4 伊勢町	17時台	0.307	17時台	0.306	17時台	0.314 0.858	0.008
No.5 鈴木町駅入口	(7時台)	(0.294)	7時台	0.291	7時台	0.303 0.869	-0.004
	17時台	0.300	(17時台)	(0.270)	(17時台)	(0.284) (0.858)	

注1) 供用時将来交通量=将来基礎交通量(現況交通量-既存施設出入台数)+施設関連車両台数

注2) 予測時間帯は、各交差点の供用時交差点総流入交通量が最大となる時間帯を基本とするが、No.5交差点に関しては、供用時将来交通量による交差点需要率が7時台の方が大きいため、7時台を予測時間帯とした。

注3) No.2とNo.5交差点に関しては、現況交通量による交差点需要率と工事中将来交通量による交差点需要率のピーク時間帯が異なるため双方の時間帯を記載した。

注4) 限界需要率は、「(サイクル長-損失時間)/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示す。

注5) 増加分b-aは、工事中将来交通量による交差点需要率最大値-現況交通量による交差点需要率最大値。

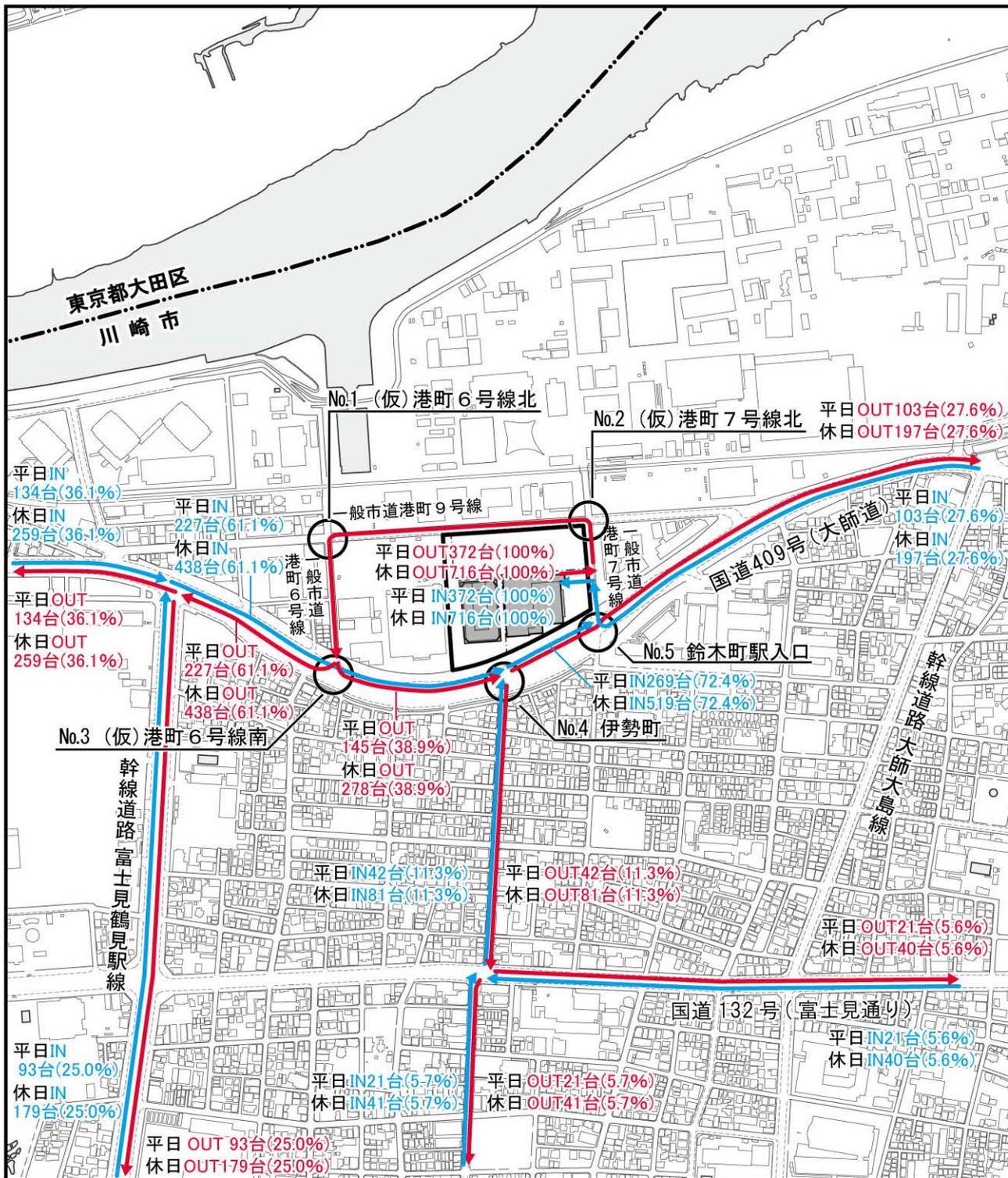
表4.10-6(2) 施設関連車両の走行による交差点需要率の予測結果(休日)

予測地点	現況交通量による交差点需要率		将来基礎交通量による交差点需要率		供用時将来交通量による交差点需要率		増加分 b - a	
	時間帯	a	時間帯	-	時間帯	b		限界需要率
No.1 (仮) 港町6号線北	15時台	0.165	15時台	0.085	15時台	0.184	0.765	0.019
No.2 (仮) 港町7号線北	15時台	0.216	15時台	0.096	15時台	0.197	0.829	-0.020
No.3 (仮) 港町6号線南	11時台	0.218	11時台	0.178	11時台	0.264	0.858	0.047
No.4 伊勢町	16時台	0.320	16時台	0.319	16時台	0.336	0.858	0.015
No.5 鈴木町駅入口	16時台	0.316	16時台	0.248	16時台	0.282	0.858	-0.038

注1) 供用時将来交通量=将来基礎交通量(現況交通量-既存施設出入台数)+施設関連車両台数

注2) 予測時間帯は、各交差点の供用時交差点総流入交通量が最大となる時間帯とした。

注3) 限界需要率は、「(サイクル長-損失時間)/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示す。



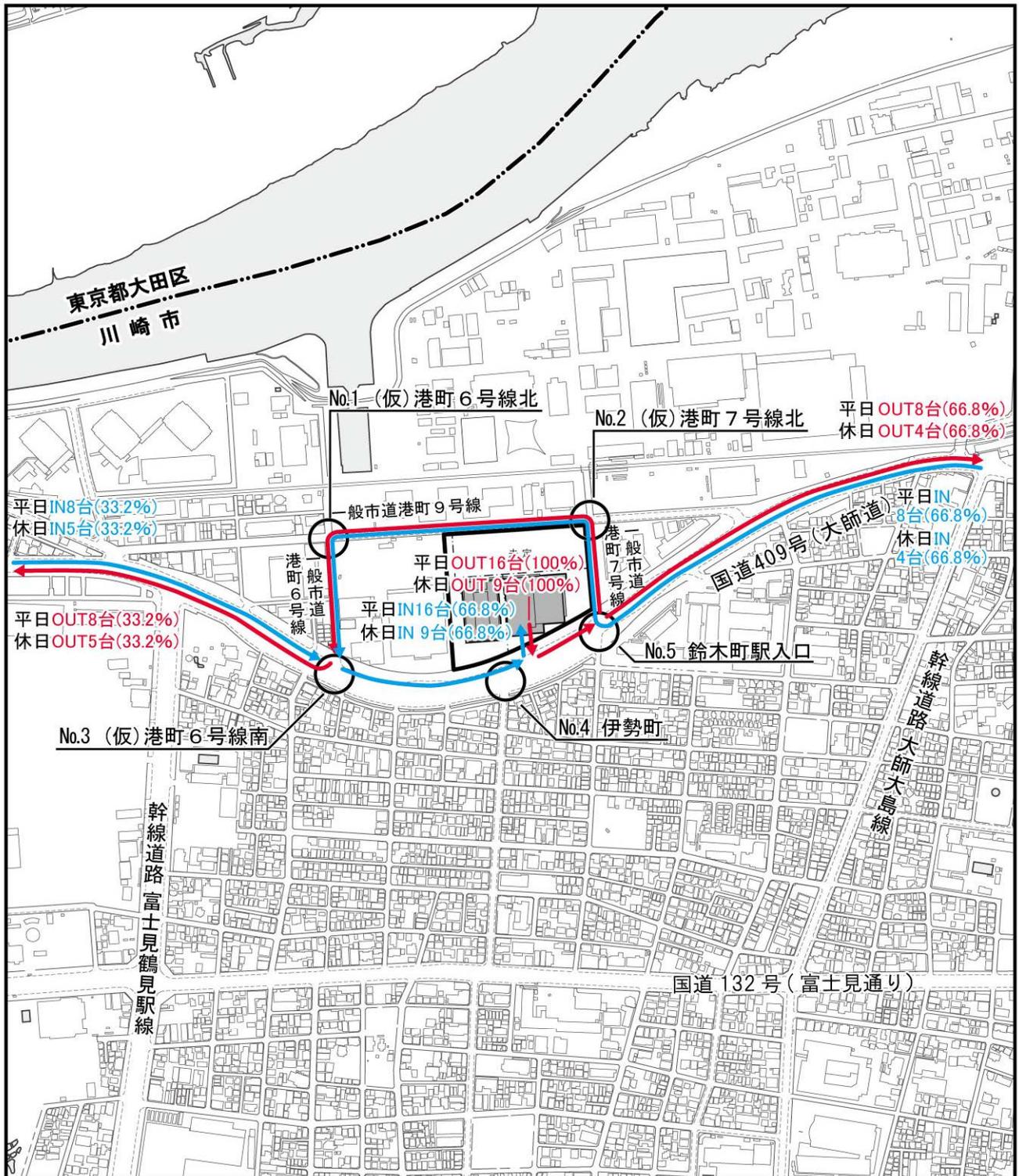
凡例

- : 計画地
- : 都県界
- ○○台(○○%) : 施設関連車両(OUT)の走行経路と日台数(方面別比率)
- ○○台(○○%) : 施設関連車両(IN)の走行経路と日台数(方面別比率)
- : 予測地点(No.1~No.5)

図4.10-6(1) 施設関連車両の走行による交通流への影響の予測地点(商業施設来店車両)

0 50 100 250m  
1 : 7,500





- 凡例
- : 計画地
  - : 都県界
  - ○○台(○○%) : 施設関連車両(OUT)の走行経路と日台数(方面別比率)
  - ○○台(○○%) : 施設関連車両(IN)の走行経路と日台数(方面別比率)
  - : 予測地点(No.1~No.5)

図4.10-6(2) 施設関連車両の走行による交通流への影響の予測地点(商業施設荷捌車両)





**c. 施設関連車両の走行による交通混雑への影響(交通混雑度)**

施設関連車両の走行による交通混雑度の予測結果(表4.10-6(1)～(2)に示す施設関連車両の走行による交差点需要率算定時間帯)は、表4.10-7(1)～(2)に示すとおりである(予測地点は、図4.10-6(1)～(3) 参照)。

供用時将来交通量による交通混雑度の最大値は、平日・休日ともに、No.4伊勢町交差点の0.674・0.707であり、交通量の処理が可能とされる目安である1.0を下回ると予測する。

なお、本事業の施設関連車両が走行する車線の交通混雑度の増加分の最大値は、平日はNo.2(仮)港町7号線北の0.114、休日はNo.3(仮)港町6号線南の0.195である。

**表4.10-7(1) 施設関連車両の走行による交通混雑度の予測結果(平日)**

予測地点	時間帯	断面	車線	現況交通量による交通混雑度	将来基礎交通量による交通混雑度	供用時将来交通量による交通混雑度	増加分 b-a	
				a	-	b		
No.1 (仮) 港町6号線北	17時台	A	直右左	0.092	0.073	0.073	-0.019	
			B	直右左	0.214	0.075	0.229	0.015
			C	直右左	0.106	0.106	0.106	0.000
			D	直右左	0.103	0.101	0.101	-0.002
No.2 (仮) 港町7号線北	8時台	A	直右左	0.108	0.094	0.094	-0.014	
			B	直右左	0.040	0.040	0.040	0.000
			C	直右左	0.007	0.007	0.007	0.000
			D	直右左	0.134	0.123	0.247	0.114
No.3 (仮) 港町6号線南	17時台	A	直左	0.319	0.288	0.314	-0.005	
			直					
		B	直	0.304	0.302	0.302	-0.001	
			右					
C	左右	0.444	0.444	0.444	0.000			
No.4 伊勢町	17時台	A	直	0.219	0.208	0.239	0.020	
			右					
		B	直左	0.502	0.500	0.500	-0.002	
			直					
D	左右	0.118	0.118	0.130	0.012			
No.5 鈴木町駅入口	7時台	A	直左	0.569	0.569	0.589	0.020	
			直					
			右					
		B	直左	0.376	0.376	0.376	0.000	
			直					
			右					
C	直右左	0.390	0.361	0.404	0.014			
D	直右左	0.077	0.077	0.077	0.000			
D	直右左	0.024	0.024	0.024	0.000			

注1) 供用時将来交通量=将来基礎交通量(現況交通量-既存施設出入台数)+施設関連車両台数

注2) 予測時間帯は、表4.10-16(1)に示す供用時将来交通量による交差点需要率算定時の時間帯とした。

注3) 流入断面位置は、図4.10-3に示したとおりである。

注4)  : 全時間施設関連車両の走行がない車線。

表4.10-7(2) 施設関連車両の走行による交通混雑度の予測結果(休日)

予測地点	時間帯	断面	車線	現況交通量による交通混雑度	将来基礎交通量による交通混雑度	供用時将来交通量による交通混雑度	増加分 b-a	
				a	-	b		
No.1 (仮) 港町6号線北	15時台	A	直右左	0.094	0.076	0.076	-0.018	
			B	直右左	0.286	0.092	0.333	0.047
			C	直右左	0.026	0.026	0.026	0.000
			D	直右左	0.135	0.133	0.133	-0.002
No.2 (仮) 港町7号線北	15時台	A	直右左	0.160	0.085	0.085	-0.074	
			B	直右左	0.011	0.011	0.011	0.000
			C	直右左	0.006	0.006	0.006	0.000
			D	直右左	0.344	0.142	0.361	0.017
No.3 (仮) 港町6号線南	11時台	A	直左	0.539	0.472	0.515	-0.024	
			直	0.254	0.251	0.251	-0.003	
		B	右	0.180	0.180	0.180	0.000	
			C	左右	0.209	0.060	0.403	0.195
No.4 伊勢町	16時台	A	直	0.301	0.283	0.334	0.033	
			右	0.607	0.607	0.707	0.100	
		B	直左	0.496	0.492	0.492	-0.004	
			直	0.169	0.169	0.194	0.025	
No.5 鈴木町駅入口	16時台	A	直左	0.535	0.468	0.571	0.037	
			直	0.228	0.000	0.000	-0.228	
			右	0.535	0.535	0.535	0.000	
		B	直左	0.669	0.040	0.242	-0.426	
			直	0.107	0.093	0.093	-0.013	
		D	直右左	0.033	0.034	0.034	0.001	

注1) 供用時将来交通量=将来基礎交通量(現況交通量-既存施設出入台数)+施設関連車両台数

注2) 予測時間帯は、表4.10-16(2)に示す供用時将来交通量による交差点需要率算定時の時間帯とした。

注3) 流入断面位置は、図4.10-3に示したとおりである。

注4)  : 全時間施設関連車両の走行がない車線。

## (ウ) 環境保全のための措置

本事業では、以下の環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・周辺路上で施設関連車両の駐車場待ち列が生じないように、計画地内に適切な台数の駐車場を確保する。
- ・施設利用者(来客者)に対し、スムーズな交通誘導が行えるよう、ホームページ等でのアクセス方法の周知や施設内に案内看板の設置を検討する。
- ・施設利用者(来客者)に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。
- ・駐車場出入口に出庫灯等を整備し、歩道等を利用する歩行者・自転車に自動車の出入の注意喚起を行う。
- ・駐車場出入口付近は、十分な見通しを確保する。
- ・施設関係者に対し、一般市道港町6号線走行時の走行速度の抑制、安全確認の徹底を周知する。
- ・施設関係者に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用促進を促す。

## (エ) 評価

施設関連車両の主な走行経路のうち、国道409号及び一般市道港町7号線と一般市道港町9号線は、マウントアップ歩道等の安全施設が設置されており、歩車分離が図られている。

施設関連車両の走行経路には、旭町小学校及び川中島小学校の通学路が平行または横断する箇所があるが、通学路はマウントアップによる歩道や信号がある横断歩道が整備されている。

一方、一般市道港町6号線はマウントアップ歩道等の交通安全施設等の設置はないが、当該道路を走行する施設関連車両の施設関係者に対して、当該道路走行時の走行速度の抑制、安全確認の徹底を周知し、歩行者の安全の確保に努めることから、歩行者の安全は確保できると予測する。

供用時将来交通量による交差点需要率は、平日で0.131～0.314、休日で0.184～0.336であり、いずれの地点も需要率の限界値(平日0.774～0.869、休日0.765～0.858)を下回ると予測する。

また、供用時将来交通量による交通混雑度の最大値は、平日・休日ともに、No.4伊勢町交差点の平日0.674・休日0.707であり、交通量の処理が可能とされる目安である1.0を下回ることから、交通処理は可能と予測する。

本事業の実施にあたっては、環境保全のための措置として、施設利用者に対し、スムーズな交通誘導が行えるよう、ホームページ等でアクセス方法を周知や施設内に案内看板の設置を検討すること、駐車場出入口に出庫灯等を設置し注意喚起を行い、歩行者・自転車の安全の確保に努めること等の措置を講じる。

したがって、生活環境の保全に著しい支障はないと評価する。

## ウ 歩行者の往来による交通安全への影響

### (ア) 予測結果

歩行者の往来による交通安全への影響(サービス水準)の予測結果は、表4.10-8(1)～(2)に示すとおりである(予測地点は、図4.10-7(1)～(2) 参照)。

ピーク時間帯における歩行者流量は、平日で1.2～7.4人/m・分、休日で1.1～6.7人/m・分であり、すべての地点において、自由歩行が可能な水準A(0～27人/m・分)が確保されると予測する。

表4.10-8(1) 歩行者の往来による交通安全への影響の予測結果(平日)

断面	時間帯	ピーク時歩行者交通量(人/時)(換算後)			15分ピーク率	ピーク15分将来交通量(人/15分)		有効歩道幅員(m)	歩行者流量(人/m・分)		サービス水準			
		将来基礎交通	歩行者交通	将来交通		将来基礎交通	将来交通		将来基礎交通	将来交通	将来基礎交通	将来交通		
													将来基礎交通	歩行者交通
構内道路	A	西側 敷地内通路	午後 17時台	392	35	427	31.4%	123	134	2.15	3.8	4.2	A	A
		東側 敷地内通路	朝 8時台	558	504	1,062	33.3%	186	354	3.36	3.7	7.0	A	A
港町7号	B	西側 敷地内通路	朝 8時台	157	516	673	41.5%	65	279	2.50	1.7	7.4	A	A
		東側 歩道	朝 7時台	458	0	458	32.0%	146	146	1.99	4.9	4.9	A	A
港町9号	C	北側 歩道	朝 7時台	165	0	165	31.2%	51	51	1.96	1.7	1.7	A	A
		南側 歩道	午後 16時台	309	82	391	34.9%	108	137	1.93	3.7	4.7	A	A
国道409号	D	北側 歩道	午後 18時台	844	168	1,012	35.0%	295	354	11.76	1.7	2.0	A	A
		北側 歩道	午後 18時台	844	443	1,287	35.0%	295	450	11.76	1.7	2.6	A	A
		北側 歩道	午後 18時台	326	222	548	37.0%	121	203	11.63	0.7	1.2	A	A
旭町26号	G	西側 歩道	午後 17時台	487	273	760	30.0%	146	228	10.14	1.0	1.5	A	A
		東側 歩道	午後 18時台	222	104	326	28.4%	63	93	1.91	2.2	3.2	A	A
旭町26号	G	西側 歩道	午後 17時台	222	104	326	28.4%	63	93	1.91	2.2	3.2	A	A
		東側 歩道	午後 18時台	266	83	349	28.7%	76	100	1.92	2.6	3.5	A	A

注1) ピーク時歩行者交通量は、自転車を歩行者に換算(自転車を3倍)した後の値。

注2) 15分ピーク率(15分値/1時間値)は、将来交通量がピークとなる時間帯の現況値を適用した。

注3) サービス水準(資料:大規模開発マニュアル)

A:自由歩行(0~27人/m・分)

B:やや制約(27~51人/m・分)

C:やや困難(51~71人/m・分)

D:困難(71~87人/m・分)

E:ほとんど不可能(87~100人/m・分)

表4.10-8(2) 歩行者の往来による交通安全への影響の予測結果(休日)

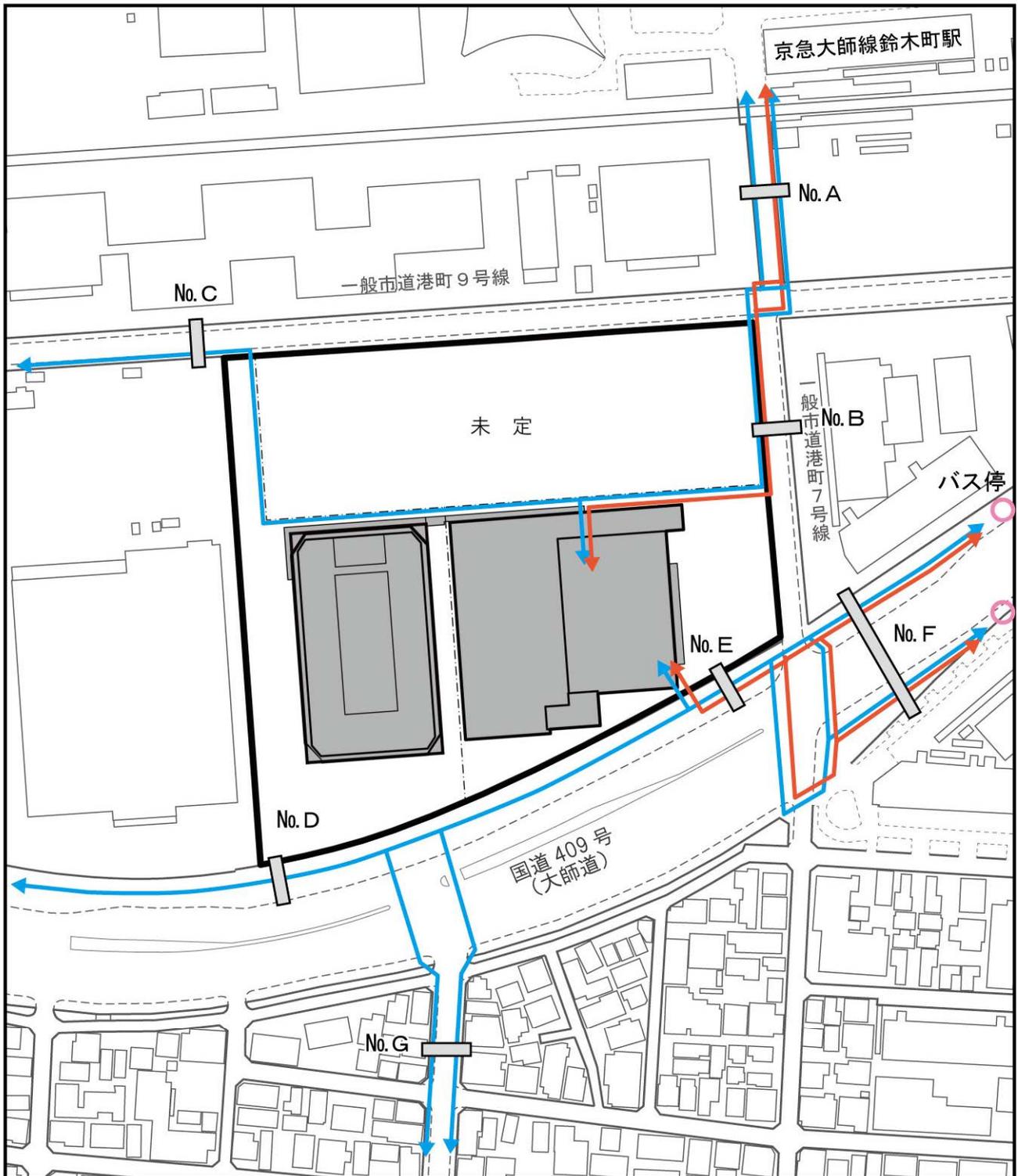
断面			時間帯	ピーク時 歩行者交通量 (人/時)(換算後)			15分 ピーク 率	ピーク15分 将来交通量 (人/15分)		有効 歩道員 (m)	歩行者流量 (人/m・分)		サービス水準		
				将来 基礎交 通	歩 行者交 通 本 事業 の	将来 交 通		将来 基 礎交 通	将来 交 通		将来 基 礎交 通	将来 交 通	将来 基 礎交 通	将来 交 通	
構内道路	A	西側	敷地内通路	午後 16時台	215	45	260	39.1%	84	102	2.15	2.6	3.1	A	A
		東側	敷地内通路	午後 15時台	288	514	802	29.6%	85	238	3.36	1.7	4.7	A	A
港町7号	B	西側	敷地内通路	午後 18時台	153	564	717	35.2%	54	252	2.50	1.4	6.7	A	A
		東側	歩道	午後 16時台	171	0	171	28.8%	49	49	1.99	1.6	1.6	A	A
港町9号	C	北側	歩道	午後 16時台	86	0	86	36.4%	31	31	1.96	1.1	1.1	A	A
		南側	歩道	午後 15時台	303	143	446	30.2%	91	135	1.93	3.2	4.6	A	A
国道409号	D	北側	歩道	午後 15時台	1,253	287	1,540	26.7%	335	411	11.76	1.9	2.3	A	A
		南側	歩道	午後 15時台	1,253	770	2,023	26.7%	335	540	11.76	1.9	3.1	A	A
	F	北側	歩道	午後 16時台	423	382	805	31.4%	133	252	11.63	0.8	1.4	A	A
		南側	歩道	午後 16時台	563	382	945	29.4%	165	278	10.14	1.1	1.8	A	A
旭町26号	G	西側	歩道	午後 16時台	185	143	328	37.6%	70	123	1.91	2.4	4.3	A	A
		東側	歩道	午後 16時台	270	143	413	28.5%	77	118	1.92	2.7	4.1	A	A

注1) ピーク時歩行者交通量は、自転車を歩行者に換算（自転車を3倍）した後の値。

注2) 15分ピーク率（15分値/1時間値）は、将来交通量がピークとなる時間帯の現況値を適用した。

注3) サービス水準（資料：大規模開発マニュアル）

- A：自由歩行（0～27人/m・分）      B：やや制約（27～51人/m・分）      C：やや困難（51～71人/m・分）  
D：困難（71～87人/m・分）      E：ほとんど不可能（87～100人/m・分）

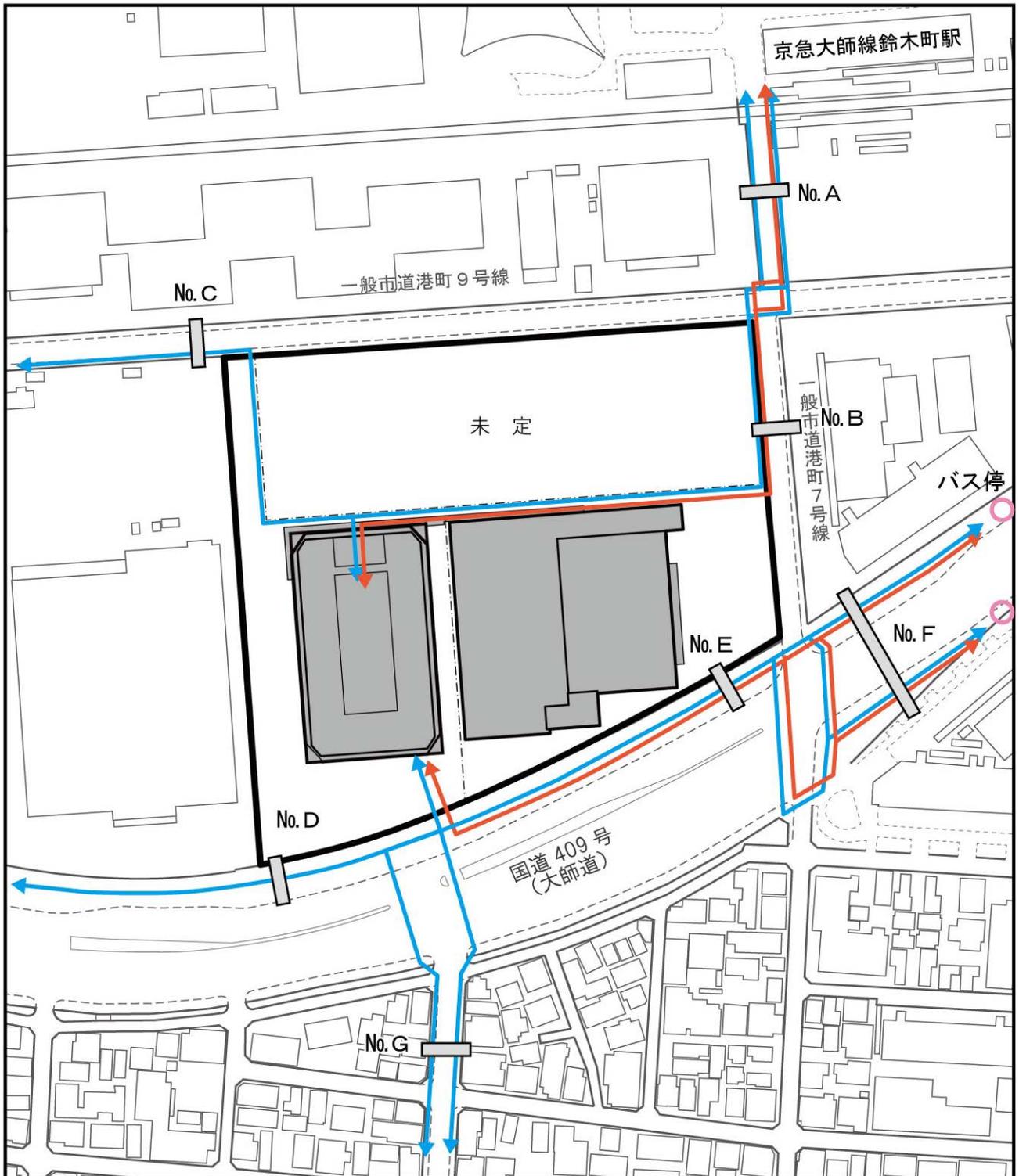


凡例

- : 計画地
- : 予測地点(断面)(No.A~No.G)
- ↔ : 歩行者動線(鉄道・バス端末)
- ↔ : 歩行者動線(直接徒歩等)
- : バス停

図4.10-7(1) 歩行者の往来による交通安全への影響予測地点(商業施設)

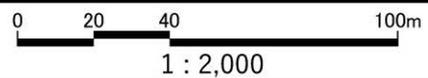




凡例

- : 計画地
- : 予測地点(断面)(No.A~No.G)
- ↔ : 歩行者動線(鉄道・バス端末)
- ↔ : 歩行者動線(直接徒歩等)
- : バス停

図4.10-7(2) 歩行者の往来による交通安全への影響予測地点(住宅施設)



#### (ウ) 環境保全のための措置

本事業では、以下の環境保全のための措置を講じる計画である。

- ・歩道のない計画地東側に歩行空間を設け、安全な歩行者空間を確保する。
- ・駐車場出入口に出庫灯等を設置し注意喚起を行い、歩行者・自転車の安全の確保に努める。
- ・駐車場出入口付近は、十分な見通しを確保する。

#### (エ) 評 価

ピーク時間帯における歩行者流量は、平日で1.2～7.4人/m・分、休日で1.1～6.7人/m・分であり、すべての地点において、自由歩行が可能な水準A(0～27人/m・分)が確保されると予測する。

また、環境保全のための措置として、歩道のない計画地東側に歩行空間を設けて安全な歩行者空間を確保するとともに、駐車場出入口に出庫灯等を設置し注意喚起を行い、歩行者・自転車の安全の確保に努める等の措置を講じる。

以上のことから、歩行者の往来に伴う歩行者の交通安全への影響について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価する。

## 第5章 環境保全のための措置



## 第5章 環境保全のための措置

本事業では、選定した環境影響評価項目について、「地域環境管理計画」の地域別環境保全水準を達成するとともに、環境への影響を実行可能な範囲で低減するために、環境保全のための措置を講じる計画である。

本事業における環境保全のための措置は、表5-1(1)～(9)に示すとおりである。

表5-1(1) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
地域環境	温室効果ガス	<p>【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根や屋外等の断熱材の高性能化等により空調負荷低減を図る。</li> <li>・高効率な給湯器・ヒートポンプ等の採用により、エネルギーの使用量及び温室効果ガス排出量の削減を図る。</li> <li>・Low-e複層ガラスの採用等により空調負荷低減を図る。</li> <li>・導入可能な範囲でLED照明、人感センサーや段階調光照明を採用し、エネルギー使用の合理化を図る。</li> <li>・脱炭素エネルギー源の利用として、太陽光パネルの設置等を検討する。</li> <li>・居住者や商業施設の利用者に対しては、掲示板等により、アイドリングストップ等のエコドライブの遵守及び公共交通機関の利用を促すなど、交通環境に配慮する。</li> <li>・電気自動車の充電施設の設置を検討する。</li> </ul>
大気	大気質	<p>【工事中】</p> <p>①建設機械の稼働による大気質への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用する。</li> <li>・建設機械の集中稼働を抑制するよう、工事工程の平準化及び稼働の効率化に努める。</li> <li>・アイドリングストップを周知・徹底するため、工事区域内に看板等を設置し、運転者への注意喚起を行う。</li> <li>・建設機械の整備、点検を徹底する。</li> <li>・粉じんの発生が想定される場合には、散水を十分に行うとともに、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じん飛散防止対策を講じる。</li> <li>・朝礼及び新規入場者教育等における教育の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。</li> </ul>

表5-1(2) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
大気 (続き)	大気質 (続き)	<p><b>【工事中】</b></p> <p>②工事用車両の走行による大気質への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資材の搬入、建設発生土等の搬出に際しては工事用車両が集中しないように努める。</li> <li>・工事用車両による大気質への影響の軽減対策として、下記の事項を施工者に指示し、運転者への指導・教育を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・制限速度を厳守する。</li> <li>・急発進、急加速を避ける。</li> <li>・積載量を厳守する。</li> <li>・待機中の工事用車両はアイドリングストップを遵守し、空ふかしの防止を図る。</li> <li>・作業員の通勤には、公共交通機関の利用、通勤車両の相乗り等を奨励し、可能な限り現場への車両台数を削減する。</li> </ul> </li> <li>・土砂運搬車など粉じんの飛散が起こりやすい工事用車両には、荷台カバーを使用する。</li> <li>・土砂や資機材の搬出入車両のタイヤに付着した泥土の水洗いをを行うため、洗車設備等を出入口付近に設置し、土砂により計画地周辺道路を汚損しないよう配慮する。</li> <li>・工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員を配置し、清掃に努める。</li> <li>・最新の排出ガス規制適合車など、より低公害な車両の使用に努める。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p>③施設関連車両の走行による大気質への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者や商業施設の利用者に対しては、掲示板等により、アイドリングストップ等のエコドライブの協力を促す。</li> <li>・商業施設関係者に対しては、掲示板、張り紙等によって、公共交通機関の利用を促す。</li> <li>・商業施設関係者に対しては、最新の排出ガス規制適合車など、より低公害の車両の使用を促す。</li> <li>・電気自動車の充電施設の設置を検討する。</li> </ul>
土壌汚染	土壌汚染	<p><b>【工事中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染土壌を計画地外に搬出する場合には、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第4.2版)」に示される下記の事項を遵守する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①運搬中の荷崩れ及び飛散防止のための対策として、シートカバー等の採用を行う。</li> <li>②自動車等のタイヤ・車体に付着した汚染土壌を要措置区域等から持ち出さないよう、搬出前に洗浄を行う。</li> <li>③汚染土壌を計画地外に持ち出さないように、作業員の長靴等の洗浄等を適宜行う。</li> </ol> </li> <li>・汚染土壌を計画地外に搬出する場合は、都道府県知事等から汚染土壌処理業の許可を受けた業者等に委託して適正に処理・処分を行う。</li> <li>・土壌汚染が確認された場合の工事中の濁水処理・排水にあたっては、確認された汚染物質に応じた水処理設備を配置し、バックテスト等による水質検査を行い、下水道排除基準を満足していることを確認の上、放流する。</li> </ul>

表5-1(3) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	環境保全のための措置
騒音・振動・ 騒音 低周波音	<p><b>【工事中】</b></p> <p>①建設機械の稼働による騒音の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用する。</li> <li>・建設機械の集中稼働を抑制するよう、工事工程の平準化及び稼働の効率化に努める。</li> <li>・工事区域の外周には、鋼製仮囲い(高さ約3m)を設置し、騒音を低減する。</li> <li>・解体工事時には、必要に応じ防音パネル・防音シート等を設置し、騒音の低減を図る。</li> <li>・低騒音工法の選択、建設機械配置への配慮等の適切な施工計画を検討する。</li> <li>・アイドリングストップを周知・徹底するため、工事区域内に看板等を設置し、運転者への注意喚起を行う。</li> <li>・建設機械の整備、点検を徹底する。</li> <li>・朝礼及び新規入場者教育等における教育の中で、環境保全のため措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。</li> </ul> <p>②工事用車両の走行による騒音の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資材の搬入、建設発生土等の搬出に際しては工事用車両が集中しないように努める。</li> <li>・工事用車両による騒音への影響の軽減対策として、以下の事項を施工者に指示し、運転者への指導・教育を徹底する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・制限速度を厳守する。</li> <li>・急発進、急加速を避ける。</li> <li>・積載量を厳守する。</li> <li>・待機中の工事用車両はアイドリングストップを遵守し、空ふかしの防止を図る。</li> <li>・作業員の通勤には、公共交通機関の利用、通勤車両の相乗り等を奨励し、可能な限り現場への車両台数を削減する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p>③施設関連車両の走行による騒音の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者や商業施設の利用者に対しては、掲示板等により、アイドリングストップ等のエコドライブの協力を促す。</li> <li>・商業施設関係者に対しては、掲示板、張り紙等によって、公共交通機関の利用を促す。</li> <li>・商業施設関係者に対しては、エコドライブの協力を促す。</li> </ul> <p>④冷暖房施設等の設置による騒音の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音型の機器の選定に努める。</li> <li>・冷暖房機器等の整備・点検を徹底する。</li> </ul>

表5-1(4) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	環境保全のための措置
騒音・振動・振動 低周波音 (続き)	<p><b>【工事中】</b></p> <p>①建設機械の稼働による振動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の集中稼働を抑制するよう、工事工程の平準化及び稼働の効率化に努める。</li> <li>・低振動工法の選択、建設機械配置への配慮等の適切な施工計画を検討する。</li> <li>・アイドリングストップを周知・徹底するため、工事区域内に看板等を設置し、運転者への注意喚起を行う。</li> <li>・建設機械の整備、点検を徹底する。</li> <li>・朝礼及び新規入場者教育等における教育の中で、環境保全のため措置の内容を工事関係者に周知・徹底する。</li> </ul> <p>②工事用車両の走行による振動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資材の搬入、建設発生土等の搬出に際しては工事用車両が集中しないように努める。</li> <li>・工事用車両による振動への影響の軽減対策として、下記の事項を施工者に指示し、運転者への指導・教育を徹底する。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・制限速度を厳守する。</li> <li>・急発進、急加速を避ける。</li> <li>・積載量を厳守する。</li> <li>・待機中の工事用車両はアイドリングストップを遵守し、空ふかしの防止を図る。</li> <li>・作業員の通勤には、公共交通機関の利用、通勤車両の相乗り等を奨励し、可能な限り現場への車両台数を削減する。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p>③施設関連車両の走行による振動の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者や商業施設の利用者に対しては、掲示板等により、アイドリングストップ等のエコドライブの協力を促す。</li> <li>・商業施設関係者に対しては、掲示板、張り紙等によって、公共交通機関の利用を促す。</li> <li>・商業施設関係者に対しては、エコドライブの協力を促す。</li> </ul>

表5-1(5) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
廃棄物等	一般廃棄物	<p><b>【供用時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建物内に整備する廃棄物保管施設は、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な施設を設置する。</li> <li>・入居者やテナントに対して、掲示板、張り紙等により、ごみの発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、ごみの減量化やリサイクルの推進に努める。</li> </ul>
	産業廃棄物	<p><b>【工事中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設資材等の搬入に際しては、過剰な梱包を控え、廃棄物の発生抑制を図る。</li> <li>・関係法令等に基づき再生利用可能な廃棄物については積極的にリサイクルに努め、産業廃棄物処理業の許可を受けた処理業者に委託し、適正に処理・処分を行う。</li> <li>・既存建物の解体等にあたっては、石綿の使用有無について事前調査を行い、石綿含有建材等の使用が確認された場合は、関係法令等に基づき飛散・流出のないよう適正に処理を行うとともに、産業廃棄物の許可を受けた処理業者(必要に応じて特別管理産業廃棄物の許可を受けた処理業者)へ委託し、適正に処理・処分を行う。</li> <li>・事前調査の結果、計画地内の撤去建築物内にフロン類使用製品の存在が確認された。今後、解体工事に際して詳細な調査を行い、関係法令等に基づき、適正に回収して、処理・処分を行う。</li> <li>・搬出運搬にあたっては、荷崩れや飛散等が生じないように、荷台カバーの使用等を行う。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建物内に整備する廃棄物保管施設は、飛散防止等の環境保持と分別保管に配慮した適切な施設を設置する。</li> <li>・入居テナントに対して、掲示板、張り紙等により、ごみの発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、ごみの減量化やリサイクルの推進に努める。</li> <li>・廃棄物保管施設は、日常的な管理として清掃や廃棄物保管状況の点検を行い、廃棄物の飛散や臭気の発生・流出の防止に努める。</li> </ul>
	建設発生土	<p><b>【工事中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の建設工事の工事時期や利用状況から再利用が可能と判断した場合には、可能な限り工事間利用を図る。</li> <li>・再利用が困難な場合は、許可を得た処分地において適正に処理・処分を行う。</li> <li>・搬出運搬にあたっては、計画地から道路への搬出前にタイヤ清掃を十分に行い、飛散等が生じないように、荷台カバーの使用等を行う。</li> <li>・粉じんの発生が想定される場合には、散水を十分に行うとともに、粉じん飛散防止シートの設置等を行う。</li> </ul>

表5-1(6) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
緑	緑の質	<p><b>【供用時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化地の植栽基盤の整備、植樹柵の設置にあたっては、必要土壌量以上の良質な客土を用い、基盤の充実を図る。</li> <li>・年間維持管理計画に基づき、適切に剪定、刈込み、施肥、病害虫防除、草刈・除草清掃、灌水を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。</li> <li>・植栽基盤には、礫等異物が極力残らないよう、十分に配慮する。</li> <li>・列植する高木と高木の間部分や緑化地については、耕起や土壌改良材の混入等により、樹木の根が十分に伸長し利用できるとともに、排水性を確保できるよう整備する。</li> <li>・計画地の環境特性を踏まえ植栽樹種を選定し、計画地内に新たに創出される環境の特性(生育環境)に応じて植栽予定樹種を配植する。</li> <li>・壁面緑化なども含め、更なる緑化を検討する。</li> <li>・食餌木となる樹種を選定する。</li> </ul>
	緑の量	<p><b>【供用時】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の緑の構成を考慮し、高木(大景木)、中木、低木、地被類を適切に組み合わせ、多様な緑を創出する。</li> <li>・計画建物の周囲及び道路沿いに可能な限り緑化を図る。</li> <li>・計画地外周部道路沿いの大景木による列植を計画して緑の量の確保を図る。</li> <li>・計画地外周部道路沿いの大景木については、既存樹木の活用を検討する。</li> <li>・年間維持管理計画に基づき、適切に剪定、刈込み、施肥、病害虫防除、草刈・除草清掃、灌水を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る。</li> </ul>

表5-1(7) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
景観	景観、圧迫感	<p>【供用時】</p> <p>① 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市景観計画」を遵守し、計画建物の素材や色彩等について周辺地域との調和を図る。</li> <li>・計画地の敷地境界付近には高木(大景木)を配置するとともに、計画地内には落葉樹や食餌木等も配置して、季節感を感じられる景観形成を図る。</li> </ul> <p>② 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「川崎市景観計画」を遵守し、計画建物の素材や色彩等について周辺地域との調和を図る。</li> <li>・計画地の敷地境界付近には高木(大景木)を配置するとともに、計画地内には落葉樹や食餌木等も配置して、季節感を感じられる景観形成を図る。</li> <li>・住宅棟と商業棟の2棟の低層部は、一体感のあるデザインとなるように努める。</li> </ul> <p>③ 圧迫感の変化の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地外周部にオープンスペース(通路、歩道状空地、広場等)を設け、計画建物の壁面位置を敷地境界から離して計画することで、圧迫感の低減を図る。</li> <li>・計画地外周部に高木(大景木)を配置して、圧迫感の低減を図る。</li> <li>・計画建物の壁面は分節化を図り、圧迫感の軽減を図る。</li> <li>・計画建物の素材や色彩等について周辺地域との調和を図る。</li> </ul>

表5-1(8) 環境保全のための措置

環境影響評価項目		環境保全のための措置
構造物の影響	日照阻害	<p>【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高層の住宅棟を計画地南側に配置し、平面ではなくタワー状とすることで、ある特定の場所に計画建物による長時間の日影が生じないように配慮した計画とする。</li> <li>・高層の住宅棟を極力南西側に配置することで、東側の住宅への日影時間を短くするよう配慮した計画とする。</li> </ul>
	テレビ受信障害	<p>【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な障害対策を実施する。</li> <li>・工事中は、クレーンの未使用時にブームを電波到来方向に向けるなどの適切な障害防止対策を講じる。</li> <li>・テレビ電波の受信障害について迅速かつ適切な対応を図るため、地上躯体工事前までに相談窓口を設置する。</li> </ul>
	風害	<p>【供用時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・B地区の住宅棟の三層以上は隅切り形状とし、地上部への吹き降ろしが近傍に及ぼす影響を低減するよう配慮する。</li> <li>・防風対策として、国道409号(大師道)沿いのほか、B地区内に高さ6m以上の常緑樹を植栽する。また、防風対策として植栽する常緑樹のほかにも植栽を行う。</li> <li>・防風植栽の効果が確保されるよう、適正な維持管理を行う。</li> </ul>
コミュニティ施設	コミュニティ施設	<p>【供用時】</p> <p>①本事業に伴い増加する児童・生徒数が義務教育施設に及ぼす影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市に対して、児童及び生徒数の増加に関連する住宅の入居状況等の報告を迅速に行う。</li> <li>・事業計画の内容を事前に川崎市教育委員会に報告する。</li> </ul> <p>②本事業に伴う人口の増加が集会施設に及ぼす影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住者が建物内で集会等に利用できるスペース、児童等が遊ぶことができるスペースや居住者間の交流が図られるようなコミュニティスペース等の共用部を確保する。</li> </ul> <p>③本事業に伴う人口の増加が公園等に及ぼす影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地南側及び西側に地域に開放された広場やオープンスペースを設ける計画とする。</li> <li>・南側は、多目的なスペースとして集い・憩いの場として計画する。</li> <li>・西側には散策路やベンチ等の整備、多様な植栽を配置した憩いのスペースを計画する。</li> <li>・オープンスペースを道路に面して配置し、歩行者の視線に入りやすい計画とすることで、誰でも利用でき、敷地内外の人々の交流が図れる計画とする。</li> </ul>

表5-1(9) 環境保全のための措置

環境影響評価項目	環境保全のための措置
<p>地域交通</p> <p>交通安全、 交通混雑</p>	<p><b>【工事中】</b></p> <p>①工事用車両の走行による交通安全及び交通混雑への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の運行が一時的に集中しないよう、工事工程の平準化に努める。</li> <li>・工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、計画的な運行により、周辺に待機車両が発生しないよう努める。</li> <li>・工事用車両の出入口等に交通誘導員を配置するとともに、一般市道港町6号線を走行する工事用車両の関係者に対して、当該道路走行時の走行速度の抑制、安全確認の徹底を図り、歩行者の安全の確保に努める。</li> <li>・工事用車両の運転者には随時安全教育を実施し、交通法規を遵守させるとともに、安全運転を徹底させる。</li> <li>・朝礼及び新規入場者教育等における教育の中で、環境保全のための措置の内容を工事関係者に周知する。</li> <li>・周辺住民に対して、工事工程、工事用車両の出入口、走行ルート等について周知を図る。</li> <li>・工事用車両にはステッカーを貼る等し、他の車両との識別を図る。</li> </ul> <p><b>【供用時】</b></p> <p>②施設関連車両の走行による交通安全及び交通混雑への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺路上で施設関連車両の駐車場待ち列が生じないように、計画地内に適切な台数の駐車場を確保する。</li> <li>・施設利用者(来客者)に対し、スムーズな交通誘導が行えるよう、ホームページ等でのアクセス方法の周知や施設内に案内看板の設置を検討する。</li> <li>・施設利用者(来客者)に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促す。</li> <li>・駐車場出入口に出庫灯等を整備し、歩道等を利用する歩行者・自転車に自動車の出入の注意喚起を行う。</li> <li>・駐車場出入口付近は、十分な見通しを確保する。</li> <li>・施設関係者に対し、一般市道港町6号線走行時の走行速度の抑制、安全確認の徹底を周知する。</li> <li>・施設関係者に対し、路線バスや電車等の公共交通機関の利用促進の呼びかけを促す。</li> </ul> <p>③歩行者の往来による交通安全への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地東側には歩行空間を設け、安全な歩行者空間を確保する。</li> <li>・駐車場出入口に出庫灯等を設置し注意喚起を行い、歩行者・自転車の安全の確保に努める。</li> <li>・駐車場出入口付近は、十分な見通しを確保する。</li> </ul>



## 第6章 環境配慮項目に関する措置



## 第6章 環境配慮項目に関する措置

本事業では、選定した環境配慮項目について、表6-1(1)～(2)に示す措置を講じる計画である。

表6-1(1) 環境配慮項目に関する措置

選定した 環境配慮項目	環境配慮項目に関する措置	
	工事中	供用時
地震時等の災害	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火性能に優れた部材の採用に努める。</li> <li>・耐震性に配慮した構造とする。</li> <li>・地震時等の災害時の避難経路を考慮した動線の確保に努めるとともに、一時的な避難場所の確保、防災備蓄倉庫等の整備に努める。</li> </ul>
地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用する。</li> <li>・建設機械の稼働の効率化に努める。</li> <li>・建設機械や工事用車両は適正に整備点検の実施に努める。</li> <li>・アイドリングストップを周知・徹底するため、工事区域内に看板等を設置し、運転者への注意喚起を行う。</li> <li>・工事用車両の運転者には、エコドライブを実施するよう周知・徹底する。</li> </ul>	—
気候変動の影響への適応	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房設備等は、可能な限り最新のエネルギー効率が優れた機器を選定し、人工排熱の抑制を図る。</li> <li>・雨水流出抑制対策として雨水貯留槽を設置し、排水量の調整を図ることで、治水・水害対策に努める。</li> <li>・計画地内には可能な限り緑化を行い、木陰がある集える空間整備に努める。</li> <li>・電気室は2階以上に配置する。</li> <li>・暑熱対策として、木陰を生み出す大景木を、通路や歩道状空地に配置する。</li> </ul>

表6-1(2) 環境配慮項目に関する措置

選定した 環境配慮項目	環境配慮項目に関する措置	
	工事中	供用時
酸性雨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用する。</li> <li>・建設機械の稼働の効率化に努める。</li> <li>・建設機械や工事用車両は適正に整備点検の実施に努める。</li> <li>・アイドリングストップを周知・徹底するため、工事区域内に看板等を設置し、運転者への注意喚起を行う。</li> <li>・工事用車両の運転者には、エコドライブを実施するよう周知・徹底する。</li> </ul>	—
資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設資材は、再生品や再利用が可能な材料の使用に努め、資源の有効利用の推進を図る。</li> <li>・建設資材等の搬入に際しては、過剰な梱包を控え、廃棄物の発生抑制を図る。</li> <li>・関係法令等に基づき再生利用可能な廃棄物については積極的にリサイクルに努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・節水型器具の採用等により、水資源の有効利用を図る。</li> <li>・耐久性のある材料や部材の使用等の建築物の長寿命化により、環境負荷の低減に努める。</li> <li>・入居者やテナントに対して、掲示板、張り紙等により、ごみの発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、リサイクルの意識啓発を促す。</li> </ul>

## 第7章 環境影響の総合評価



## 第7章 環境影響の総合的な評価

計画地は、川崎市川崎区の北部に位置し、南側の国道409号(大師道)及び北側の京急大師線の間に位置する約2.6haの区域である。また、京急大師線の北側約250mには西方向から東方向に多摩川が蛇行しながら流下しており、同河川が東京都大田区との都県境界となっている。

計画地の最寄り駅は、計画地北東側約50mの京急大師線 鈴木町駅である。主要な道路網として、計画地南側は東西に走る国道409号(大師道)に面するほか、東側は一般市道港町7号線、北側は一般市道港町9号線に面している。

計画地及び隣接地は工業地域に指定されており、さらにその周囲は第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域等に指定されている。なお、計画地の用途地域は近隣商業地域への変更を想定している。

また、現在の計画地の土地利用の現況は、商業施設が立地している状況で商業系として利用されており、計画地周辺は高層のマンションを含めた住宅系、工場等の工業系等として利用されている。

計画地及びその周辺は、上位計画において、多種多様なものづくり産業が集積する川崎臨海部の多摩川沿いに位置する地区として、国際化された羽田空港に近接し、かつ、多摩川の貴重な自然環境、魅力あるウォーターフロント景観を享受できる抜群の立地環境にあることから、その優れた立地条件を活かし、『豊かな自然環境を備えた、人・モノ・情報等が集積する、産業の創造と賑わいの拠点の形成』を目指すとしており、整備方針として、「適切な土地利用(都市機能)の誘導」等が掲げられている。

一方、上位計画で示される位置付けに対し、計画地周辺の現況は、駅前エリアにふさわしい都市機能の集約が図られておらず、にぎわいに乏しい状況である。また、河港水門や川崎大師 等の文化的施設・地域資源等と多摩川等を結ぶ歩行者ネットワーク及び滞留空間の不足等の課題の解決が望まれる状況にある。

本事業は、上位計画に基づく適切な土地利用誘導の推進を行い、店舗及び都市型住宅等を導入するとともに、緑化等による回遊性の高い歩行者空間の創出等を通じ、鈴木町駅前の顔となる、にぎわいを創出する複合交流拠点の形成を目指すものである。

選定した環境影響評価項目について環境影響評価を行った結果は、表7-1(1)～(10)に示すとおりである。

本事業を実施することにより、温室効果ガス、大気質、土壤汚染、騒音、振動、一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土、景観、圧迫感、日照障害、テレビ受信障害、風害、コミュニティ施設、交通安全、交通混雑について、環境負荷を生じさせる可能性があるものの、環境保全のための措置を講じることにより、その影響を低減し、環境保全目標を満足することができると思われる。

また、緑の質、緑の量については、良質な客土を必要土壌量以上確保するなど植栽基盤の充実を図るとともに、目標とする緑被率及び緑の量的水準を満足し、さらに年間維持管理計画に基づき、適切に剪定、施肥、灌水等を実施するなどの環境保全のための措置を講じることにより、緑の適切な回復育成が図られるものと思われる。

このほか、事業の実施にあたっては、環境影響評価項目以外にも、環境配慮項目(地震時

等の災害、地球温暖化対策、気候変動の影響への適応、酸性雨、資源)に対して、環境への影響を実施可能な範囲で低減するために、環境配慮措置を講じる計画である。

したがって、本事業は、環境への影響に対し、実行可能な範囲で適正に配慮した計画であると評価する。

表7-1(1) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
地球環境	温室効果ガス	<p>【供用時】</p> <p>本事業(A地区、B地区)の温室効果ガス排出量は3,652.3 t-CO<sub>2</sub>/年となり、標準的な温室効果ガス排出量からの削減量は211.3 t-CO<sub>2</sub>/年、削減の程度は5.5%であると予測する。本事業の実施にあたっては、屋根や屋外等の断熱材の高性能化等により空調負荷低減を図るなど、温室効果ガス排出量の削減を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、温室効果ガスの排出量の抑制が図られると評価する。</p>
大気	大気質	<p>【工事中】</p> <p>①建設機械の稼働による大気質への影響</p> <p>建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の日平均値の年間98%値の最大値は、工事区域南側敷地境界で0.038ppmであり、環境保全目標(0.06ppm以下)を満足すると予測する。また、建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値の最大値は、工事区域南側敷地境界で0.037mg/m<sup>3</sup>であり、環境保全目標(0.10mg/m<sup>3</sup>以下)を満足すると予測する。</p> <p>建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の1時間値の最大値は、0.1978ppm(風向：北北西)であり、環境保全目標(0.2ppm以下)を満足すると予測する。また、建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の1時間値の最大値は、0.0760mg/m<sup>3</sup>(風向：東北東)であり、環境保全目標(0.20mg/m<sup>3</sup>以下)を満足すると予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p>②工事用車両の走行による大気質への影響</p> <p>将来交通量による二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.035ppmであり、環境保全目標(0.06ppm)を満足すると予測する。また、将来交通量による浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.034mg/m<sup>3</sup>であり、環境保全目標(0.10mg/m<sup>3</sup>)を満足すると予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、資材の搬入、建設発生土等の搬出に際しては工事用車両が集中しないように努める等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、道路沿道の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p>③施設関連車両の走行による大気質への影響</p> <p>将来交通量による二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.035ppmであり、環境保全目標(0.06ppm)を満足すると予測する。また、将来交通量による浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.034mg/m<sup>3</sup>であり、環境保全目標(0.10mg/m<sup>3</sup>)を満足すると予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、居住者や商業施設の利用者に対しては、掲示板等により、アイドリングストップ等のエコドライブの協力を促す等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、道路沿道の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>

表7-1(2) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
土壌汚染	土壌汚染	<p>【工事中】</p> <p>計画地は過去の土地利用の履歴、特定有害物質の使用履歴から土壌汚染の可能性が考えられたことから、平成18年に自主調査として、工場稼働時に使用履歴のある特定有害物質の調査を行い、既存建物が立地している以外の範囲で表土調査、工場の敷地境界付近において地下水調査が行われている。表土調査では基準超過はなく、地下水においては不検出の結果であった。</p> <p>今後、関係法令に基づき、自主調査結果の精査を行うとともに土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合には、対策範囲を明確にした上で、掘削除去処理、原位置封じ込め等の対策を選定し土壌汚染対策法に基づき対処することから、適正に処理・処分されるものと予測する。なお、掘削除去処理を選定した場合には、都道府県知事等から汚染土壌処理業の許可を受けた業者に委託する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、汚染土壌を運搬する場合には、運搬中の荷崩れ及び飛散防止のための対策として、シートカバー等の採用を行う等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、環境基準を超えない、かつ、現状を悪化させないと評価する。</p>
騒音・振動・低周波音	騒音	<p>【工事中】</p> <p>①建設機械の稼働による騒音の影響</p> <p>設機械の稼働に伴う騒音レベルは工事区域敷地境界で最大69.2～71.3dBであり、環境保全目標(85dB以下)を満足すると予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p>②工事用車両の走行による騒音の影響</p> <p>将来交通量による等価騒音レベルは昼間で60(59.9)～67(66.7)dBと予測する。全ての地点で環境保全目標(昼間/地点1～2:70dB以下、地点3～5:65dB以下)を下回っており、工事用車両の走行による増加分は最大0.7dBと予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、資材の搬入、建設発生土等の搬出に際しては工事用車両が集中しないように努める等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、道路沿道的生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>

表7-1(3) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
騒音・ 振動・ 低周波音 (続き)	<p><b>【供用時】</b></p> <p>③施設関連車両の走行による騒音の影響            将来交通量による等価騒音レベルは昼間で61(60.7)～67(66.6)dB、夜間で53(53.3)～63(63.3)dBと予測する。全ての地点で環境保全目標（昼間／地点1～2：70dB以下、地点3～6：65dB以下、夜間／地点1～2：65dB以下、地点3～6：60dB以下）を下回っており、施設関連車両の走行による増加分は昼間で最大1.9dB、夜間で最大1.5dBと予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、居住者や商業施設の利用者に対しては、掲示板等により、アイドリングストップ等のエコドライブの協力を促す等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、道路沿道の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p>④冷暖房施設等の設置による騒音の影響            冷暖房施設等の設置に伴う騒音レベルは計画地西側敷地境界で最大43.7dBであり、環境保全目標(午前6時～午前8時及び午後6時～午後11時：60dB以下、午前8時～午後6時：65dB以下、午後11時～午前6時：50dB以下)を満足すると予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、低騒音型の機器の選定に努める等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
振動	<p><b>【工事中】</b></p> <p>①建設機械の稼働による振動の影響            建設機械の稼働に伴う振動レベルは工事区域敷地境界で最大64.3～64.4dBであり、環境保全目標(75dB以下)を満足すると予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を抑制するよう、工事工程の平準化及び稼働の効率化に努める等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p>②工事用車両の走行による振動の影響            将来交通量による振動レベルは昼間で38(37.8)～49(49.4)dB、夜間で35(35.1)～46(46.4)dBと予測する。全ての地点で環境保全目標（昼間：70dB以下、夜間65dB以下）を下回っており、工事用車両の走行による増加分は昼間で最大0.8dB、夜間で最大0.4dBと予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、資材の搬入、建設発生土等の搬出に際しては工事用車両が集中しないように努める等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、道路沿道の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p> <p><b>【供用時】</b></p> <p>③施設関連車両の走行による振動の影響            将来交通量による振動レベルは昼間で38(37.7)～50(49.6)dB、夜間で35(34.8)～46(46.4)dBと予測する。全ての地点で環境保全目標（昼間：地点1～5 70dB以下、地点6 65dB以下、夜間：地点1～5 65dB以下、地点6 60dB以下）を下回っており、工事用車両の走行による増加分は昼間で最大1.4dB、夜間で最大1.0dBと予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、居住者や商業施設の利用者に対しては、掲示板等により、アイドリングストップ等のエコドライブの協力を促す等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、道路沿道の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>

表7-1(4) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
廃棄物等	一般 廃棄物	<p><b>【供用時】</b></p> <p>供用時に発生する家庭系一般廃棄物の発生量は、約2,040kg/日と予測する。</p> <p>家庭系一般廃棄物については、計画地内に「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」及び「廃棄物保管施設設置基準要綱」に基づき適切な住宅用の廃棄物保管施設を設置し、保管施設内に普通ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ各々の保管施設を配置する計画である。また、家庭系一般廃棄物は、川崎市による分別・収集により、適正に処理・処分する計画である。</p> <p>供用時に発生する事業系一般廃棄物の発生量は、約2,411.0kg/日と予測する。</p> <p>事業系廃棄物については、計画地内に棟毎の廃棄物保管施設を設置し、保管施設内に事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別した保管施設を配置する計画である。また、事業系一般廃棄物は、廃棄物の分別に努め、川崎市の許可を受けた廃棄物収集運搬業者等に委託し、適正に処理・処分する計画である。</p> <p>なお、家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物ともに、廃棄物保管施設については、日常的な管理として、清掃や廃棄物保管状況の点検を行うことにより、廃棄物の飛散や臭気の発生・流出を防止することができると思われる。</p> <p>さらに、上記に加えて、入居者やテナントに対して、掲示板、張り紙等により、ごみの発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、リサイクルの意識啓発を促すことで資源循環に関する取り組みを行うことから、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
	産業 廃棄物	<p><b>【工事中】</b></p> <p>既存建物の解体に伴い発生する建設廃棄物の発生量は約46,630.8 t、資源化量は約46,063.7 tと予測する。</p> <p>また、計画建物の建設に伴い発生する建設廃棄物の発生量は約3,342.4 t、資源化量は約3,116.4 t、計画建物の建設に伴い発生する建設汚泥の発生量は約8,404m<sup>3</sup>、資源化量は約7,983m<sup>3</sup>と予測する。</p> <p>これらの建設廃棄物については、関係法令等に基づき再生利用可能な廃棄物については積極的にリサイクルに努め、産業廃棄物処理業の許可を受けた処理業者に委託し、適正に処理・処分する計画である。</p> <p>既存建物の解体等にあたっては、石綿の使用有無について目視確認等の事前調査を行う。事前調査の結果、石綿含有建材等の使用が確認された場合は、「大気汚染防止法」に定められた作業基準及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に定められた作業基準を遵守し、飛散・流出のないよう湿潤化等による適正な処理を行うとともに、産業廃棄物の許可を受けた処理業者(必要に応じて特別管理産業廃棄物の許可を受けた処理業者)へ委託し、適正に処理・処分する計画である。</p> <p>また、計画地内の撤去建築物内にフロン類使用製品の存在が確認されており、今後、解体工事に際して詳細な調査を行い、関係法令等に基づき、適正に回収して、処理・処分を行う。</p> <p>したがって、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>

表7-1(5) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
廃棄物等 (続き)	産業 廃棄物 (続き)	<p>【供用時】</p> <p>供用時に発生する産業廃棄物の発生量は、約188.6kg/日と予測する。</p> <p>事業系廃棄物については、計画地内に棟毎の廃棄物保管施設を設置し、保管施設内に事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別した保管施設を配置する計画である。また、産業廃棄物は、廃棄物の分別に努め、川崎市の許可を受けた廃棄物収集運搬業者等に委託し、適正に処理・処分する計画である。</p> <p>入居者やテナントに対して、掲示板、張り紙等により、ごみの発生抑制の協力及び分別排出の徹底を促し、リサイクルの意識啓発を促し、資源循環に関する取り組みを行うとともに、廃棄物保管施設については、日常的な管理として、清掃や廃棄物保管状況の点検を行うことにより、廃棄物の飛散や臭気の発生・流出を防止することができると思う。</p> <p>したがって、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
	建設 発生土	<p>【工事中】</p> <p>計画建物の建設に伴い発生する建設発生土の発生量は、約35,520m<sup>3</sup>と予測する。</p> <p>建設発生土については、関係法令等を遵守して適正に処理し、再利用が困難な場合は許可を得た処分地において適正に処理・処分する計画である。また、搬出運搬にあたっては、計画地から道路への搬出前にタイヤ清掃を十分に行い、飛散等が生じないように、荷台カバーの使用等を行う。</p> <p>したがって、資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
緑	緑の質	<p>【供用時】</p> <p>植栽予定樹種は、計画地の現状及び新たに生じる環境特性(生育環境)に適合するものと予測する。</p> <p>また、本事業では、緑化地の植栽基盤の整備、植樹柵の設置にあたっては、必要土壌量以上の良質な客土を用いて基盤の充実を図る計画であり、植栽基盤となる現況の土壌は、植物の生育に適した土壌となるよう土壌改良等を行うことから、植栽予定樹種の生育に必要な、良好な植栽基盤が確保され、植栽基盤の整備に必要な土壌量(客土)は、約358m<sup>3</sup>と予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、良質な客土を必要土壌量以上確保するなど、植栽基盤の充実を図り、年間維持管理計画に基づき、適切に剪定、施肥、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、緑の適切な回復育成が図られるものと評価する。</p>

表7-1(6) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
緑 (続き)	緑の量	<p><b>【供用時】</b></p> <p>本事業における供用時の緑被率は、A地区で約10.1%、B地区で約38.1%である。C地区を含む計画地全体においては、緑被率が約15.3%であり、「川崎市環境影響評価等技術指針」に基づく目標とする緑被率(15.0%)を満足すると予測する。なお、C地区の計画は未定であることから緑被面積は見込まない。</p> <p>全体の緑の構成(樹木本数)については、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測する。</p> <p>また、年間維持管理計画に基づき、適切に剪定、施肥、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、緑の現状を活かし、かつ、回復育成が図られるものと評価する。</p>
景観	景観、 圧迫感	<p><b>【供用時】</b></p> <p>①主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</p> <p>本事業の実施により、計画地の景観構成要素は中層の商業施設等から低層の商業施設(A地区：商業棟)及び高層の集合住宅(B地区：住宅棟)に変化するものの、計画地及びその周辺の工場、鉄道、国道、商業施設、低層から高層の多様な住宅などの人工的景観要素のほかに、寺社・仏閣、文化財などの歴史的要素、公園・緑地などの自然環境の景観要素には変化はないと予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、「川崎市景観計画」を遵守し、計画建物の素材や色彩等について周辺地域との調和を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、周辺環境と調和が保たれると評価する。</p> <p>②代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>本事業の計画建物の出現により眺望が変化する地点があるが、計画地内はオープンスペースを確保して高木(大景木)を配置するとともに、商業棟をセットバックすることで、緑豊かな空間的にゆとりがある沿道景観の形成や、住宅・商業施設等の立地が進む地域の景観要素の1つとして都市的な景観を形成すると予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、「川崎市景観計画」を遵守し、計画建物の素材や色彩等について周辺地域との調和を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、周辺環境と調和が保たれると評価する。</p>

表7-1(7) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
景観 (続き)	景観、 圧迫感 (続き)	<p><b>【供用時】</b></p> <p>③圧迫感の変化の程度</p> <p>供用時の形態率は、地点1(計画地南側：伊勢町交差点)が4.28ポイント増加して13.56%、地点2(計画地東側：一般市道港町7号線沿道)が1.23ポイント減少して26.44%、地点3(計画地北側：一般市道港町9号線沿道)が7.52ポイント減少して10.78%、地点4(計画地西側：港町公園)が1.26ポイント増加して6.56%であった。そのうち、本事業の計画建物の形態率は地点1が4.60%、地点2が2.55%、地点3が3.64%及び地点4が1.27%と予測する。</p> <p>計画地南側(地点1)及び西側(地点4)では、計画地内における中層の既存建物が高層の計画建物(B地区：住宅棟)に置き換わることで形態率が増加し、現況と比較して圧迫感を感じやすくなると予測する。</p> <p>計画地南側(地点1)及び西側(地点4)では、計画地内における中層の既存建物が高層の計画建物(B地区：住宅棟)に置き換わることで形態率が増加し、現況と比較して圧迫感を感じやすくなると予測する。</p> <p>一方で、計画地東側は計画地内の建物が中層の既存建物から低層の計画建物(A地区：商業棟)に置き換わることで、計画地北側はC地区(用途未定)によって計画地北側敷地境界と計画建物の離隔距離が確保されること等により、計画地東側(地点2)及び北側(地点3)では形態率が減少し、現況と比較して圧迫感が軽減すると予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、計画地外周部にオープンスペース(通路、歩道状空地、広場等)を設け、計画建物の壁面位置を敷地境界から離して計画することで、圧迫感の低減を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
建造物の 影響	日照障害	<p><b>【供用時】</b></p> <p>冬至日の平均地盤面±0mにおいて、計画建物による日影を受ける既存建物は36棟であり、日影時間別の内訳は、1時間未満が24棟、1時間以上2時間未満が7棟、2時間以上3時間未満が5棟、3時間以上4時間未満及び4時間以上が0棟と予測する。これらの既存建物のうち、計画地周辺の日照障害の影響に特に配慮すべき施設は1棟と予測する。</p> <p>また、建築基準法に基づく日影規制の測定水平面(平均地盤面+4m)においては、「川崎市建築基準条例」に基づく日影規制の内容を満足している。</p> <p>本事業の実施にあたっては、高層棟である住宅棟を極力計画地の南西側に配置することにより、1カ所の日影時間を短くするように配慮した計画とする等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺地域の住環境に著しい影響は与えないと評価する。</p>

表7-1(8) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
建造物の 影響 (続き)	テレビ 受信障害	<p><b>【供用時】</b></p> <p>計画建物による地上デジタル放送の遮へい障害予測範囲は、東京局の広域局は計画地の南南西方向に最大距離約20m、東京局の県域局は計画地の南南西方向に最大距離約365m、横浜局は計画地の東北東方向に最大距離約440mと予測する。なお、計画建物による反射障害は生じないと予測する。また、受信障害予測範囲に位置する建物棟数は、東京局の広域局は4棟、東京局の県域局は512棟、横浜局は352棟と予測する。</p> <p>衛星放送の遮へい障害予測範囲は、計画地の北方向に最大距離約15mと予測する。また、受信障害予測範囲に位置する建物棟数は1棟と予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、計画建物に起因して新たなテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な障害対策を実施する等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、良好な受信画質を維持し、かつ、現状を悪化させないと評価する。</p>
	風 害	<p><b>【供用時】</b></p> <p>計画建物の出現により計画地周辺の風環境に変化はあるが、防風対策を講じる対策後においては、建設後に計画建物近傍に新たに出現する領域Cの地点は領域Bに変化し、全体として領域A及びBになると予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、防風対策として、常緑樹を適所に植栽し、防風植栽の効果が確保されるよう適正な維持管理等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>
コミュ ニティ 施設	コミュ ニティ 施設	<p><b>【供用時】</b></p> <p>①本事業に伴い増加する児童・生徒数が義務教育施設に及ぼす影響</p> <p>計画地が学校区に含まれる旭町小学校では、本事業の供用開始後(令和12年度)には、普通学級児童数約612人、普通学級20クラスになり、保有普通教室数21教室と比較すると1教室余ると予測する。</p> <p>富士見中学校では普通学級生徒数約727人、普通学級20クラスになり、保有普通教室数24教室と比較すると4教室余ると予測する。</p> <p>本事業の実施に伴う児童・生徒数の増加については、児童・生徒数の増加に関連する住宅の入居状況等の報告を迅速に行う等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、本事業の実施に伴う児童・生徒数の増加が義務教育施設に及ぼす影響は少なく、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。</p>

表7-1(9) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目		環境影響評価の結果
コミュニティ施設 (つづき)	コミュニティ施設	<p>②本事業に伴う人口の増加が集会施設に及ぼす影響</p> <p>計画地周辺の主な集会施設であるプラザ大師の令和4年度における集会室等の貸し出し利用状況は1,985件/年(利用率32.0%)であり、本事業の居住者の利用によって計画地周辺の集会施設の利用状況が逼迫することはないと予測する。</p> <p>本事業の供用時には、居住者による集会等の需要が予測されるが、居住者用として、集会等に利用できる共用部を確保する計画であることから、計画地周辺の集会施設の利用に影響を及ぼすことは少ないと予測する。</p> <p>したがって、本事業の実施に伴う人口の増加が、集会施設に及ぼす影響は少なく、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。</p> <p>③本事業に伴う人口の増加が公園等に及ぼす影響</p> <p>供用時においては、居住者による公園、広場等の利用が予測されるが、計画地南側及び西側に新たに広場やオープンスペースを確保し、地域にも開放された多目的スペース及び集い・憩いの場として整備する計画である。</p> <p>また、共同住宅の居住者用として、児童等が遊ぶことができるスペースやコミュニティスペースを確保する計画であり、計画地周辺の公園利用に対して影響を少なくする配慮を行っていることから、計画地周辺の公園等への影響の低減が図られると予測する。</p> <p>したがって、本事業の実施に伴う人口の増加が公園等に及ぼす影響は少なく、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないと評価する。</p>
地域交通	交通安全、交通混雑	<p>【工事中】</p> <p>①工事用車両の走行による交通安全及び交通混雑への影響</p> <p>工事用車両の主要な走行経路のうち、国道409号及び一般市道港町7号線と一般市道港町9号線は、マウントアップ歩道等の安全施設が設置されており、歩車分離が図られている。</p> <p>施設関連車両の走行経路には、旭町小学校及び川中島小学校の通学路が平行または横断する箇所があるが、通学路はマウントアップによる歩道や信号がある横断歩道が整備されている。</p> <p>一方、一般市道港町6号線はマウントアップ歩道等の交通安全施設等の設置はなく、歩行者の安全の確保が必要であるため、当該道路を走行する工事用車両の関係者に対して、当該道路走行時の走行速度の抑制、安全確認の徹底を図り、歩行者の安全の確保に努めることから、歩行者の安全は確保できると予測する。</p> <p>工事中将来交通量による交差点需要率は0.094～0.308であり、いずれの地点も需要率の限界値(0.774～0.875)を下回ると予測する。</p> <p>また、工事中将来交通量による交通混雑度は0.007～0.622であり、交通量の処理が可能とされる目安である1.0を下回ることから、交通処理は可能と予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、計画的な運行により影響の低減を図る等の環境保全のための措置を講じる。</p> <p>したがって、生活環境の保全に著しい支障はないと評価する。</p>

表7-1(10) 環境影響評価の結果

環境影響評価項目	環境影響評価の結果
<p>地域交通 (続き)</p> <p>交通 安全、 交通混雑 (続き)</p>	<p>【供用時】</p> <p>②施設関連車両の走行による交通安全及び交通混雑への影響</p> <p>施設関連車両の主な走行経路のうち、国道409号及び一般市道港町7号線と一般市道港町9号線は、マウントアップ歩道等の安全施設が設置されており、歩車分離が図られている。</p> <p>工用車両の走行経路には、旭町小学校及び川中島小学校の通学路が平行または横断する箇所があるが、通学路はマウントアップによる歩道や信号がある横断歩道が整備されている。</p> <p>一方、一般市道港町6号線はマウントアップ歩道等の交通安全施設等の設置はないが、当該道路を走行する施設関連車両の施設関係者に対して、当該道路走行時の走行速度の抑制、安全確認の徹底を周知し、歩行者の安全の確保に努めることから、歩行者の安全は確保できると予測する。</p> <p>供用時将来交通量による交差点需要率は、平日で0.131～0.314、休日で0.184～0.336であり、いずれの地点も需要率の限界値（平日0.774～0.869、休日0.765～0.858）を下回ると予測する。</p> <p>また、供用時将来交通量による交通混雑度の最大値は、平日・休日ともに、No.4伊勢町交差点の平日0.674・休日0.707であり、交通量の処理が可能とされる目安である1.0を下回ることから、交通処理は可能と予測する。</p> <p>本事業の実施にあたっては、環境保全のための措置として、施設利用者に対し、スムーズな交通誘導が行えるよう、ホームページ等でアクセス方法を周知や施設内に案内看板の設置を検討すること、駐車場出入口に出庫灯等を設置し注意喚起を行い、歩行者・自転車の安全の確保に努めること等の措置を講じる。</p> <p>したがって、生活環境の保全に著しい支障はないと評価する。</p> <p>③歩行者の往来による交通安全への影響</p> <p>ピーク時間帯における歩行者流量は、平日で1.2～7.4人/m・分、休日で1.1～6.7人/m・分であり、すべての地点において、自由歩行が可能な水準A（0～27人/m・分）が確保されると予測する。</p> <p>また、環境保全のための措置として、歩道のない計画地東側に歩行空間を設けて安全な歩行者空間を確保するとともに、駐車場出入口に出庫灯等を設置し注意喚起を行い、歩行者・自転車の安全の確保に努める等の措置を講じる。</p> <p>以上のことから、歩行者の往来に伴う歩行者の交通安全への影響について、周辺地域の生活環境の保全に支障はないと評価する。</p>

## 第 8 章 事後調査計画



## 第8章 事後調査計画

### 1 事後調査の目的

事後調査は、事業者自らが工事中及び供用時の環境の状況等について調査を実施し、予測・評価結果の検証を行うとともに、本事業の実施に伴い大きな影響が生じている場合には、新たな環境保全のための措置を適切に講じることにより、環境への影響の低減を図り、適切な事業実施に資することを目的とする。

### 2 事後調査の項目

事後調査の項目は、「第4章 環境影響評価」及び「川崎市環境影響評価等技術指針」に示される事後調査の項目を選定する視点を勘案し、影響の程度が大きい項目、予測の不確実性の高い項目として、表8-1に示す項目を選定する。

表8-1 事後調査の項目

区分	項目	選定する理由
工事中	産業廃棄物	産業廃棄物については、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価しているが、石綿については、今後の詳細な調査を実施した上で対応を図るため、石綿が適正に処理・処分されていることを事後調査で確認する。
供用時	緑の質	緑の質については、緑の適切な回復育成が図られると評価しているが、予期し得ぬ要因により、予測結果と異なる状況が生じることを考慮するとともに、種々の環境保全のための措置が効果的に機能しているかを把握することを事後調査で確認する。
	風害	風害については、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないと評価しているが、気象条件等により風環境の予測結果には不確実性が伴うことから、防風対策を講じること風環境の改善を図った計画地内の地点における風環境を事後調査で確認する。

### 3 事後調査の内容

#### (1) 工事中

##### ア. 産業廃棄物

産業廃棄物に係る事後調査の内容は表8-2に示すとおりである。

表8-2 産業廃棄物に係る事後調査の内容（工事中）

調査項目	産業廃棄物（廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物）の発生量及び処理・処分方法 ・発生状況 ・飛散防止対策（特定粉じん濃度の測定結果を含む）
調査時期	工事中
調査期間	既存建物解体期間中
調査地点	計画地内既存建物
調査方法	工事関連資料により、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の発生量及び飛散防止に関する措置について把握する方法とする。

## (2) 供用時

### ア. 緑の質

緑の質に係る事後調査の内容は表8-3に示すとおりである。

表8-3 緑の質に係る事後調査の内容（供用時）

調査項目	植栽樹木の環境適合性 ・ 樹木活力度 ・ 植栽樹木の維持管理状況
調査時期	供用開始後(全体工事完了後)3年目の春～夏の適切な時期
調査期間	1回
調査地点	計画地内
調査方法	植栽樹木の生育状況については、樹木の樹形、樹勢等を観察し、「川崎市環境影響評価等技術指針」の樹木活力度調査の判定基準を基に把握する。併せて、植栽樹木の維持管理状況を把握する。

### イ. 風害

風害に係る事後調査の内容は表8-4に示すとおりである。

表8-4 風害に係る事後調査の内容（供用時）

調査項目	風向、風速
調査時期	供用開始後（計画建物の竣工後、かつ、防風対策の植栽が完了した時期）
調査期間	1回（1年間連続）
調査地点	計画地内2地点 建設後に領域Cで対策後に領域Bとなる地点で、児童等が遊ぶことができるスペースの近傍であるB地区内南西側のNo.214付近及び、国道409号(大師道)沿いでB地区の南側広場の南東側のNo.216付近とする。
調査方法	「地上気象観測指針」（平成14年3月、気象庁）等に定める方法に準拠して現地測定を行う

## 4 事後調査報告書の提出時期

### (1) 工事中

工事中に実施する産業廃棄物の事後調査については、既存建物解体工事完了後に、その結果を速やかにまとめ、川崎市長に提出する。

### (2) 供用時

供用時に実施する緑の質の事後調査については、供用開始後3年目に実施する調査が終了後に、風害の事後調査については、供用開始後に1年間実施する調査の終了後に、その結果を速やかにまとめ、川崎市長に提出する。

## 第9章 関係地域の範囲



## 第9章 関係地域の範囲

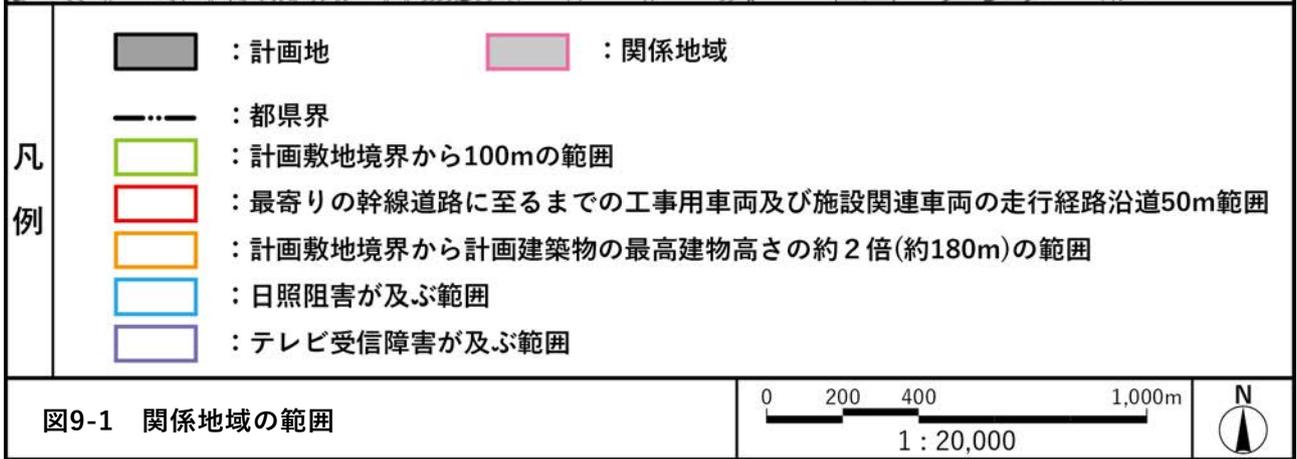
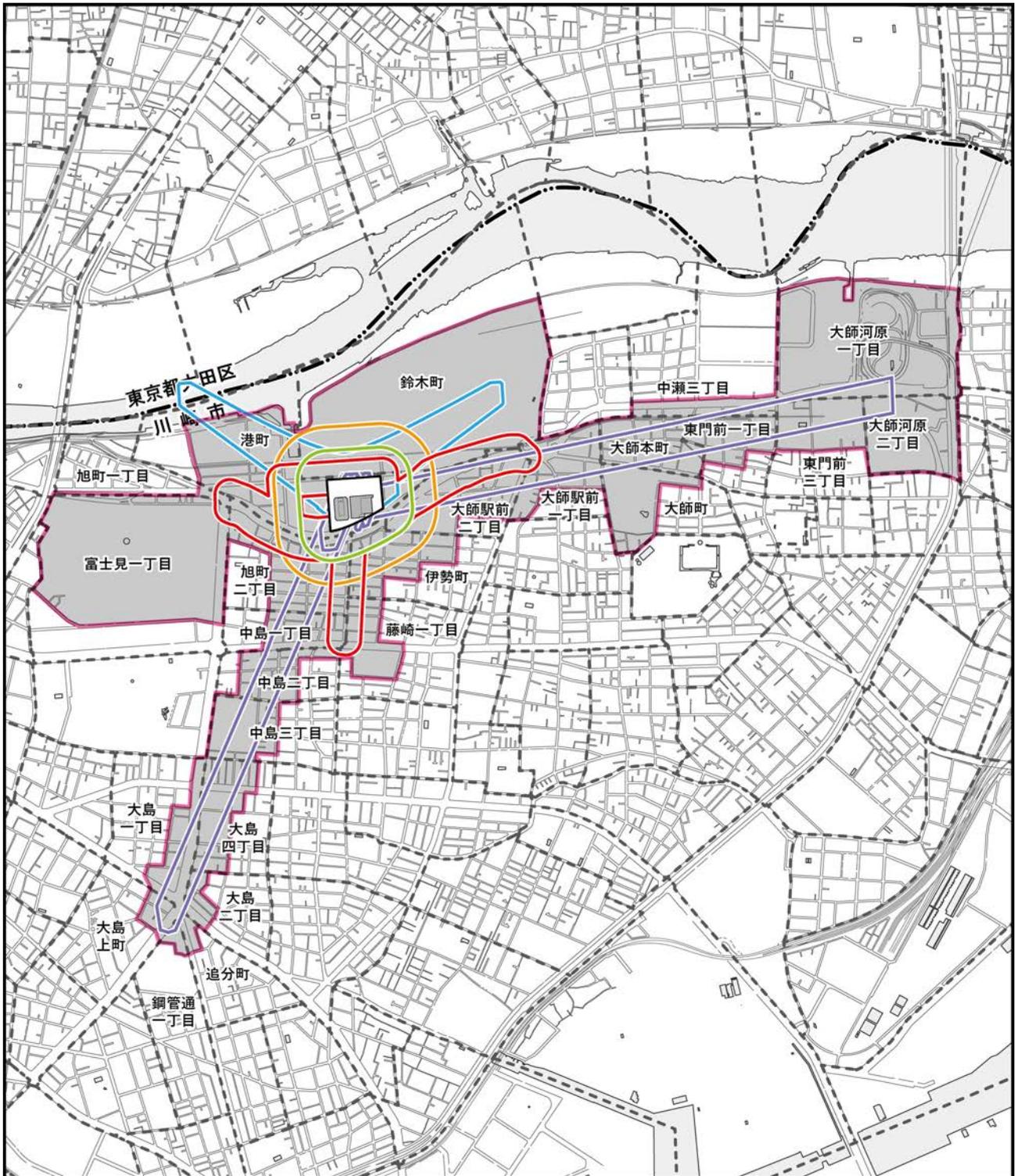
関係地域の範囲は、対象事業計画内容及び環境影響の予測結果を考慮して、本事業の実施に伴い環境影響が及ぶおそれのある範囲として、以下に示す範囲とした。

- ・建設機械の稼働による騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある範囲(計画敷地境界から100mの範囲)
- ・工事車両及び施設関連車両の走行による騒音、振動等の影響が及ぶおそれのある範囲(最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両及び施設関連車両の走行経路沿道50mの範囲)
- ・高層建築物の存在により風環境の状況に変化が生じると予想される範囲(計画地敷地境界から計画建築物の最高建物高さの約2倍(約180m)の範囲)
- ・日照障害が及ぶ範囲
- ・テレビ受信障害が及ぶ範囲

関係地域の範囲は図9-1に、当該地域を管轄する市及び区の名称並びにその町丁名は表9-1に示すとおりである。

表9-1 関係地域

市名	区名	関係町丁名
川崎市	川崎区	港町、鈴木町、中瀬三丁目、大師河原一丁目、大師河原二丁目、東門前一丁目、東門前三丁目、大師本町、大師町、大師駅前一丁目、大師駅前二丁目、伊勢町、旭町一丁目、旭町二丁目、富士見一丁目、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、藤崎一丁目、大島一丁目、大島二丁目、大島四丁目、大島上町、追分町、鋼管通一丁目 上記町丁の全域または一部



## 第10章 その他



## 第10章 その他

### 1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類は、表10-1に示すとおりである。

表10-1 指定開発行為の実施に必要な許認可等の種類

根拠法令	許認可等の種類
建築基準法第6条	建築物の建築等に関する申請及び確認
景観法第16条	建築物の新築の届出
都市計画法第58条の2	地区計画の区域内における行為の届出

### 2 条例準備書の作成者及び業務委託者の名称及び住所

#### (1) 条例準備書の作成者

名称：日鉄興和不動産株式会社

代表者：代表取締役社長 三輪 正浩

所在地：東京都港区赤坂一丁目8番1号

#### (2) 業務受託者

名称：株式会社日本設計

代表者：代表取締役 篠崎 淳

所在地：東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

### 3 事業内容等に関する問合せ窓口

窓口：株式会社ユーエスアイ・エンジニアリング

所在地：東京都中央区新川二丁目3番1号

電話：03-6222-9898

FAX：03-6222-9890

### 4 参考とした資料の目録

- ・「都市再生緊急整備地域(羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域)」  
(平成28年11月拡大 内閣府)
- ・「川崎都市計画 都市再開発の方針」(令和6年4月 川崎市 素案公表)
- ・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直し素案の公表と都市計画素案  
説明会及び公聴会の開催について(川崎市)
- ・「川崎市総合計画 第3期実施計画」(令和4年3月 川崎市)
- ・「川崎市都市計画マスタープラン 川崎区構想」(令和3年8月 川崎市)
- ・「多摩川リバーサイド地区整備構想」(2019年9月 川崎市)
- ・「川崎市地図情報システム ガイドマップかわさき」(川崎市)
- ・「まちマップおおた」(大田区)
- ・「国土数値情報(用途地域データ)」(国土交通省)
- ・「雨水流出抑制施設技術指針」(川崎市)

- ・「大気環境測定データダウンロード」(川崎市)
- ・「大気測定地点」(川崎市ホームページ)
- ・「令和4年度水環境データ集」(令和6年6月川崎市)
- ・「川崎市町丁別世帯数・人口」(川崎市ホームページ)
- ・「第66回川崎市統計書 令和5(2023)年版」(令和6年3月川崎市)
- ・「川崎市地図情報システムガイドマップかわさき」(川崎市)
- ・「川崎市の土地利用と建物現況 令和2年度調査結果」(川崎市)
- ・「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省)
- ・「第66回川崎市統計書 令和5(2023)年版」(令和6年3月川崎市)
- ・「市バス路線図 川崎区・一部幸区(2024年3月26日現在)」(川崎市交通局)
- ・「臨港バス路線図 2024.4」(川崎鶴見臨港バス)
- ・「臨港バスナビ」(川崎鶴見臨港バスホームページ)
- ・「川崎区マップ(令和6年3月発行)」(川崎市)
- ・「川崎の公園(令和6年3月31日現在)」(川崎市)
- ・「かわさきの文化財 川崎市内文化財案内」(川崎市教育委員会)
- ・「令和5(2023)年度大気・水環境対策の取組(令和4(2022)年度の実績)」  
(令和6年3月川崎市)
- ・「令和4(2022)年度の大気環境及び水環境の状況等について」  
(令和5(2023)年7月川崎市)
- ・「道路政策・基礎データ」(令和6年6月閲覧 川崎国道事務所ホームページ)
- ・「令和4年度水環境の状況について」(令和5年7月神奈川県)
- ・「川崎区経年成果(平成23年度以降) 水準測量成果一覧表」(川崎区)
- ・「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」(平成29年3月改定)
- ・「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)-R4年度実績-  
R5.12.22 環境省・経済産業省公表、R6.7.19一部追加・更新」  
(令和6年8月環境省・経済産業省)
- ・「ガス事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)-R5年度実績-  
R6.6.28 環境省・経済産業省公表」(令和6年6月環境省・経済産業省)
- ・「建築物環境計画書作成マニュアル」(平成29年3月川崎市)
- ・「開発事業地球温暖化対策等計画書作成マニュアル」(令和6年3月川崎市)
- ・「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(令和4年3月川崎市)
- ・「川崎市建築物環境配慮制度(CASBEE川崎)」(令和5年4月改定 川崎市)
- ・「地域環境管理計画に定められる地域別環境保全水準」(令和3年3月改定 川崎市)
- ・「地域環境管理計画」(令和3年3月改定 川崎市)
- ・「大気環境及び水環境の状況等について」(川崎市)
- ・「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月環境庁告示第38号)
- ・「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月環境庁告示第25号)
- ・「地上気象観測指針」(2002年7月気象庁編集 気象業務支援センター)
- ・「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第4.2版)」(令和6年4月環境省)
- ・「騒音規制法」(昭和43年6月法律第98号)

- ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月 環境庁告示第64号)
- ・「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック 第3版」  
(平成13年2月 (社)日本建設機械化協会)
- ・「地域の音環境計画」(平成9年4月 (社)日本騒音制御工学会)
- ・「振動規制法施行規則」及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」
- ・「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」  
(平成25年3月 国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所)
- ・「建設作業振動対策マニュアル」(平成6年4月 (社)日本建設機械化協会)
- ・「建設騒音及び振動の防止並びに排除に関する調査試験報告書」  
(昭和54年10月 建設省土木研究所)
- ・「令和6年度 環境局事業概要 -廃棄物編-」(令和6年8月 川崎市環境局)
- ・「収集日一覧(川崎区)」(令和6年6月閲覧 川崎市ホームページ)
- ・「川崎市一般廃棄物処理基本計画」(平成28年3月 川崎市)
- ・「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」  
(令和2年9月 国土交通省)
- ・「産業廃棄物適正処理の手引き(排出事業者用)」(令和5年3月 川崎市)
- ・「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」  
(令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局)
- ・「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」  
(令和5年11月 川崎市)
- ・「地域環境管理計画」(令和3年3月改定 川崎市)
- ・「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」  
(平成16年3月 (社)建築業協会 環境委員会副産物部会)
- ・「建築系混合廃棄物の原単位調査 2020年度データ」  
(令和4年2月 (一社)日本建設業連合会)
- ・「事業系一般廃棄物性状調査(その8)」(平成6年12月 杉山、田口、立藪、明松)
- ・「平成11年度排出源等ごみ性状調査」(平成12年11月 及川、三森、谷川)
- ・「平成30年度 建設副産物実態調査結果」(令和2年1月 国土交通省)
- ・「川崎市環境影響評価等技術指針」(令和3年3月 川崎市)
- ・「造園施工管理 技術編 改訂27版」(平成27年6月 (一社)日本公園緑地協会)
- ・「自然環境アセスメント指針」(平成2年1月 (社)環境情報科学センター)
- ・「植栽基盤整備技術マニュアル」(2013年12月 (一財)日本緑化センター)
- ・「川崎市緑化指針」(令和4年2月一部改正 川崎市)
- ・「川崎市および周辺の植生 -環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究-」  
(昭和56年3月 宮脇ら編、横浜植生学会)
- ・「神奈川県における潜在自然植生」(昭和51年3月 宮脇昭編、神奈川県教育委員会)
- ・「建築外観の視覚構造Ⅱ -夜における建築の見え方、図と地の逆転-」  
(昭和53年9月 日本建築学会大会学術講演梗概集 芦原義信他)
- ・「川崎市景観計画」(平成30年12月改定 川崎市)
- ・「建築基準法」(昭和25年5月 法律第201号)

- ・「川崎市建築基準条例」(昭和35年9月 条例第20号)
- ・「建造物によるテレビ受信障害調査要領(地上デジタル放送)(改訂版)」  
(平成30年6月(一社)日本CATV技術協会)
- ・「全国テレビジョン、FM・ラジオ放送局一覧」  
(日本放送協会・(一社)日本民間放送連盟監修・NHKテクノロジーズ編集)
- ・「衛星放送の現状〔令和6年度版〕」(令和6年4月 総務省)
- ・「建造物障害予測の手引き」(平成17年3月(社)日本CATV技術協会)
- ・「建築物荷重指針・同解説(2015)」(平成27年2月 日本建築学会)
- ・「ビル風の基礎知識」(平成17年12月 風工学研究所 編著)
- ・「令和6年度市立学校統計調査速報」(令和6年5月 川崎市教育委員会事務局)
- ・「年刊 教育調査統計資料No.51 令和5(2023)年度」(川崎市教育委員会ホームページ)
- ・「川崎市教育委員会ヒアリング」(令和6年5月、8月)
- ・「令和4年度活動報告書 教育文化会館・市民館」(川崎市教育委員会)
- ・「川崎市年齢別人口 -令和5(2023)年10月1日現在-」(令和5年12月 川崎市)
- ・「川崎市の世帯数・人口、区別人口動態、区別市外移動人口(令和6年3月1日現在)」  
(令和6年3月 川崎市)
- ・「川崎市の人口(1) 令和2年国勢調査結果報告書(人口等基本集計結果)」  
(令和4年3月 川崎市)